

学校法人会計基準について

講師　：　金野　綾子

(文部科学省高等教育局私学部参事官 (学校法人担当) 付

専門職)

学校法人会計基準について



文部科学省高等教育局私学部参事官付

令和2年9月



本日の説明内容

1. 学校法人会計とは
2. 財務3表について
3. 基本金とは
4. 計算書類を読むポイント

1. 学校法人会計とは

1-1. 財産監査のポイント

「学校法人の財産の状況」の監査（私立学校法第37条3項2号）

■「財産の状況」とは、資産の状況だけを指すのではなく、負債や基本金、収支の状況等を含めた財務状況を監査する必要がある。また、監査対象は法人部門に限らず、各学校も含まれる。

■会計監査人による監査が行われる場合も、監事自らが財産監査を実施し、その結果を報告する。

＜会計監査人との関係＞

私立学校法においては、監事監査の中で会計監査人の監査結果を利用する制度が導入されていない。そのため、**監事は**会計監査人との連携によって監事監査の有効性、効率性を高めることはできるが、**財産監査を自ら実施すること**を免れることはできない。（日本公認会計士協会 学校法人委員会 研究報告第17号 学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について）

■監事は、計算書類の適正性だけにとどまらず、**学校法人の運営の効率性**や**合理性**、**妥当性**まで含めた観点で、財産監査・業務監査を行う。

＜会計監査人監査との違い＞

会計監査人は、私立学校振興助成法14条の規定に基づき、学校法人の計算書類が、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、学校法人の経営状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているかを監査する。

ポイント

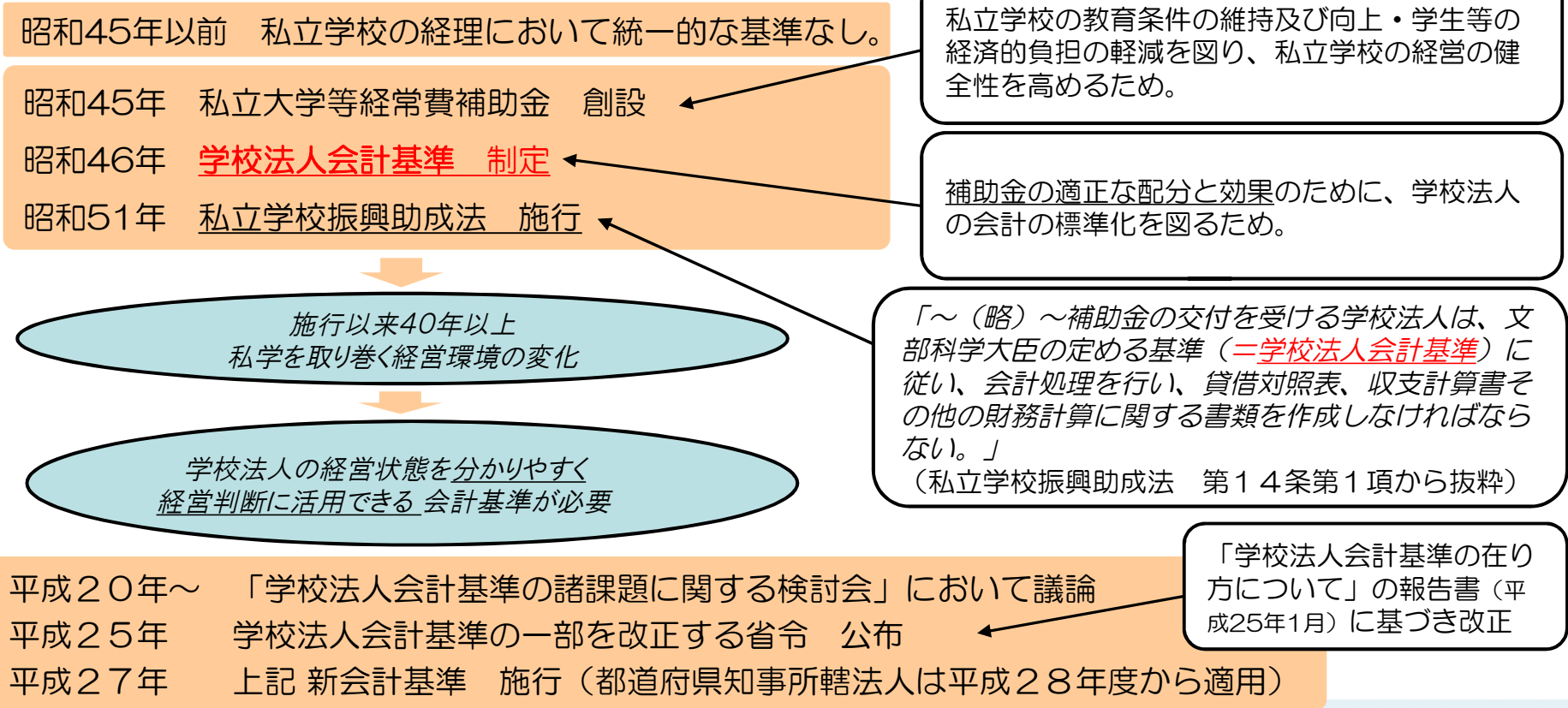
- 監査対象である計算書類の作成ルール（学校法人会計基準）を的確に理解すること
- 計算書類から学校法人の運営状況を読み取れること

1-2. 学校法人会計基準とは

学校法人会計基準の位置付け

■文部科学省令であり、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」のこと。

学校法人会計基準制定の経緯

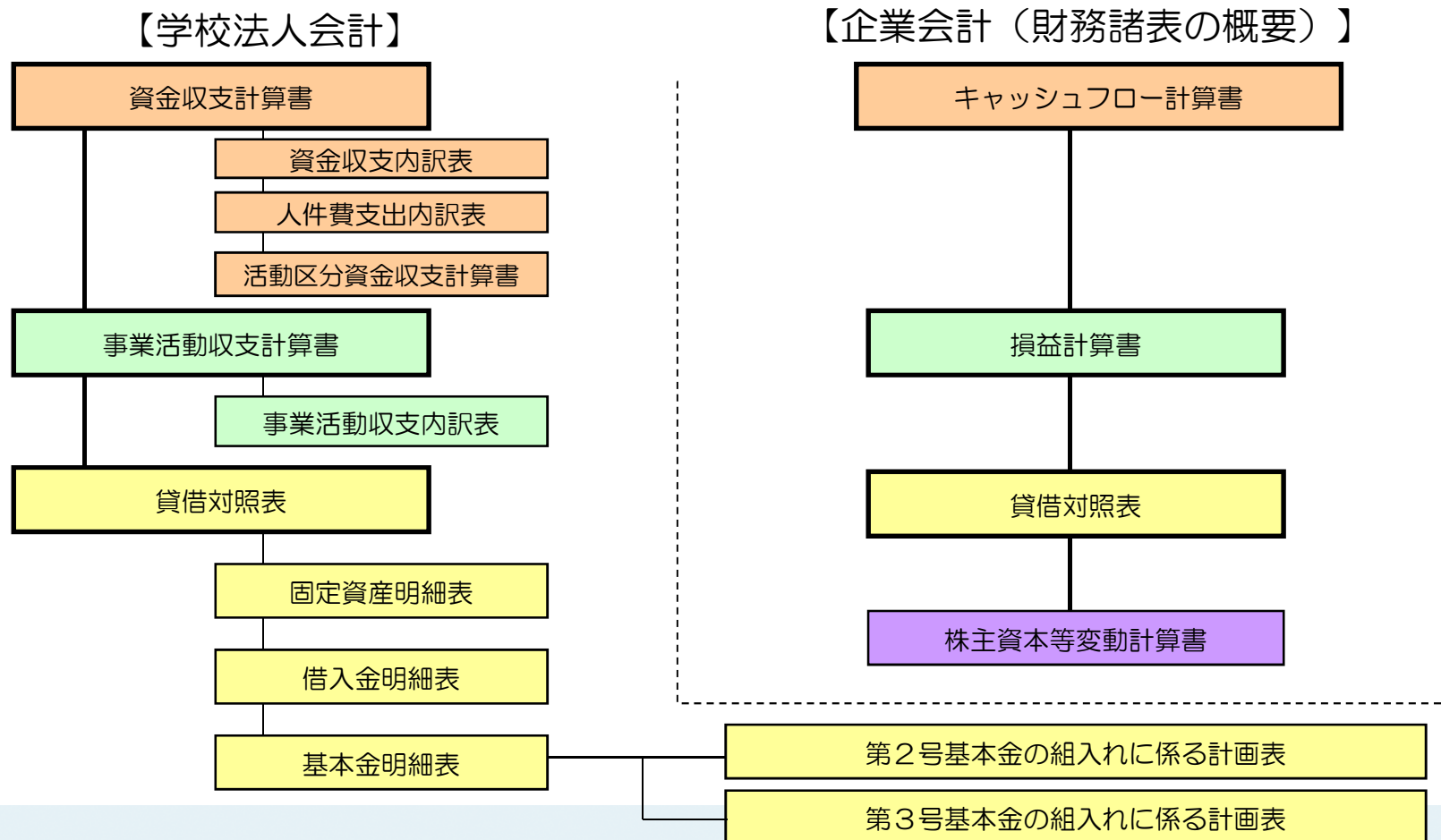


2. 財務3表について

2-1. 計算書類の体系

作成しなければならない計算書類（財務3表）

- ① 資金収支計算書 : 補助金の適正な配分と効果が目的
- ② 事業活動収支計算書 : 収支の均衡と永続性が目的
- ③ 貸借対照表 : 年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的



2-2. 資金収支計算書

資金収支計算書

平成X1年4月1日から
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

収入

収入の部				
科目	予算	決算	差異	
学生生徒等納付金収入	×××	×××	△	×××
手数料収入	×××	×××		×××
寄付金収入	×××	×××		×××
補助金収入	×××	×××		×××
資産売却収入	×××	×××		×××
付随事業・収益事業収入	×××	×××		×××
受取利息・配当金収入	×××	×××		×××
雑収入	×××	×××		×××
借入金等収入	×××	×××		×××
前受金収入	×××	×××		×××
その他の収入	×××	×××		×××
第2号基本金引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
第3号基本金引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
(何)引当特定資産取崩収入	×××	×××		×××
前期末未収入金収入	×××	×××		×××
資金収入調整勘定	△ ×××	△ ×××		×××
前年度繰越支払資金	×××	×××		
収入の部合計	×××	×××		×××

支出

支出の部				
科目	予算	決算	差異	
人件費支出	×××	×××		×××
教育研究経費支出	×××	×××		×××
管理経費支出	×××	×××		×××
借入金等利息支出	×××	×××		×××
借入金等返済支出	×××	×××		×××
施設関係支出	×××	×××		×××
設備関係支出	×××	×××		×××
資産運用支出	×××	×××		×××
その他の支出	×××	×××		×××
[予備費]	(×××)			×××
資金支出調整勘定	△ ×××	△ ×××		×××
翌年度繰越支払資金	×××	×××		×××
支出の部合計	×××	×××		×××

資金収支計算書の目的：

当該会計年度の諸活動に対応する**全ての収入及び支出**の内容並びに、当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

予算と決算（実績）を対比する様式。



2-3. 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書）

活動区分資金収支計算書

平成X1年4月 1日から
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

		科 目	金 額			科 目	金 額
教育活動による資金収支	収 入	学生生徒等納付金収入	×××	その他の活動による資金収支	収 入	借入金等収入	×××
		手数料収入	×××			有価証券売却収入	×××
		特別寄付金収入	×××			第3号基本金引当特定資産取崩収入	×××
		一般寄付金収入	×××			(何)引当特定資産取崩収入	×××
		経常費等補助金収入	×××			小計	×××
		付随事業収入	×××			受取利息・配当金収入	×××
		雑収入	×××			収益事業収入	×××
		教育活動資金収入計	×××			その他の活動資金収入計	×××
	支 出	人件費支出	×××		支 出	借入金等返済支出	×××
		教育研究経費支出	×××			有価証券購入支出	×××
管理経費支出		×××	収益事業元入金支出	×××			
教育活動資金支出計		×××	小計	×××			
差 引			借入金等利息支出	×××			
調整勘定等		×××	その他の活動資金支出計	×××			
教育活動資金収支差額		×××	差 引		×××		
施設整備等活動による資金収支	収 入	施設設備寄付金収入	×××	調整勘定等		×××	
		施設設備補助金収入	×××	その他の活動資金収支差額		×××	
		施設設備売却収入	×××	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		×××	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	×××	前年度繰越支払資金		×××	
		(何)引当特定資産取崩収入	×××	翌年度繰越支払資金		×××	
		施設整備等活動資金収入計	×××				
	支 出	施設関係支出	×××				
		設備関係支出	×××				
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	×××				
		(何)引当特定資産繰入支出	×××				
施設整備等活動資金支出計	×××						
差 引		×××					
調整勘定等		×××					
施設整備等活動資金収支差額		×××					
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		×××					

「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」、「その他の活動による資金収支」に区分し、活動区分ごとの収支の状況を明らかにする。

2-4. 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書の目的：当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、**収支均衡を目的**とする。

事業活動収支計算書

平成X1年4月1日から
平成X2年3月31日まで

(単位 円)

予算と決算（実績）を対比する様式。

		科 目	予 算	決 算	差 異			
事業活動収入の部	教育活動収入	学生生徒等納付金	xxx	xxx	xxx			
		手数料	xxx	xxx	xxx			
		寄付金	xxx	xxx	xxx			
		経常費等補助金	xxx	xxx	xxx			
		付随事業収入	xxx	xxx	xxx			
		雑収入	xxx	xxx	xxx			
		教育活動収入計	xxx	xxx	xxx			
		事業活動支出の部	教育活動支出	人件費	xxx	xxx	xxx	
				教育研究経費	xxx	xxx	xxx	
				管理経費	xxx	xxx	xxx	
徴収不能額等	xxx			xxx	xxx			
教育活動支出計	xxx			xxx	xxx			
教育活動収支差額			xxx	xxx	xxx			
事業外収入の部	事業活動収入	受取利息・配当金	xxx	xxx	xxx			
		その他の教育活動外収入	xxx	xxx	xxx			
		教育活動外収入計	xxx	xxx	xxx			
	事業活動支出	教育活動外支出	借入金等利息	xxx	xxx	xxx		
			その他の教育活動外支出	xxx	xxx	xxx		
			教育活動外支出計	xxx	xxx	xxx		
			教育活動外収支差額			xxx	xxx	xxx
			経常収支差額			xxx	xxx	xxx

経常的な収支バランス

事業の収支バランス

事業外の収支バランス

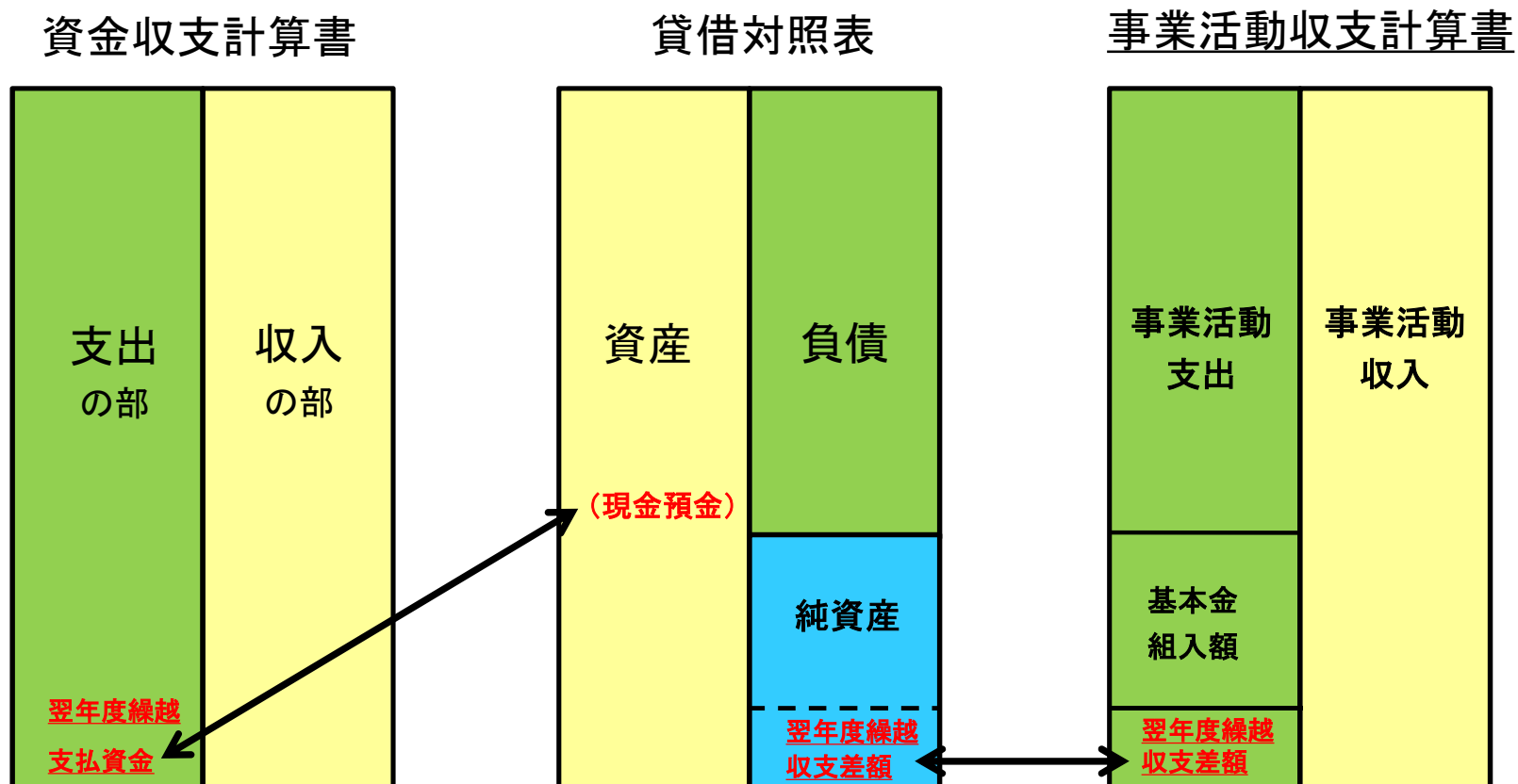
毎年度の収支バランスを表示

		科 目	予 算	決 算	差 異
特別収入の部	事業活動収入の部	資産売却差額	xxx	xxx	xxx
		その他の特別収入	xxx	xxx	xxx
		施設設備寄付金	xxx	xxx	xxx
		現物寄付	xxx	xxx	xxx
		施設設備補助金	xxx	xxx	xxx
		特別収入計	xxx	xxx	xxx
		特別支出の部	事業活動支出の部	資産処分差額	xxx
その他の特別支出	xxx			xxx	xxx
災害損失	xxx			xxx	xxx
特別支出計	xxx			xxx	xxx
特別収支差額			xxx	xxx	xxx
〔予備費〕			(xxx)		xxx
基本金組入前当年度収支差額			xxx	xxx	xxx
基本金組入額合計			△xxx	△xxx	xxx
当年度収支差額			xxx	xxx	xxx
前年度繰越収支差額			xxx	xxx	xxx
基本金取崩額			xxx	xxx	xxx
翌年度繰越収支差額			xxx	xxx	xxx
(参考)					
事業活動収入計			xxx	xxx	xxx
事業活動支出計			xxx	xxx	xxx

臨時的な収支バランス

長期の収支バランスを表示

2-6. 計算書類間のつながり



3. 基本金とは

3-1. 基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。



学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

事業活動収支計算において、基本金は、最優先で組入れなければならない。

- 第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得に係る基本金
- 第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金に係る基本金
- 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金
- 第4号基本金：必要な運転資金維持に係る基本金

4. 計算書類を読むポイント



4-1. 収支差額の分析

区分	内容	主な収入・支出科目	区分	通常A	通常B	困難A	困難B
①教育活動収支差額	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。	学生生徒等納付金、補助金、寄付金、人件費、教育研究経費、管理経費	教育活動収支差額	+	-	-	+
②教育活動外収支差額	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。	受取利息・配当金、借入金等利息	教育活動外収支差額	+	+	+	-
③ = ① + ② 経常収支差額	経常的な収支バランスを見ることができる。	-	経常収支差額	+	+	-	-
④特別収支差額 (臨時的収支)	資産売却や処分等の臨時的な収支を見ることができる。	施設設備補助金、デリバティブ解約損					
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることができる。 (旧会計基準では、帰属収支差額と呼ばれていた差額)	-					

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

4-2. 比率による分析①

【事業活動収支計算書の関係比率】 ※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

H30全国平均 (大学)4.6 % (短大) Δ 1.3 %

$$\text{① 事業活動収支差額比率} \dots\dots\dots \frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$$

「経営状況はどうか」の視点から、プラスが大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる。

H30全国平均 (大学)53.0 % (短大)61.9 %

$$\text{② 人件費比率} \dots\dots\dots \frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$$

人件費は学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる。

4-3. 比率による分析②

【事業活動収支計算書の関係比率】 ※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

H30全国平均 (大学)74.8 % (短大)60.5 %

$$\text{③ 学生生徒等納付金比率} \dots\dots\dots \frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$$

事業活動収入のなかで最大の割合を占めている重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい。

H30全国平均 (大学)4.5 % (短大) Δ 1.9 %

$$\text{④ 経常収支差額比率} \dots\dots\dots \frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$$

経常的な収支バランスを示す。この比率がプラスが大きいほど経常的な収支は安定していることを示す。

4-4. 比率による分析③

【貸借対照表の関係比率】 ※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人

H30全国平均 (大学)1.9 年 (短大)1.8 年

⑤ 運用資産余裕比率

$$\frac{\text{運用資産} (\ast 1) - \text{外部負債} (\ast 2)}{\text{経常支出}}$$

比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、1.0を超えている場合は、1年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有していることを示す。

(※1) 運用資産 = 特定資産 + 有価証券 (固定資産) + 有価証券 (流動資産) + 現金預金

(※2) 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務

4-5. 計算書類のチェック（監事の見方）

1. 計算書類が正しく作成されているかの観点

- ✓ 計算書類に必要事項が漏れなく記載され、計算書類間の整合性がとれているか

【参考】学校法人委員会研究報告第8号 計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト

https://iicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-12-8-2a-20160125.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%B3%95%E4%BA%BA%E4%BC%9A%E8%A8%88+%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88%27

- ✓ 期中に把握した法人のトピックスが財務数値にどのように反映されているか
- ✓ 計算書類以外の公開情報（事業報告書、統計データなど）と明らかな不整合がないか
- ✓ 計算書類の作成につながる各業務プロセス（財務報告プロセスを含む）の内部統制はどのように整備・運用されているか

2. 学校法人の財務状況・経営状況等を検討する観点

- ✓ 法人にどのような財務上の特色や課題があるか
← 財務数値や分析指標に関する経年比較、他法人比較が有用
- ✓ 予算と決算で乖離がある項目について、理由は合理的か
- ✓ 大きな額の支出について、適切な意思決定が行われているか
- ✓ 注記や明細表から、保有する金融商品の内容や子会社への投資の状況、基本金組入れの詳細、固定資産や借入金の動き等を確認し、不合理な点がないか
- ✓ 旅費や交通費、会合費、仮払金、預り金など、支出の用途や計上目的は妥当か
- ✓ ステークホルダーへの説明責任を果たす情報公開が行われているか



大学の国際化と危機管理について
～安全保障貿易管理に関する観点から～

講師　：　吉岡　路

(文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室専門官)

大学の国際化と危機管理について

～安全保障貿易管理に関する観点から～



グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

1. 大学教育のグローバル展開力の強化

令和2年度予算額：4,499百万円（前年度予算額：4,705百万円）

(1) 大学の体制の国際化

令和2年度予算額：3,302百万円
（前年度予算額：3,397百万円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 3,302百万円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）（2014年度-2023年度）

(2) 教育プログラムの国際化

令和2年度予算額：1,196百万円
（前年度予算額：1,308百万円）

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

- アフリカ諸国との大学間交流形成支援（新規）
<交流推進型/プラットフォーム型>（2020年度-2024年度：5件）
- 日-EU戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/（プラットフォーム型）>
（2019年度-2023年度：3件）
- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2018年度-2022年度：10件）
- ロシア、インド等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2017年度-2021年度：11件）
- アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化
（2016年度-2020年度：25件）

2. 大学等の留学生交流の充実

令和2年度予算額：34,057百万円（前年度予算額：34,375百万円）

(1) 大学等の留学生交流の支援等

令和2年度予算額：7,951百万円
（前年度予算額：8,100百万円）

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人→12万人）を目指すため、**若者の海外留学への機運醸成を図る留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の活動を推進**するとともに、学位取得目的の長期留学支援の拡充等により、留学経費を支援する。

- 大学等の海外留学支援制度 7,868百万円
<学位取得型> 大学院：252人 学部：160人
<協定派遣型> 20,000人（渡航支援金1,600人を含む）
<協定受入型> 5,000人
- 日本人の海外留学促進事業 83百万円

(2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

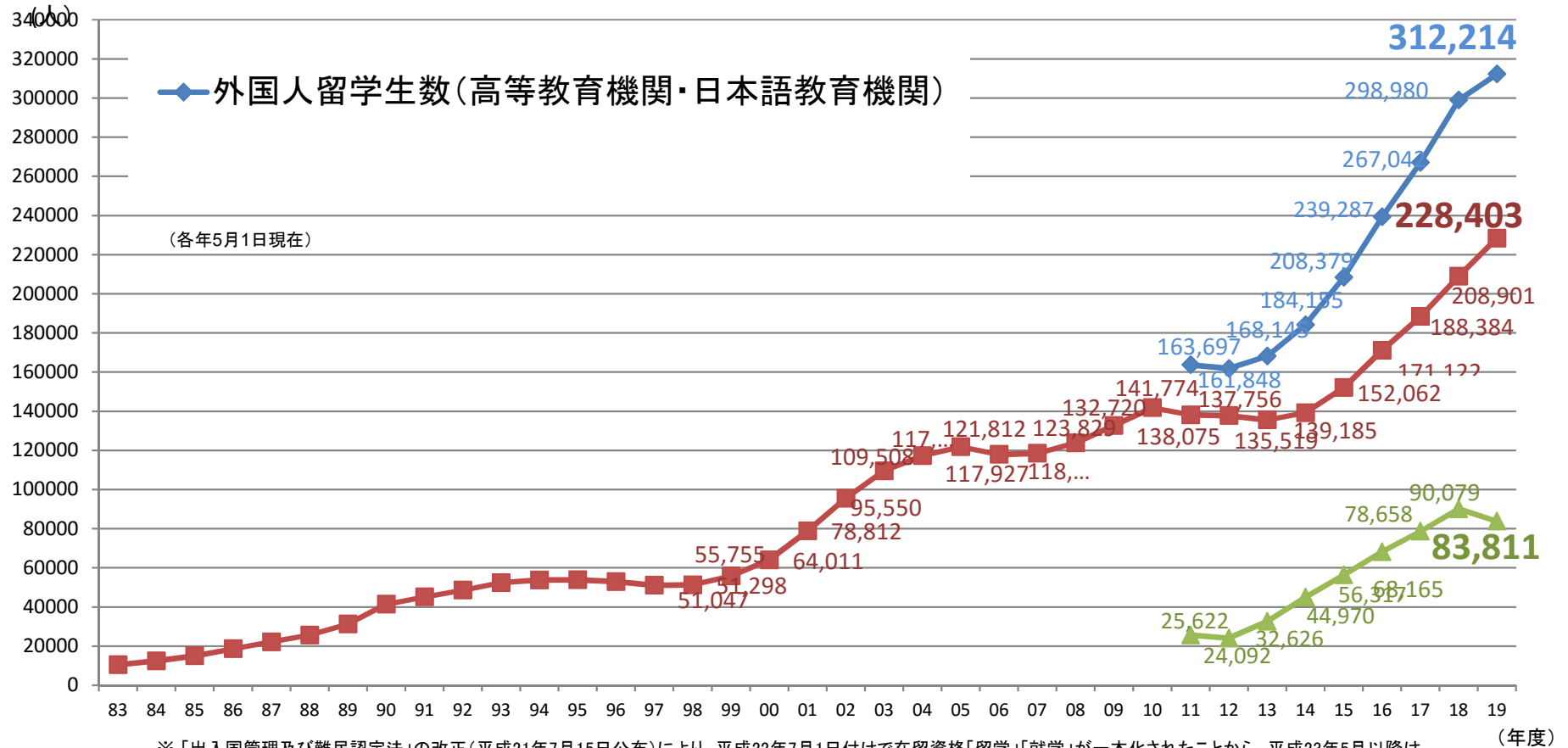
令和2年度予算額：26,106百万円
（前年度予算額：26,275百万円）

優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を図る「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での日本留学の魅力発信を強化するとともに、**「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職に資する取組を支援**する等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

- 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 1,034百万円
・日本留学海外拠点連携推進事業 6拠点
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 23,975百万円
・国費外国人留学生制度 11,473人
・留学生受入れ促進プログラム 7,400人
・留学生就職促進プログラム 14拠点

外国人留学生数の推移

推移



出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域	留学生数(前年度)	対前年比
中国	124,436(114,950)	9,486	スリランカ	7,240(8,329)	△1,089
ベトナム	73,389(72,354)	1,035	インドネシア	6,756(6,277)	479
ネパール	26,308(24,331)	1,977	ミャンマー	5,383(5,928)	△545
韓国	18,338(17,012)	1,326	タイ	3,847(3,962)	△115
台湾	9,584(9,524)	60	その他	36,933(36,313)	620

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ) 海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理の徹底**
 - **教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止**

○安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの。



○安心して教育研究活動を行うために、大学の適切な対応が不可欠。

大学等における安全保障貿易管理について

概要

- 【目的】 我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
- 【手段】 武器や軍事利用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動の恐れのある者に渡ることを防ぐための輸出等（貨物の輸出及び技術の提供）の管理

→ 我が国においては「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、輸出管理を実施。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第3版

経産省作成

意識啓発

- **外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学等が実施すべきことをとりまとめたもの。**
- 経済産業省において、平成29年10月に第3版を公表。文部科学省も改訂に協力。
- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨とされるかを整理するとともに、規程や帳票を例示。

ガイダンスの主な内容

- **安全保障貿易管理制度（制度の趣旨・背景、規制の内容 等）**
- **規制対象となる技術の提供等（技術の提供に係る規制の概要 等）**
 - 技術の提供・貨物の輸出の確認手続
 - ・案件ごとの手続（事前確認、用途・相手先確認、該非判定、取引審査 等）
 - ・定期的な手続（周知・指導・研修）
 - 個々のケースの確認手続
 - ・留学生・研究生・教職員の技術提供等に係る管理（入口・中間・出口管理等）
 - ・外国出張・一時帰国
 - ・共同研究の実施 等
 - 組織体制の整備・運用
 - ・**担当部署等の決定・設置**
 - ・**関係規程の策定**
 - ・組織内周知 等
- **大学関係者等からの質疑例、規定・帳票例、問合せ窓口等**

以下の2つの事項を整理

【必須】法令に基づく事項又は法令遵守のために確実に取り組むべき事項

【推奨】法令遵守のため高い効果が期待できる事項

国立大学においてはいずれも100%整備

周知

- 安全保障貿易管理の普及・啓発及び自主管理体制の促進を目的として、**文科省・経産省の共催で、大学・研究機関向けの説明会（※）**を毎年実施。安全保障貿易管理制度の概要に加え、**各大学の取組の好事例**を紹介。

※令和元年度（実績）
名古屋（9/3）、大阪（9/25）、東京（10/15）

- **文科省主催の大学等向けの会議**においても、毎年、制度の周知・意識啓発を実施。

例：国立大学学長等会議、私立学校担当者向け会議、留学生担当者向け説明会

※文部科学省から大学・研究機関に組織的な輸出管理体制の構築を要請する通知を发出
⇒直近：「大学における輸出管理について（再徹底の依頼）」（高等教育局長通知 令和元年5月）

大学における体制整備の状況

輸出管理担当部署の設置状況

文部科学省調査（2018年2月）
回答数：272校回答（対象296校）

国立大学 81校（94.2%）
公立・私立大学 78校（41.9%）

計 159校（58.5%）

文部科学省調査（2019年2月）
回答数：289校回答（対象313校）

国立大学 81校（94.2%）
公立・私立大学 92校（45.5%）

※前年度比 1.5%改善

計 173校（59.9%）

文部科学省調査
回答数：299校（対象321校）
【2020年4月現在】

国立大学 86校（100%）

公立・私立大学
130校（61.0%）

※前年度比 12.4%改善

計 216校（72.2%）

関係規程の策定状況

文部科学省調査（2018年2月）
回答数：272校回答（対象296校）

国立大学 65校（75.6%）
公立・私立大学 44校（23.7%）

計 109校（40.1%）

文部科学省調査（2019年2月）
回答数：289校回答（対象313校）

国立大学 69校（80.2%）
公立・私立大学 64校（31.6%）

※前年度比 5.9%改善

計 133校（46.0%）

文部科学省調査
回答数：305校（対象321校）
【2020年4月現在】

国立大学 86校（100%）

公立・私立大学
112校（51.1%）

※前年度比 18.9%改善

計 198校（64.9%）

【アンケート実施対象】

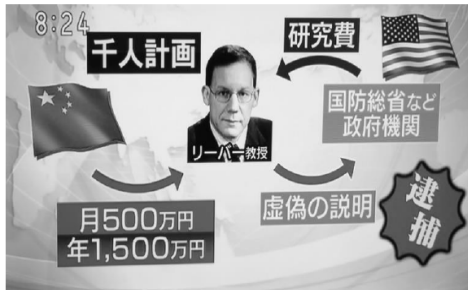
- ・2017年度 国立大学 及び 医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学の296校
- ・2018年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の313校
- ・2019年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の321校

技術流出の防止に関する最近の動向

米国の動き（議会、連邦政府機関、大学）



“ハーバード大教授起訴
米司法省 中国の計画
参加隠す”
(令和2年1月読売新聞)



図：NHKニュース

- 2000年頃から、中国の研究開発投資が大幅増（特にハイテク・新興技術への焦点が顕著）
- 「千人計画」(2008～)などの人材採用プログラムを介した、米国大学の基礎研究への中国のアクセスの増大が、機微技術の流出を含む「研究の安全保障」(Research Security)に対する懸念として顕在化

- 連邦機関は輸出管理やビザ等の規制措置とともに、米国の研究力の源泉でもあるオープンな研究環境を確保するため、「研究インテグリティ」(Research Integrity) 確保のためのアプローチを強化



- 我が国としても、こうした米国をはじめとする諸外国の動きに留意にしつつ、連携して対策を推進していくことが必要

我が国の対応（骨太・成長戦略）

【骨太】

- ✓ 我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学・研究機関、企業等における技術流出防止の強化に向けた関連情報の収集や制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。

【成長戦略】（戦略的な研究開発の推進）

- ✓ 研究活動や企業活動の国際化に伴う留学生・研究者等の移動、企業買収や、サイバー空間における情報窃取等の様々な経路による国外等への技術流出について、関係府省庁が情報を収集、共有し、諸外国の機微技術管理等の政策に留意しつつ、連携した対策を推進する。
- ✓ その際、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点も踏まえ、研究成果の公開・非公開、特許出願公開や特許公表、外国からの研究資金の受入れ、留学生・外国人研究者等の受入れ、重要な技術情報を取り扱う者への資格付与の在り方についての制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。
- ✓ これらの取組を進めるに当たっては、研究者が萎縮することのないよう、研究成果の発信を促進するオープンサイエンスの理念、海外との共同研究の促進による科学技術の振興方針と整合させるとともに、予見可能なものとなるよう配慮する。

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版』(平成29年10月経済産業省策定)

【内容】 大学・研究機関が、安全保障貿易管理を確実に実施するための外為法の概要、管理、手順等、実施すべきことを取りまとめたもの。

H20年策定⇒H22年改訂⇒H29年改訂 ★文部科学省も策定に協力

【改訂ポイント】

○厳格管理と負担軽減の両立 (濃淡管理)

○具体的な組織体制の提示

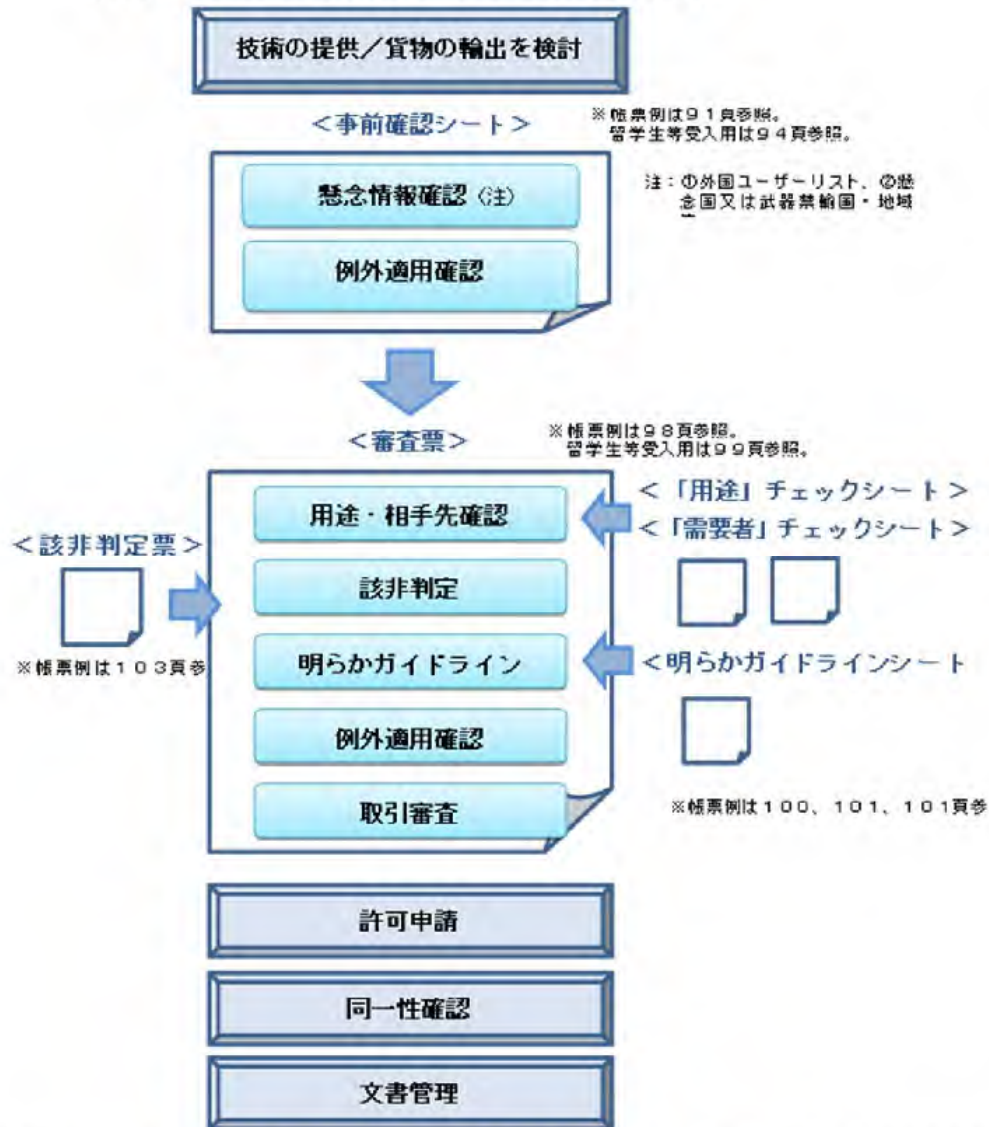
○実際の活動ケースに合わせた管理手法の具体的提示

(留学生管理や外国出張等のケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理)

○内部管理規定、各種帳票 (審査票、誓約書等) の例示

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第三版』(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 1/4

大学・研究機関における管理手続の流れ



○必須措置項目、推奨措置項目を具体的に列挙

「教職員等は、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする場合は、「事前確認シート」を用いて「審査票」の起票の要否について、管理責任者の確認を受けることが推奨されます。」

○具体的な様式例も提示

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日： 年 月 日
申請者： 氏名 所属・職名
連絡先： Tel Email

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前このシートを作成・提出が必要になります。
※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の手続に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

1. 取引区分・類型

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 (秘密保持契約 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)) <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他 ()
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック <input type="checkbox"/> 原料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 (<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品) <input type="checkbox"/> その他 ()

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版』(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 2/4

○ガイダンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- 来日後6か月以上の留学生や研究生、採用された外国人教職員であっても、外国において規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。 <必須>P.56
- 留学生、研究生、教職員が外国に渡航する際、居住者であっても非居住者であっても、外国において規制技術の提供を予定している場合には、少なくとも技術の持ち出しに先立ち許可を取得しなければなりません。 <必須>P.60
- 組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。 <必須>P.68
- 各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要です。 <必須>P.70

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用)第三版』(平成29年10月経済産業省) ＜抜粋＞ 3/4

○ガイドンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- 組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。＜推奨＞P.33,P.66
- 機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。＜推奨＞P.66
- 遵守基準にも対応した自主的な管理を支援するため、経済産業省は、技術提供者や輸出者自身が輸出管理内部規程を策定し、それに基づいた技術・貨物提供管理等を行うことを強く推奨しています。＜推奨＞P.70
- 特に、リスト規制技術情報は、アクセス管理してください。＜推奨＞P.52
- 技術提供の事務や判断を行う職員のみならず、幹部、研究者、職員全員を対象とした指導・研修により、大学・研究機関全体で管理意識の底上げを図ることも重要です。＜推奨＞P.50

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス

(大学・研究機関用) 第三版(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 4/4

○入口・中間・出口の各段階における管理

- 留学生、研究生、教職員の受入れや採用時には、(略)安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学や研究機関として受入れ・採用の可否を判断することが推奨されます。<推奨>P.57
- 留学生、研究生、教職員が在学や在職中に、居住者となり、規制技術を習得する可能性があります。(略)研究内容の高度化や変更の有無を確認し、外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや配属・配置等により対応することも考えられます。 <推奨>P. 59
- 留学生、研究生、教職員の卒業時や退職時には、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかを確認するために、注意喚起を実施するとともに、誓約書を取得することが推奨されます。また、(略)注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生、研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することが推奨されます。 <推奨>P. 59

産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会

中間報告 (2017年1月23日) <抜粋>

特に大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果が国内外で公開されることを前提としていることから、**技術情報の管理体制の整備に当たっても、研究成果の管理の仕方について企業とは異なった対応が求められる。**

こうした大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、国際取極や各国の管理状況を踏まえつつ、**規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要**である。

国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)

文部科学省大臣官房国際課長 (平成29年2月17日)

昨年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。

これを受け、平成29年1月23日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文部科学省に対し協力要請がありました。

文部科学省としては、平成18年3月24日付け文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成21年11月24日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、**改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。**

大学における輸出管理について(再徹底の依頼)

文部科学省高等教育局長 (令和元年5月28日)

経済産業省からの依頼を受け、別紙、「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成29年11月6日 29文科高第645号)の通知において、係る体制整備を各大学等にお願いしたところですが、**残念ながら未だ体制整備がなされていない大学等があることが明らか**となっています。

ついては、改めて上記通知を御参照いただき、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供に関して外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うよう、**各大学等における取組の再徹底をお願い**します。

特に、昨今の大学等の教育研究活動のグローバル化の進展、科学技術の高度化、データ処理、ネットワーク化の急速な拡大等に伴い、**大学等からの機微技術の流出が問題となるケースが多様化**している現状にかんがみれば、およそ、**すべての大学等において、安全保障貿易管理に対する理解と、効果的な学内の体制整備が欠かせません**。このため、今後、各大学におかれては、**安全保障貿易管理に関する担当部署の設置と内部規程の整備を早急に行うなど、取組の徹底**をお願いします。

まず大学に取り組んでいただきたいこと

【背景】 **体制の整備は法的な義務** ⇔ 【対応】 **体制整備の構築** (必要な体制は様々)

「大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について（事務連絡）」（平成27年7月14日）

★**経営層の正しい認識が重要**

1. 必要な体制の整備

- 留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要

(例) 既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2. 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- サポート資料の活用

3. 必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

(例) 近隣大学のネットワークで対応

安全保障貿易管理に係る各地域における大学間ネットワーク

地域ネットワークの形成

- 大学の輸出管理担当者を対象とした情報交換、スキルアップを目指すことを目的とし、全員参加型で意見交換等を行う大学間のネットワークが地域毎に形成されている。



(経済産業省作成資料より抜粋)

(活動例)

- ・ 輸出管理担当者の勉強会の実施
- ・ メール等を活用した情報交換
- ・ 各大学の運用を協議し、実効的な施策を共通標準化

○ 継続的な説明会の実施や経済産業省実施のアドバイザー派遣事業等により、学内での輸出管理体制は進捗しつつある。

○ 今後、より実効性のある体制を構築していくためにも、地域の大学がネットワークを形成し、輸出管理担当者の更なるスキル向上や情報交換ができる体制を構築することは有効と考える。

大学等向けアドバイザー派遣事業について

? アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の**着実な実施**及び**構築を支援**するための**アドバイザー派遣事業**を昨年度に引き続き実施します。

アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。**支援費用は発生しません。**

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

○ **平成29年度から**経済産業省において大学等における**安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するため****アドバイザー派遣事業を開始。**

○ 文部科学省からも各大学等に対して周知の**連絡。** (平成29年6月26日付事務連絡)

必要に応じて、是非ご活用ください。
(詳細は「お問合せ窓口」まで)

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

- **本学の状況をご理解**いただいたうえで、規程の修正に向けて大変丁寧にご指導いただきました。
- 学内説明会で「大学における安全保障輸出管理」について講演いただき、**教職員の意識向上**につながりました。
- 体制構築・規程作成に向け、段階的に目標を設定していただき、**計画的に進める**ことができました。
- 個別案件にて、必要書類の準備など**実務レベルでの対応方法をご助言**いただき、輸出管理の運用改善が進みました。



公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する各種資料、新着情報などを掲載しています
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み・事業に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局
Tel : **03-5877-7371** (受付時間 10:00~16:00)
Email : export_control@nri.co.jp
担当 : 河原、芦田、霜越 (しもこし)
期間 : 2020年4月1日~2021年3月31日

安全保障貿易管理制度概要に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : **03-3501-2800**
Email : qqfcbh@meti.go.jp

様々な関連情報

経済産業省 安全保障貿易管理HP

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」など大学・研究機関向けのガイドラインやQ&A等が公表されている。
- ・ 電話相談窓口（安全保障貿易管理制度の概要等）
経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 大学指導班 03-3501-2800



<経産省HPに掲載された説明会情報の例>

特定非営利活動法人産学連携学会HP

<http://www.j-sip.org/>

- ・ 研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン等の策定・公表

一般財団法人安全保障貿易情報センターHP

<https://www.cistec.or.jp/>


ヒヤリハット事例集

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）第三版」（平成29年10月）の補助資料として、輸出管理の現場において、法令違反になりかねなかった事例とその際に行った対処（ヒヤリハット事例）をとりまとめ（最新の更新は令和2年1月）。

（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>にて公表）

- ヒヤリハット事例を学ぶことによって、大学・研究機関がこうした事例を起こさないよう注意する必要性を理解するとともに、こうした事例が発生しないための、大学・研究機関による自主的な取組を促進。

【イメージ】

 経済産業省

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)」関連資料

大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集

令和2年1月（更新）

経済産業省
安全保障貿易管理課

※このヒヤリハット事例集は、新しい事例の入手次第

外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。
輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報を用いて情報交換を実施するものであった。

対処

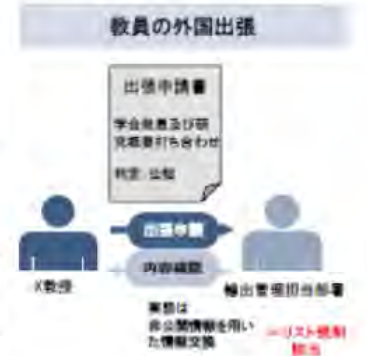
非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要であるが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。



教員の外国出張

出張申請書
学会発表及び研究概要打合せ
判定：公知

X教授

輸出管理担当部署

内容は非公開情報を用いた情報交換

（リスト規制該当）

輸出管理関係者を狙ったサイバー攻撃

- ・大学等の輸出管理関係者を巧妙に狙ったサイバー攻撃が発生
- ・2018/5/18 文部科学省から国立大学法人等に対して注意喚起

【注意喚起】国際・政治経済・輸出管理・安全保障関係者を狙った標的型攻撃について

実際に観測された標的型メール※

差出人:****@yahoo.co.jp
件名: 至急 確認のお願い
●●様

お世話になっております。

FAXではわかりづらいと思いますので、メールさせていただきます。
よろしくご確認ください。

パスワードは「N#9T4%hYeF」になります。

=====

■■■■■(実在する安全保障輸出管理関係の組織)

この標的型メールは、大学等の特定の輸出管理関係者のみを狙い送付された。

○現状認識/防ぐためには/起こったときには

- ・リスト規制に該当する研究情報が他国から度々狙われており、サイバー攻撃が実際に発生。
- ・研究者自身は狙われていないと思っている研究情報であっても、他国は欲しい場合もある。

・輸出管理関係者は、狙われている認識を持つことが必要

・守るべき研究情報を予め組織として特定し、一段二段高い対策を重点的・組織的に行う必要がある。

・サイバー攻撃対策については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(<https://www.nisc.go.jp/materials/index.html>)や高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(<https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>)を参考にしていきたい。

・機微な研究情報がサイバー攻撃により他国に流出した疑いがある場合、文部科学省としても、流出の可能性のある情報の確認など、被害に遭った研究者やセキュリティ担当者と協力して対処する必要があるため、御協力いただきたい。

※標的型メール

対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、組織の担当者が業務に関係するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれた、不正プログラムを送り込むメール。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ご静聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を
引き続き適切に進めていくため、
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を
各大学の皆様には是非ともお願いいたします。

日本私立学校振興・共済事業団の 概要

日本私立学校振興・共済事業団
総務部総務課

令和2年度 監事研修会

日本私立学校振興・共済事業団の概要

令和2年9月

日本私立学校振興・共済事業団

本日の内容

1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

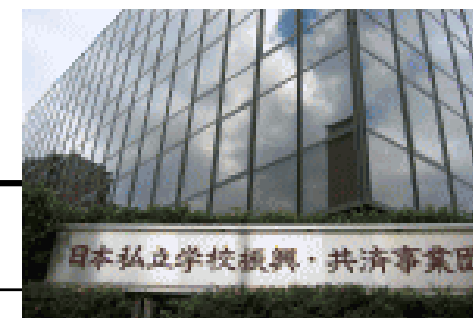
2. 助成業務の概要

- (1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）
- (2) 減免資金交付事業
- (3) 経営支援・情報提供事業
- (4) 融資事業
- (5) 寄付金事業

3. 監事監査のご参考

1 日本私立学校振興・共済事業団の概要

(1) 概略

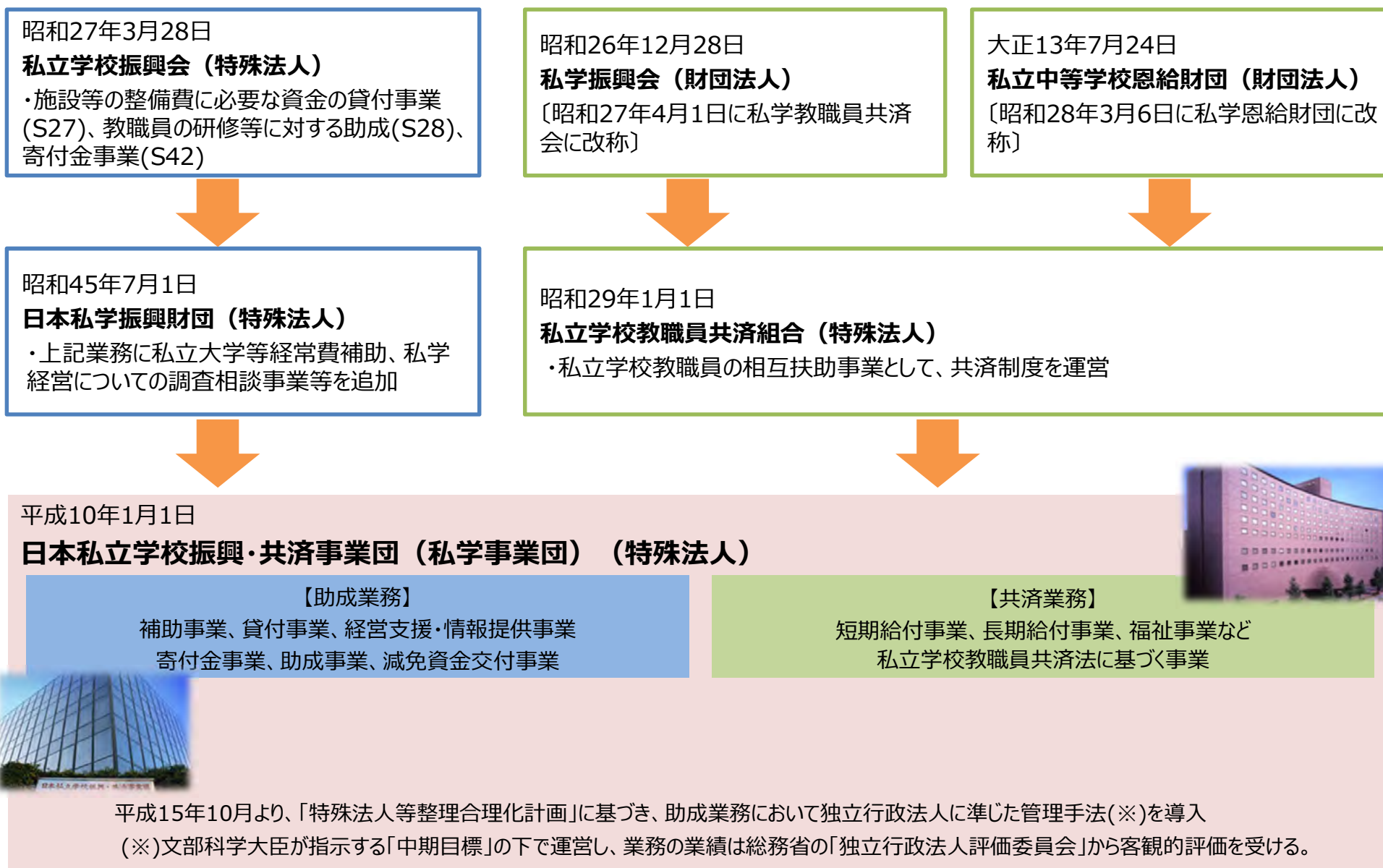


組織名	日本私立学校振興・共済事業団（略称： 私学事業団 ）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法人格	特殊法人（共済組合類型法人）
主務大臣	文部科学大臣
資本金	1,086億円（2020（令和2年）年4月1日現在、全額政府出資）
理事長	清家 篤【前慶應義塾長】（2018（平成30）年4月1日就任）
職員数	約1,300名（2020（令和2年）年4月1日現在）

運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

(2) 設立の経緯



(3) 助成業務における事業運営の特長

1. 国から運営費交付金を受けていない

助成業務は、国からの運営費交付金等を受けずに貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い業務を遂行しています。

2. 私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。

循環型事業

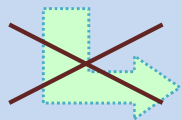
私立学校教育・研究の振興、基盤整備

教育・研究条件
の維持向上

在学生の修学上の
経済的な負担軽減

学校法人の
経営の健全化

国



国から事業運営に係る運営費交付金等を受けていません

私学事業団（助成業務）

— 私学振興施策を図るための支援事業 —



<各種支援事業>

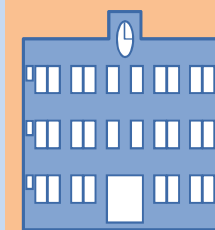
- ①補助事業
- ②減免資金交付事業
- ③貸付事業
- ④**経営支援・
情報提供事業**
- ⑤寄付金事業
- ⑥助成事業

貸付事業で得られた
収益により各種支援事業を実施

私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業に係る貸付金利息

私立学校



(4) 私学事業団の主な直営施設

会館 8
宿泊・保養所 8
病院 1
グラウンド 1

札幌ガーデンパレス

京都ガーデンパレス

広島ガーデンパレス

福岡ガーデンパレス

大阪ガーデンパレス

名古屋ガーデンパレス

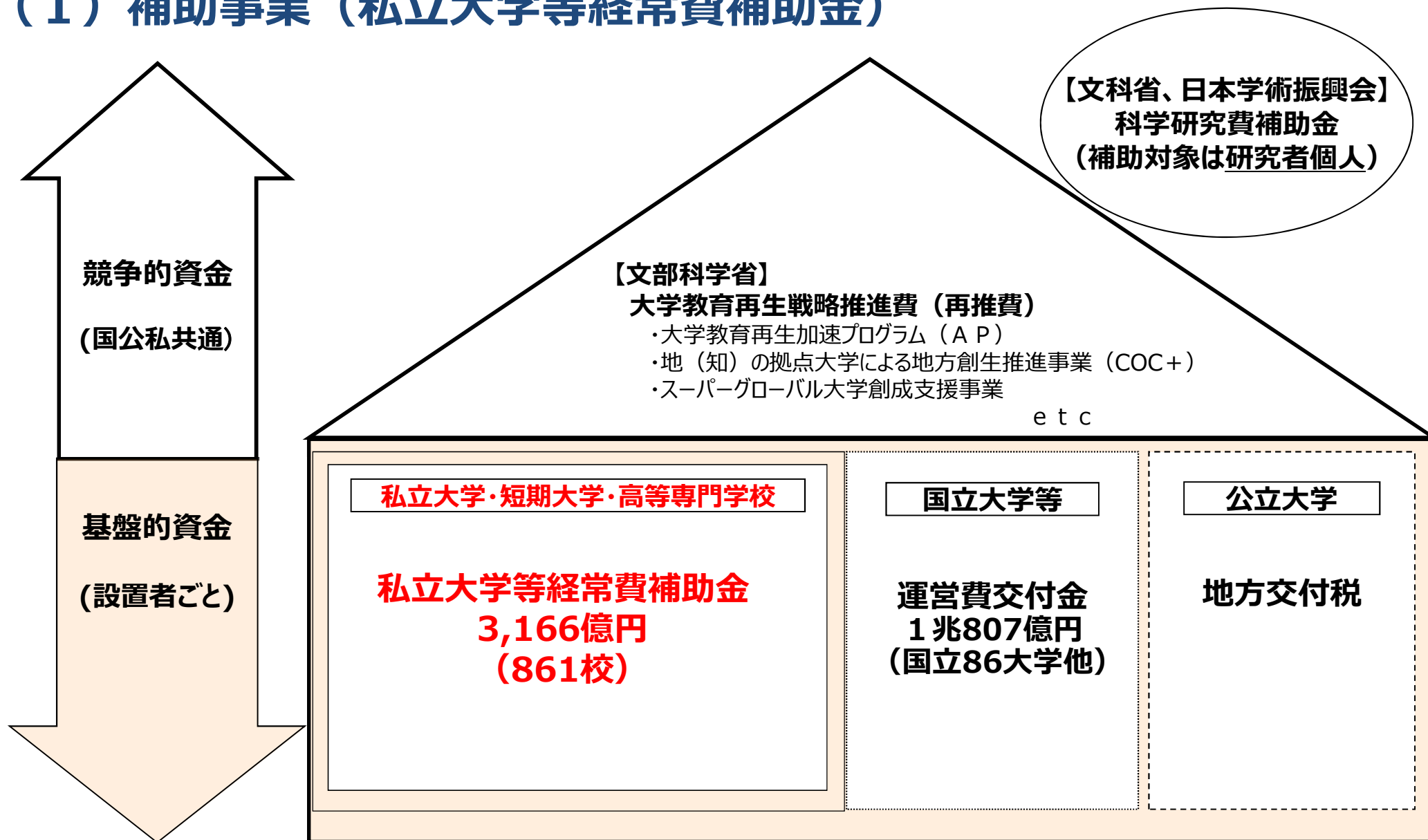
東京ガーデンパレス

東京臨海病院

仙台ガーデンパレス

2. 助成業務の概要

(1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）



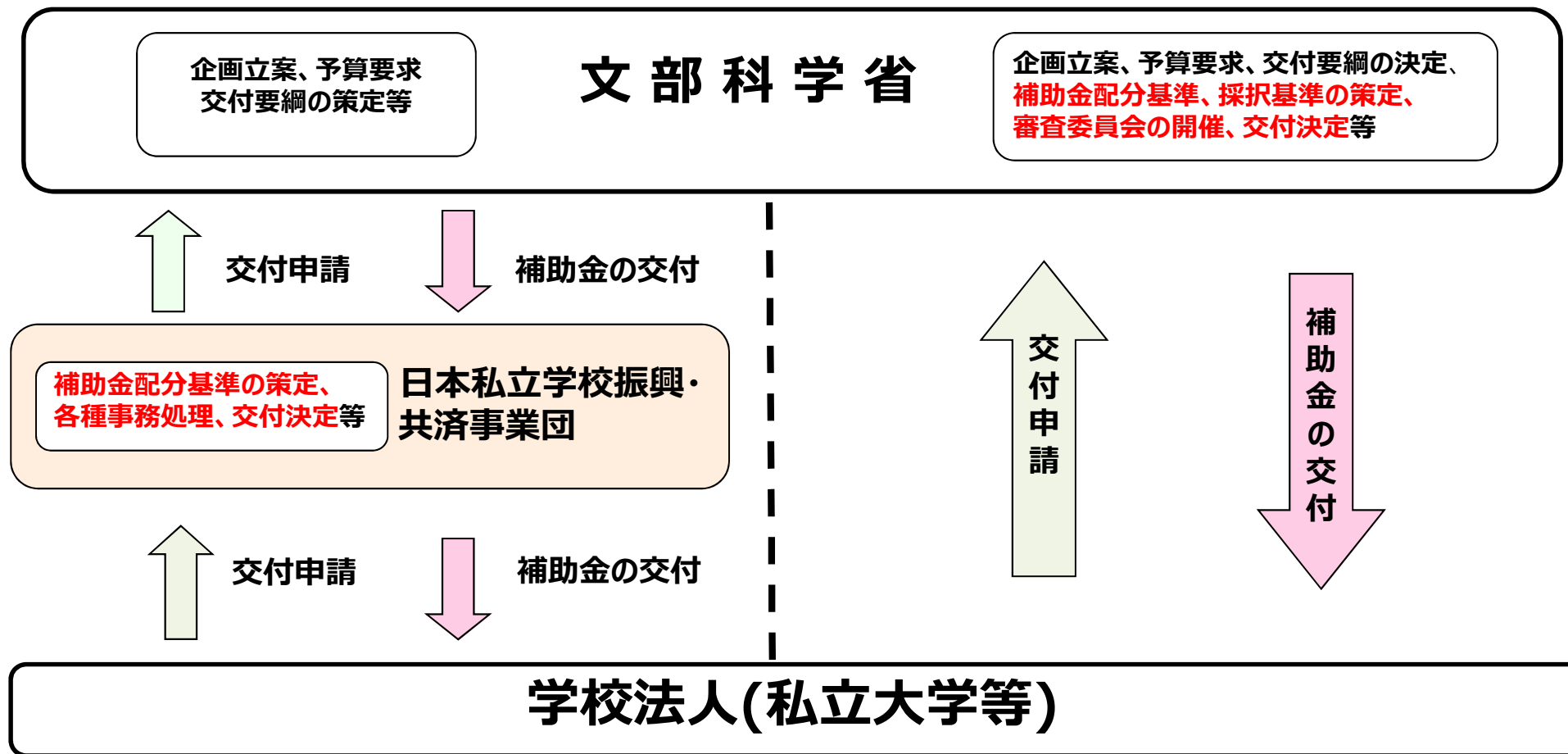
(注) 金額・学校数は令和元年度

■ 私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

○私立学校**施設**整備費補助

○私立大学等研究**設備**整備費等補助金



※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

■ 私立大学等経常費補助金の関連法令等

教育基本法 : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(平成18年改正)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校法 : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法
同施行令(政令)

補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律
同施行令(政令)

私立大学等経常費補助金交付要綱(文部科学大臣裁定)
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

私立大学等経常費補助金**取扱要領**(日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)

私立大学等経常費補助金**配分基準**(〃)

調査票の記入要領等

■ 私立大学等経常費補助金の目的

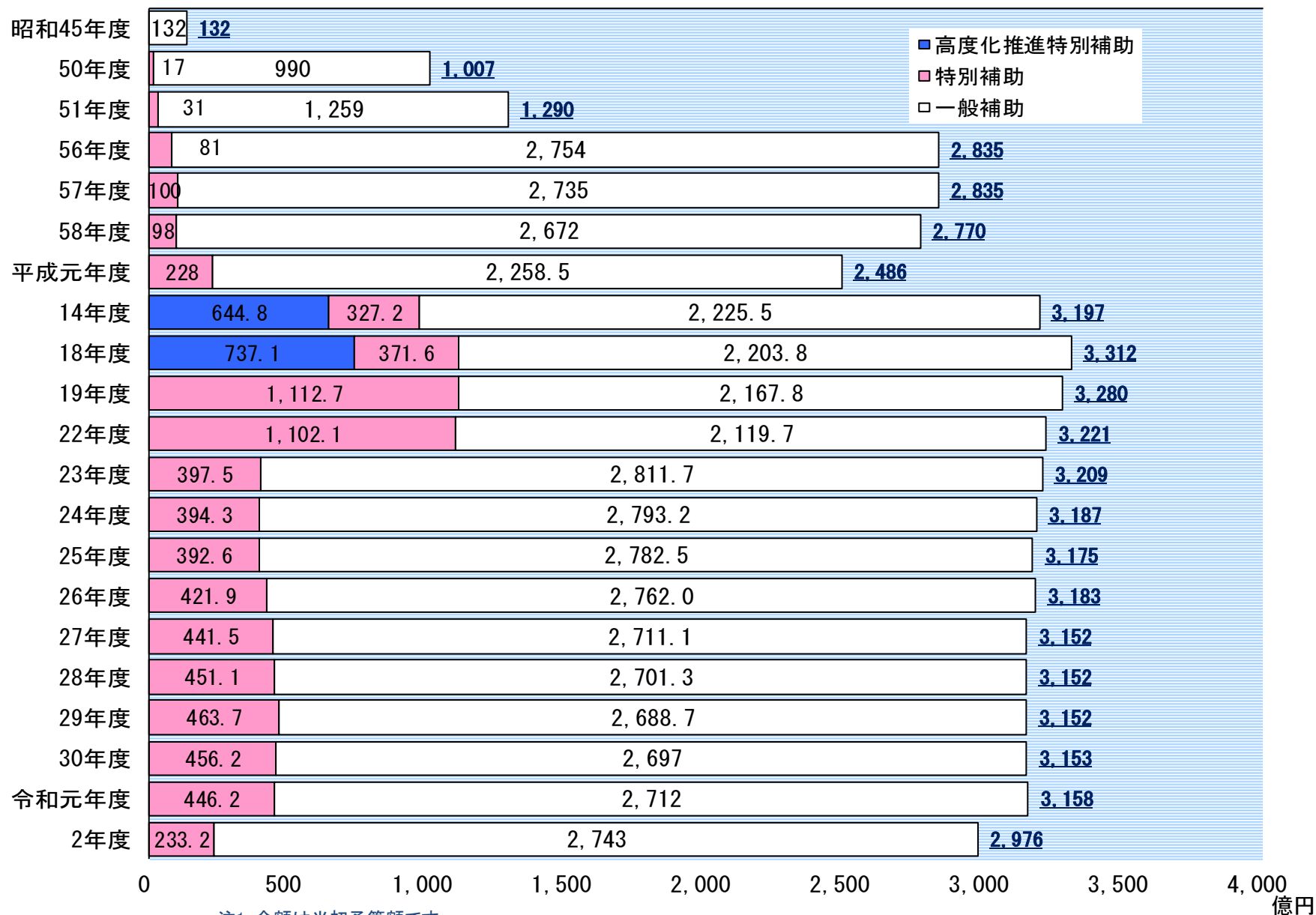
《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立大学等の教育条件の維持向上
- 学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立大学等の経営の健全性を高める

《私立学校振興助成法 第4条》

- 私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で
私立大学等を設置する学校法人に対して交付
- 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

■ 一般補助と特別補助 予算額の推移

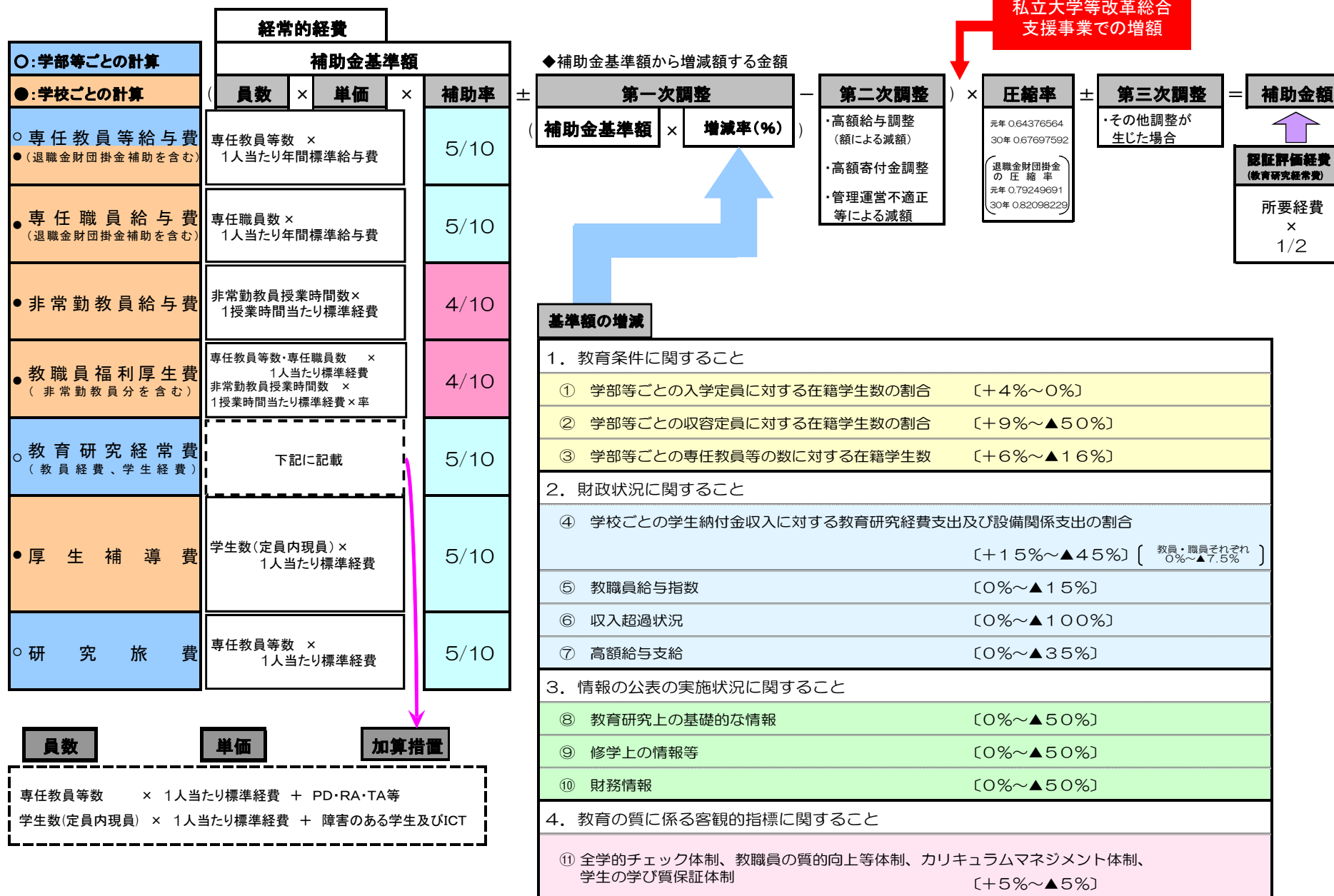


注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24～令和2年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

■ 一般補助計算の仕組み



■ 令和2年度 特別補助項目一覧

補助項目	
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育 (私立大学等改革総合支援事業を含む)	予算： 6,526百万円
II. 社会人の組織的な受入れ	予算： 1,400百万円
III. 大学等の国際交流の基盤整備	予算： 2,257百万円
IV. 大学院等の機能の高度化	予算： 12,634百万円
V. 経営強化等支援	予算： 500百万円
特別補助【一般会計】： 23,317 百万円	
VI. 東日本大震災からの復興支援【復興特別会計】	予算： 504百万円
特別補助 予算合計： 23,821 百万円	

※ 当初予算

■ 入学定員超過に係る2つの基準厳格化（私学助成と設置認可）

私学助成（私立大学等経常費補助金）

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
現行	全額不交付	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上

※学校単位で超過していれば学校単位で不交付となり、学部単位で超過していれば学部単位で不交付となる。

設置認可関係

区分		大学				短期大学	高等専門学校
開設年度	大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上300 人未満100人	100人未満			
H29年度	平均入学定員 超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
H30年度	平均入学定員 超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度 以降	平均入学定員 超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

(2) 減免資金交付事業

大学等における修学の支援に関する法律の概要

◆ 大学等における修学の支援に関する法律：令和元年5月10日成立（法律第8号）

趣旨

真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

☞ 「低所得世帯の子どもに大学教育を受けることができるよう経済的支援を行うことで少子化に歯止めをかける」

制度のポイント

○ 修学の支援のため、以下の措置を講じる。

① 授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設

② 独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

○ 文部科学省の要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象

○ 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。

○ 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。

国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

I 授業料等減免制度の創設

(1) 学生に対して大学等は、授業料・入学金を減免

(2) 減免費用は国又は地方公共団体が負担（授業料減免交付金）

(3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施することができる大学等として確認を受けることが必要。

II 学費支給（給付型奨学金の支給）の拡充

III その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じて見直しを行う。

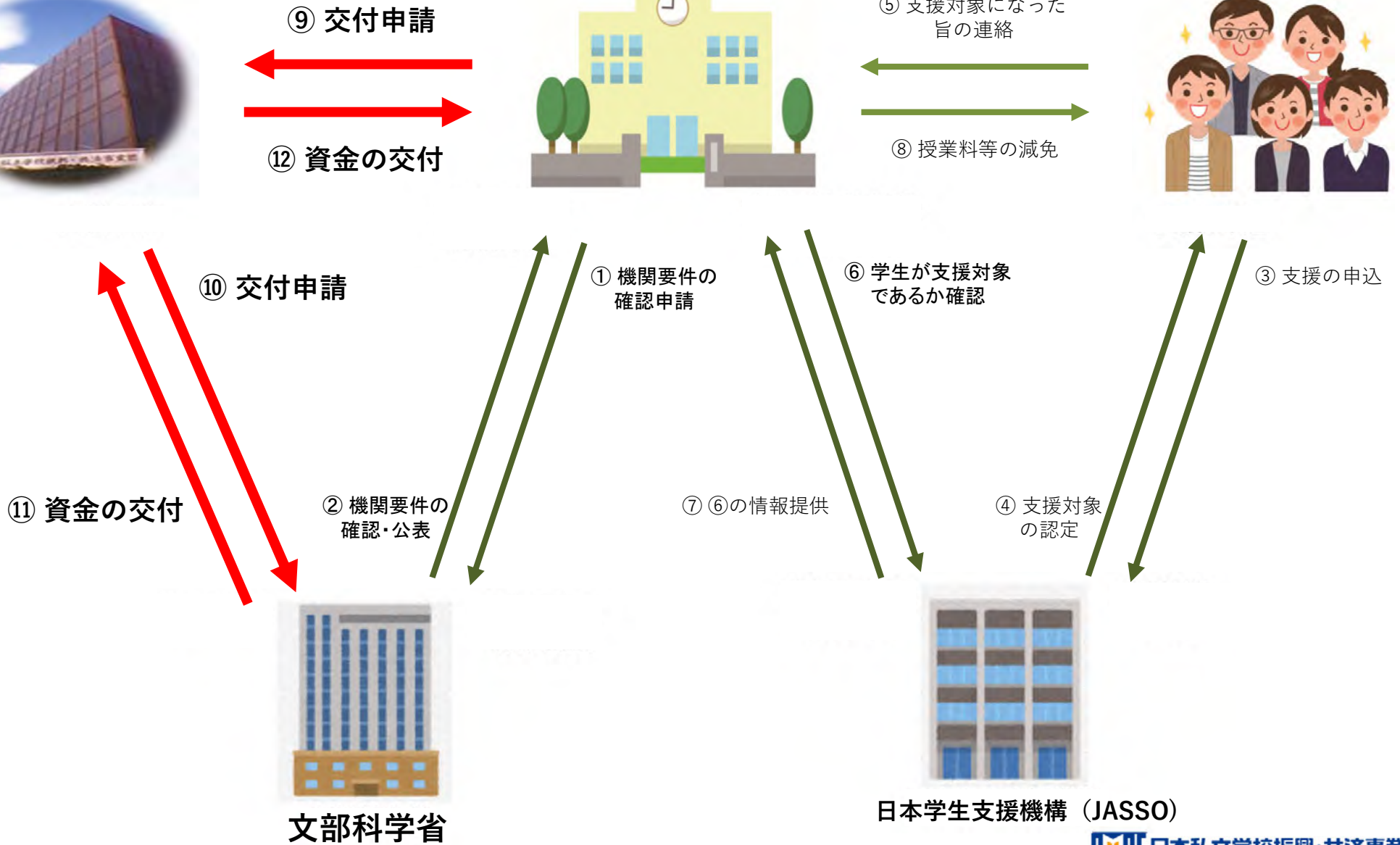
IV 施行日：令和2年4月1日

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）の事務の流れ

私学事業団

私立大学等

学生



(3) 経営支援・情報提供事業



私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについての質問への回答)

電話・メールでご回答します

- 会計処理等についてのご質問
☎03 (3230) 7846～7848
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問
☎03 (3230) 7840～7843

(私学情報資料室) ☎03 (3230) 7846～7848

学校法人の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます
(私学振興事業本部 (九段事務所1階))

(データ提供) ☎03 (3230) 7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム「私学情報提供システム」を提供しています

◇ 学生数 ◇ 財務データ ◇ 財務比率表 ◇ 今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03 (3230) 7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データについては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただいた上で、作成・提供します
(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート (私学版)) ☎03 (3230) 7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や、実践している教育研究の取り組みをWebサイトで提供しています

(セミナー) ☎03 (3230) 7849～7851

理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03 (3230) 7839

- センターの職員を講師として派遣します
- 講師派遣には交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03 (3230) 7826

- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
- 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
- 学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

令和元年度 私立大学等の入学者等の状況

【18歳人口】

R元年度	H30年度	増減
18歳人口 1,174,801人	1,179,808人	△ 5,007人 (△ 0.4%)

※文部科学省学校基本調査より。18歳人口は3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者である。

【18歳人口】

R元年度	H30年度	増減
18歳人口 1,174,801人	1,179,808人	△ 5,007人 (△ 0.4%)

※文部科学省学校基本調査より。18歳人口は3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者である。

【大学】

	R元年度	H30年度	増減
① 集計学校数	587校	582校	5校
② 入学定員	487,065人	484,986人	2,079人 (0.4%)
③ 志願者	4,424,451人	4,158,500人	265,951人 (6.4%)
④ 受験者	4,245,788人	3,999,537人	246,251人 (6.2%)
⑤ 合格者	1,250,195人	1,211,515人	38,680人 (3.2%)
⑥ 入学者	500,085人	497,778人	2,307人 (0.5%)
⑦ 志願倍率	9.08倍	8.57倍	0.51ポイント
⑧ 合格率	29.45%	30.29%	△ 0.84ポイント
⑨ 歩留率	40.00%	41.09%	△ 1.09ポイント
⑩ 入学定員充足率	102.67%	102.64%	0.03ポイント
⑪ 入学定員充足率 100%未満の学校数 (33.0%)	194校	(36.1%) 210校	△ 16校

志願倍率=志願者÷入学定員、合格率=合格者÷受験者、歩留率=入学者÷合格者、入学定員充足率=入学者÷入学定員

【短期大学】

	R元年度	H30年度	増減
① 集計学校数	297校	301校	△ 4校
② 入学定員	55,892人	58,161人	△ 2,269人 (△ 3.9%)
③ 志願者	72,583人	75,631人	△ 3,048人 (△ 4.0%)
④ 受験者	70,384人	73,494人	△ 3,110人 (△ 4.2%)
⑤ 合格者	59,527人	61,904人	△ 2,377人 (△ 3.8%)
⑥ 入学者	48,704人	51,214人	△ 2,510人 (△ 4.9%)
⑦ 志願倍率	1.30倍	1.30倍	0.00ポイント
⑧ 合格率	84.57%	84.23%	0.34ポイント
⑨ 歩留率	81.82%	82.73%	△ 0.91ポイント
⑩ 入学定員充足率	87.14%	88.06%	△ 0.92ポイント
⑪ 入学定員充足率 100%未満の学校数 (76.8%)	228校	(70.4%) 212校	16校

志願倍率=志願者÷入学定員、合格率=合格者÷受験者、歩留率=入学者÷合格者、入学定員充足率=入学者÷入学定員

■ 事業活動収支差額比率の状況

法人単位

年度	大学法人							短期大学法人						
	計	0 % 未 満				經常収支差額 比率0%未満		計	0 % 未 満				經常収支差額 比率0%未満	
		法人数	割合	うち△20%未満		法人数	割合		法人数	割合	うち△20%未満		法人数	割合
法人	法人	%	法人	%	法人	%	法人	法人	%	法人	%	法人	%	
平成 28	548	216	39.4	34	6.2	232	42.3	109	38	34.9	5	4.6	46	42.2
29	551	217	39.4	37	6.7	229	41.6	105	52	49.5	12	11.4	58	55.2
30	549	206	37.5	44	8.0	222	40.4	104	61	58.7	14	13.5	62	59.6

学校単位

年度	大学部門							短期大学部門						
	計	0 % 未 満				經常収支差額 比率0%未満		計	0 % 未 満				經常収支差額 比率0%未満	
		部門数	割合	うち△20%未満		部門数	割合		部門数	割合	うち△20%未満		部門数	割合
校	校	%	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	%	
平成 28	590	232	39.3	84	14.2	233	39.5	321	173	53.9	68	21.2	175	54.5
29	595	234	39.3	90	15.1	234	39.3	317	191	60.3	86	27.1	192	60.6
30	592	215	36.3	80	13.5	219	37.0	310	196	63.2	86	27.7	199	64.2

■ 経営判断指標の目的

経営判断指標とは、
「経営破綻を**予防**するための指標」である

- 平成19年8月 私学事業団 学校法人活性化・再生研究会にて公表
- 平成24年3月 経営判断指標を見直し（精緻化）
 - ・ 経営状態を示す指標を7区分→14区分
 - ・ 学校単位の指標を創設
- 平成28年3月 経営判断指標の見直し
 - ・ 教育活動資金収支差額と経常収支差額を導入

特 徴

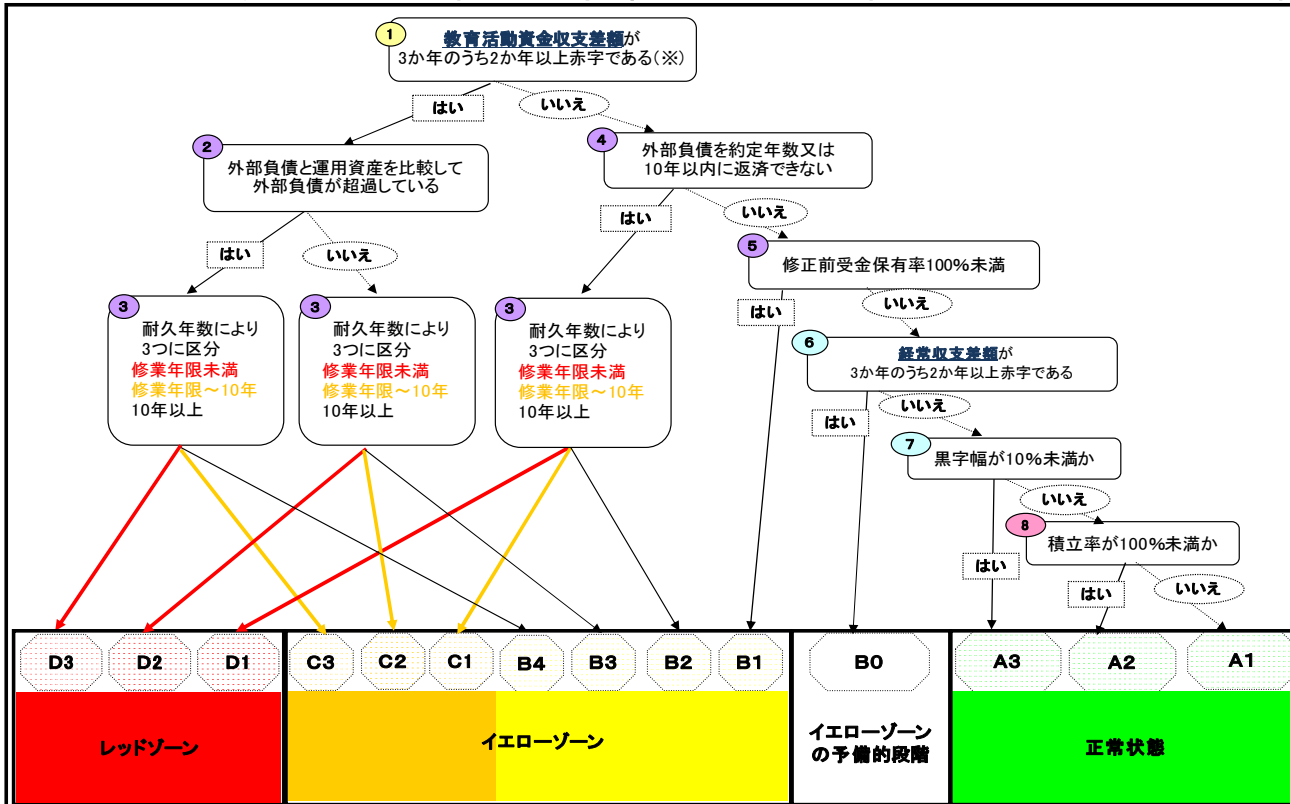
1. 教育活動資金収支（研究活動含む）の状況により判定
2. 外部負債、運用資産の状況を加味して経営継続（可能）年数を算出
3. 定量的な絶対評価
4. 指標は毎年度変化

経営計画を作成して経営の安定化を図る

■ 経営判断指標

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)

※平成27年度から

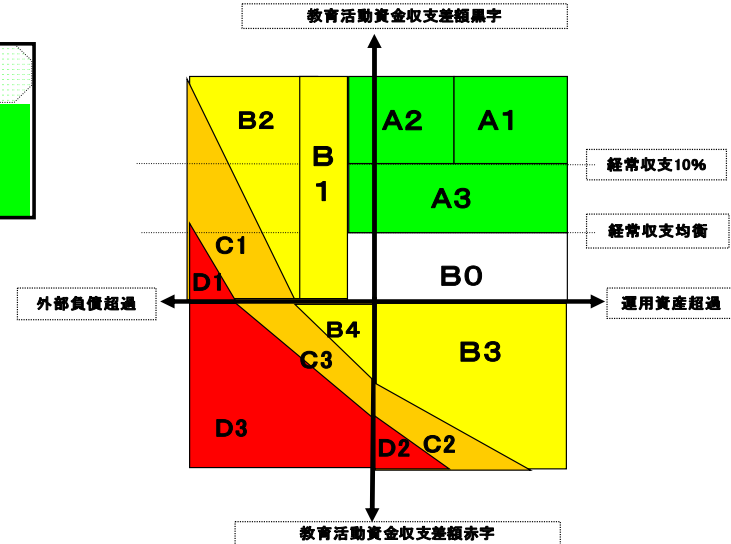


① 教育活動資金収支差額
 一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

②③④⑤ 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
 教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

⑥⑦ 経常収支差額
 経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

⑧ 積立率
 減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】
 学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

【教育活動資金支出】
 人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

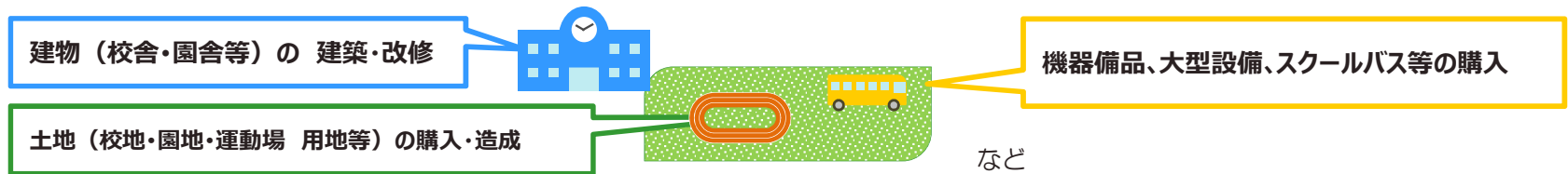
- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とは「あと何年で資金ショートするか」を表わし、原則として修業年限を基準に設定
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)**
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

(4) 融資事業

融資ご利用法人満足度
5年連続95%超!

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して融資を行っています。

➤ 融資の対象



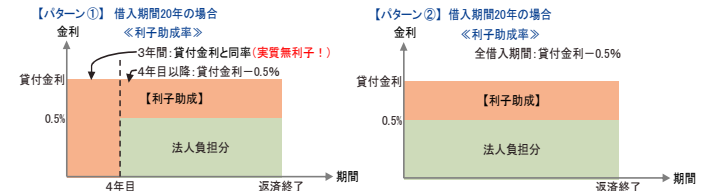
➤ 融資の特徴

✓ 長期、低利・固定

- ▶ 国の財政融資資金や、私学共済の年金積立金を原資としている事業団ならではの、**最長30年※**の長期にわたる低利・固定金利
- ▶ 国の各種補助金制度と連携した優遇融資や、大規模災害時には**最長25年の長期、5年間無利子の復旧支援融資**を実施

✓ 建物の耐震化事業等融資は利子助成が適用

- ▶ 校舎・園舎の耐震化事業融資は要件を満たした場合、**20年間にわたり右の2つのいずれかの国の利子助成制度が適用**

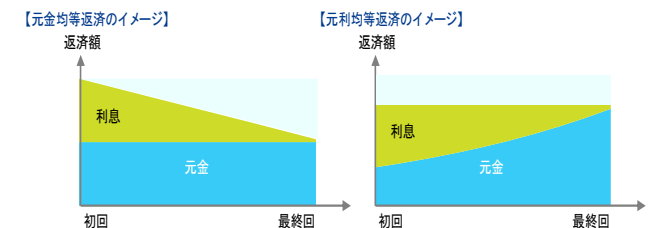


- ▶ 大学附属病院の建替え事業融資は、**10年間にわたり国の利子助成制度が適用**

※借入期間が21年以上の場合は、貸付金利は「30年もの」の金利が適用されますが、利子助成率は「20年もの」の金利を基準として算定されます。

✓ 元金均等返済

- ▶ 元金を返済期間に均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済
- ▶ 元利均等返済と比べ元金残高が早く減少するため、同じ金利であっても返済総額は少額



✓ 登録免許税が非課税

- ▶ 事業団融資をご利用の場合、**抵当権設定登記時に必要な登録免許税（融資額の4/1000）が非課税**
- ▶ 現在の金利情勢からすると、**実質1年間無利子に匹敵するコスト削減効果**

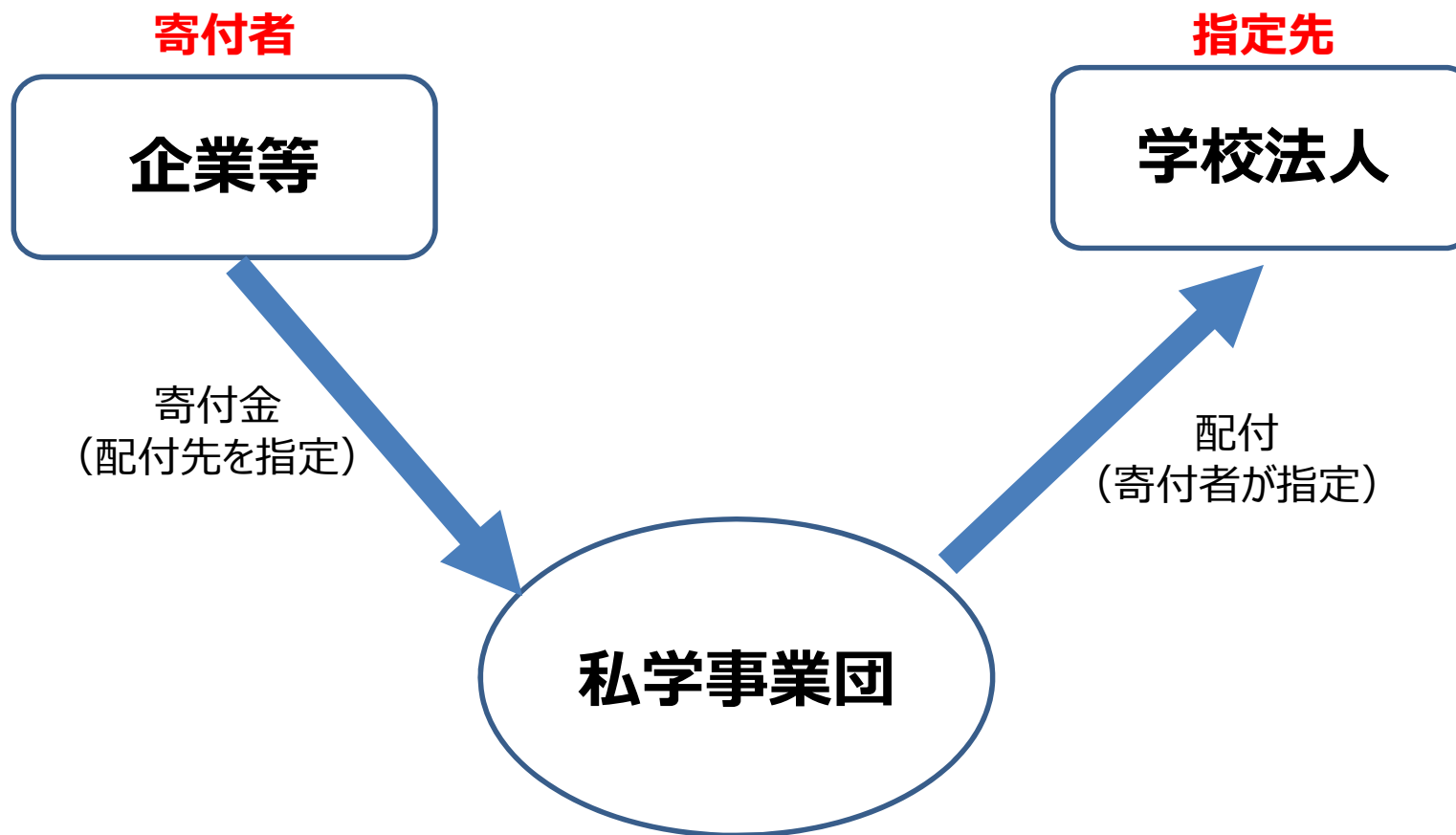
■ 主な事業の融資金利一覧（令和2年8月現在）

毎月改定

融資費目	改定前利率		改定後利率		改定幅		備 考
	年	%	年	%	ポイント		
	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	
一 般 施 設 費	0.80	0.50	0.80	0.60	0.00	0.10	一般分
	0.50	0.20	0.50	0.30	0.00	0.10	沖縄分(専修・各種学校は除く)
	0.60	0.30	0.60	0.40	0.00	0.10	研究高度化関連施設(大学院・大学)
	0.60	0.30	0.60	0.40	0.00	0.10	教育研究環境高度化推進事業
	0.80	0.50	0.80	0.60	0.00	0.10	防災(地震)対策費
	(10年もの)	0.308		0.307		△0.001	
(6年もの)	0.405		0.403		△0.002		
教 育 環 境 整 備 費	0.304		0.303		△0.001		一般
	0.001		0.001		0.000		災害復旧経営資金
	0.308		0.307		△0.001		大型設備・情報技術整備等
災 害 復 旧 費	0.20		0.30		0.10		特別災害
	0.20		0.30		0.10		一般災害
公 害 対 策 費	0.20		0.30		0.10		
特 別 施 設 費	0.90	0.60	0.90	0.70	0.00	0.10	一般
	0.50	0.20	0.50	0.30	0.00	0.10	障害者利用施設
	(10年もの)	0.408		0.407		△0.001	

(5) 寄付金事業（受配者指定寄付金制度）

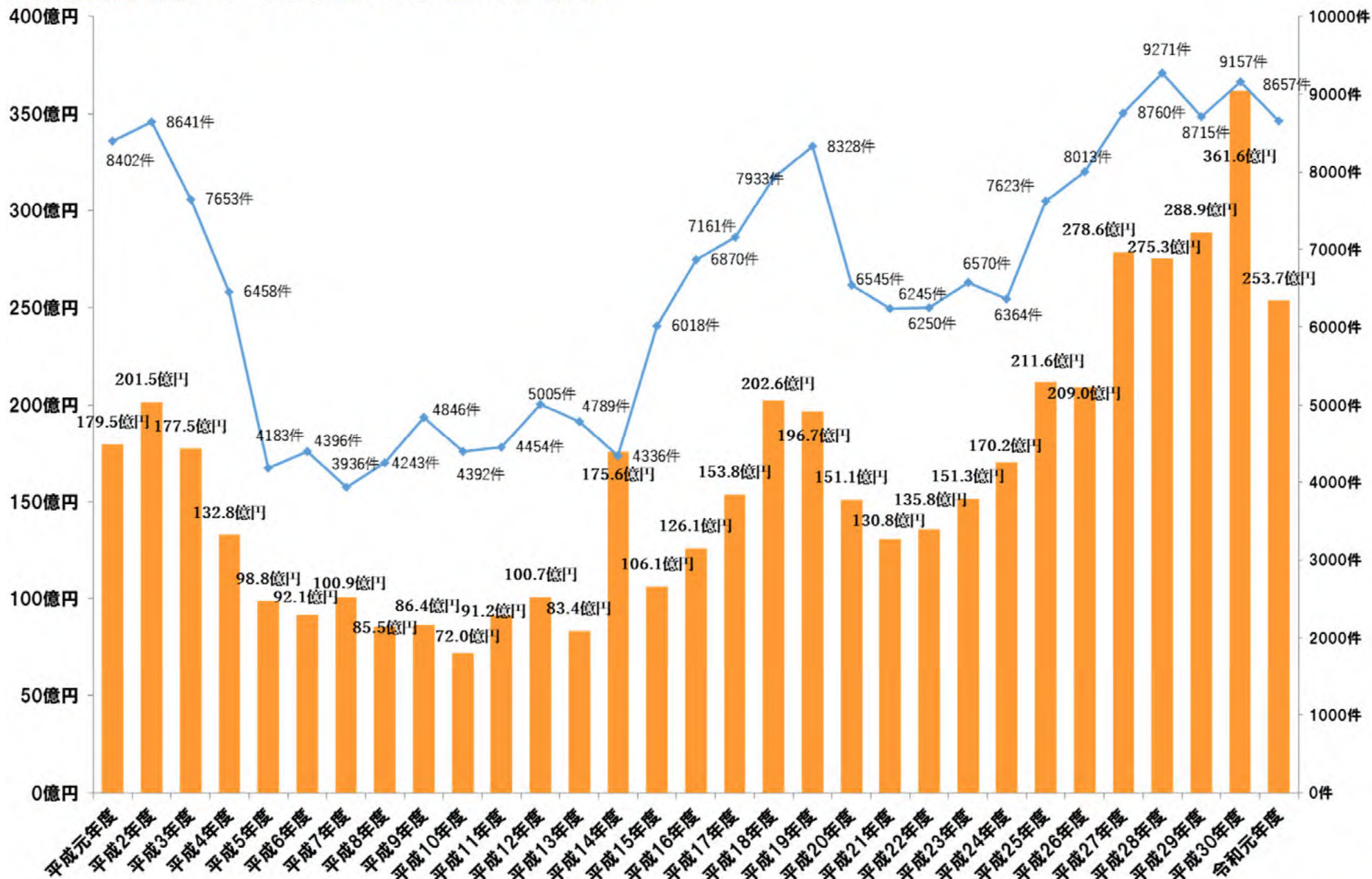
私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています



寄付者のメリット

法人税法上の優遇措置（全額損金算入）が受けられる

■ 受配者指定寄付金の受入状況



3. 監事監査のご参考 ～私立大学等経常費補助金の視点から～

(1) 不交付・減額事由

(2) 会計検査院の検査対象

(1) 不交付又は減額の事由 (私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

法令違反等

- ア 私立大学等経常費補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの
- イ 学校法人の財産を不正に使用したもの
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの
- エ 私立学校法第47条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの
- オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
 - 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 管理運営不適正等となった事例

- 理事長又は理事の独断による不適切な支出

- 簿外経理

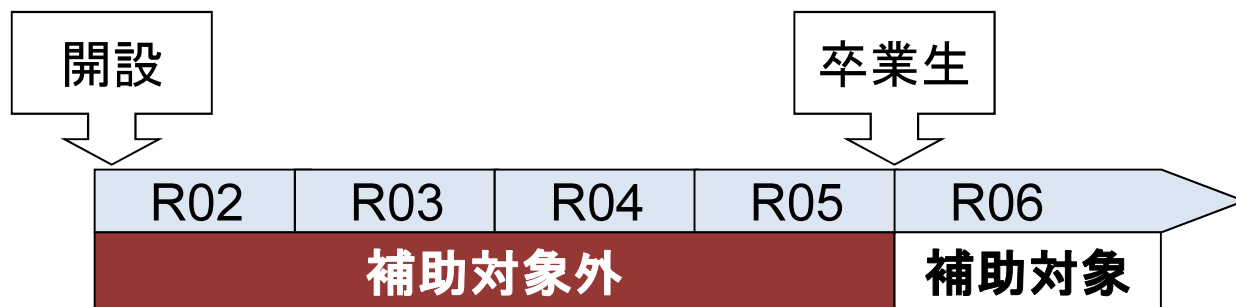
- 杜撰な留学生の在籍管理

など

■ 補助金を交付できないケース①

☆ 新しく開設した場合

例：令和2年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た
翌年度から
補助対象!!



☆ 学生募集を停止した場合

例：令和2年度学生募集停止の場合
⇒ 令和2年度から補助対象外

募集停止をした
その年度から
補助対象外

☆ **特例措置**により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領」に記載

■ 補助金を交付できないケース②

☆ 不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（令和2年度）

収容定員超過率

1. 5倍以上

（収容定員8,000人以上の学校 1.4倍以上）

対象外となる例

在籍学生数	600名
収容定員	400名
超過率	1.5倍

入学定員超過率

- ◎ 収容定員4,000人未満 **1.30倍以上**
- ◎ 収容定員4,000人以上8,000人未満 **1.20倍以上**
- ◎ 収容定員8,000人以上 **1.10倍以上**

特例措置あり

対象外となる例

入学者数	130名
入学定員	100名
超過率	1.3倍

学校全体と学部等单位、それぞれで判定

■ 補助金を交付できないケース③

不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（令和2年度）

収容定員充足率

50%以下

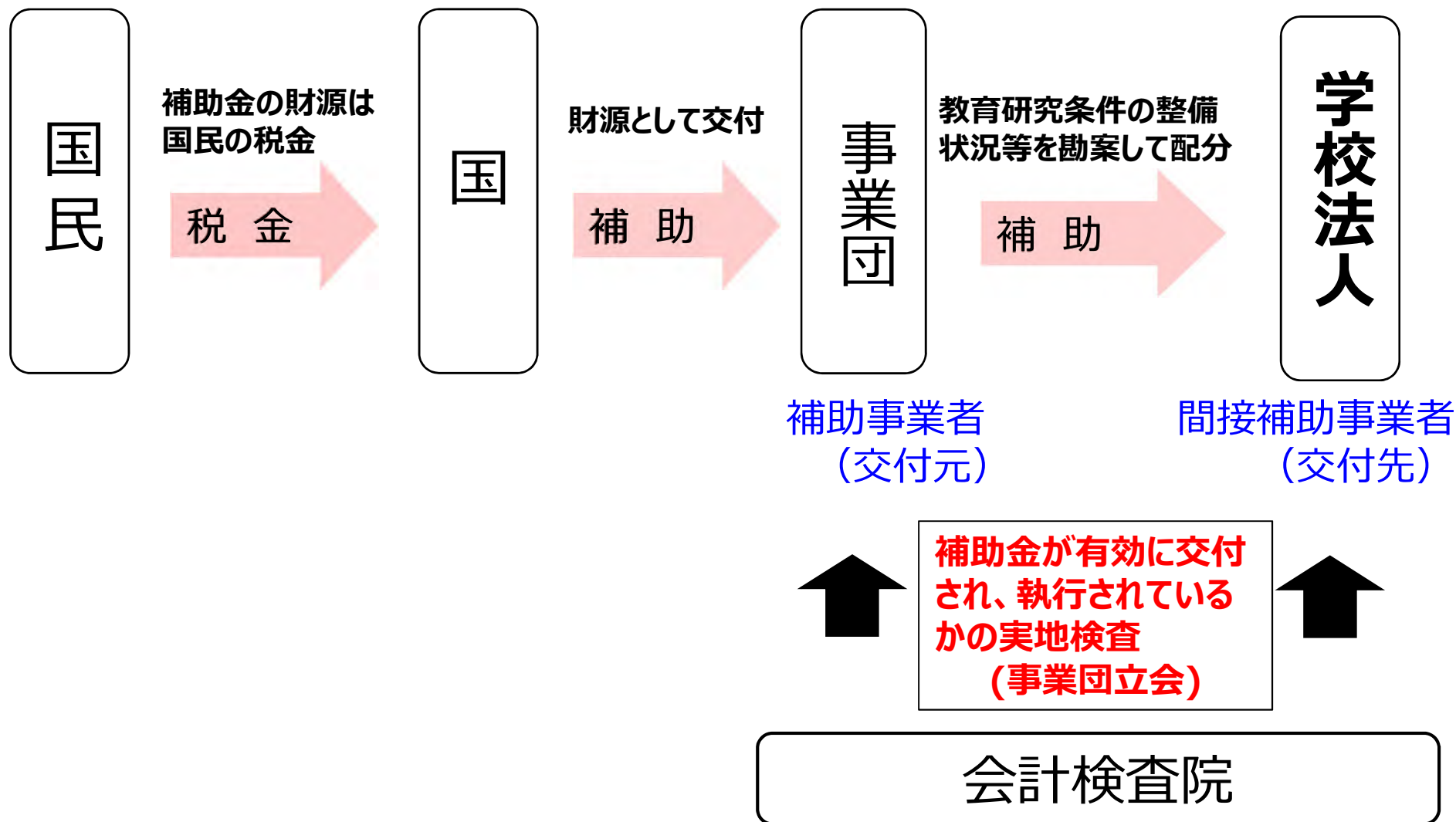
特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

学部等単位で判定

(2) 会計検査院の検査対象



■ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → 事業団

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → 学校法人

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

■ 検査法人数等の推移

区 分		H 28	H 29	H 30	R1	R2
検査法人数	大 学 法 人	25	26	24	23	21
	短 大 法 人				1	
	高 専 法 人					
	計	25	26	24	24	21
不当法人数	大 学 法 人	4	8	9	12	協議中
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	4	8	9	12	

※ 表中の年は検査年である（例 R2 = 令和元年11月～令和2年3月の検査）

データから見た私立大学経営

日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター

「データから見た私立大学経営」

1. 学校法人の経営状況
2. 経営判断指標
3. 財務比率
4. 私立大学等経常費補助金
5. 高等教育の修学支援新制度
6. 会計検査院の实地検査
7. 私学事業団の経営相談

令和2年度 学校法人監事研修会

日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター

公平性：誠実に業務を遂行すること

独立性：業務の特性から独立する立場であること

専門性：会計や業務監査の知識に加え、
教育研究に関する知識も必要となること

大学法人の事業活動収支状況

1. 主な収入

(単位：億円)

区分	平成元年度 (340法人)		10年度 (409法人)		20年度 (531法人)		30年度 (549法人)	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
① 学生等納付金	17,246	51%	27,822	57%	30,707	54%	33,261	51%
② 補助金	3,728	11%	5,474	11%	5,882	10%	5,843	9%
③ 寄付金	1,224	4%	1,120	2%	1,889	3%	879	1%
④ 資産運用収入・ 受取利息・配当金	1,930	6%	966	2%	1,466	3%	1,454	2%
①+②+③+④=A	24,128	72%	35,415	72%	39,944	70%	41,437	63%

2. 主な支出

(単位：億円)

区分	平成元年度		10年度		20年度		30年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
⑤ 教育研究経費	8,696	26%	14,546	30%	20,359	36%	25,884	39%
⑥ 管理経費	1,914	6%	2,922	6%	4,487	8%	4,474	7%
⑦ 人件費	16,219	48%	24,338	50%	28,600	50%	31,667	48%
⑤+⑥+⑦=B	26,829	80%	41,806	86%	53,446	94%	62,025	94%

3. 差額

(単位：億円)

区分	平成元年度	10年度	20年度	30年度
A-B	▲2,701	▲6,391	▲13,502	▲20,588

大学法人の事業活動収支状況（医歯系法人除く）

1. 主な収入

(単位：億円)

区分	平成元年度 (302法人)		10年度 (371法人)		20年度 (491法人)		30年度 (507法人)	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
① 学生等納付金	13,430	66%	22,612	74%	25,182	73%	27,218	73%
② 補助金	2,582	13%	3,950	13%	4,324	13%	4,428	12%
③ 寄付金	838	4%	734	2%	839	2%	510	1%
④ 資産運用収入・ 受取利息・配当金	1,222	6%	598	2%	1,007	3%	568	2%
①+②+③+④=A	18,072	89%	27,894	91%	31,352	91%	32,724	88%

2. 主な支出

(単位：億円)

区分	平成元年度		10年度		20年度		30年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
⑤ 教育研究経費	3,875	19%	7,120	23%	10,681	31%	12,171	33%
⑥ 管理経費	1,286	6%	2,066	7%	3,422	10%	3,206	9%
⑦ 人件費	10,170	50%	15,437	51%	18,202	53%	19,297	52%
⑤+⑥+⑦=B	15,331	75%	24,623	81%	32,305	94%	34,674	94%

3. 差額

(単位：億円)

区分	平成元年度	10年度	20年度	30年度
A-B	2,741	3,271	▲953	▲1,950

短期大学法人の事業活動収支状況

1. 主な収入

(単位：億円)

区分	平成元年度 (262法人)		10年度 (227法人)		20年度 (127法人)		30年度 (104法人)	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
① 学生等納付金	3,301	64%	2,919	67%	1,130	64%	910	59%
② 補助金	940	18%	968	22%	425	24%	418	27%
③ 寄付金	96	2%	113	3%	30	2%	26	2%
④ 資産運用収入・ 受取利息・配当金	321	6%	91	2%	38	2%	22	1%
①+②+③+④=A	4,658	90%	4,091	94%	1,623	92%	1,376	89%

2. 主な支出

(単位：億円)

区分	平成元年度		10年度		20年度		30年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
⑤ 教育研究経費	755	15%	854	19%	451	25%	430	28%
⑥ 管理経費	332	6%	392	9%	174	10%	166	11%
⑦ 人件費	2,506	49%	2,602	59%	1,132	64%	930	60%
⑤+⑥+⑦=B	3,593	70%	3,848	87%	1,757	99%	1,526	99%

3. 差額

(単位：億円)

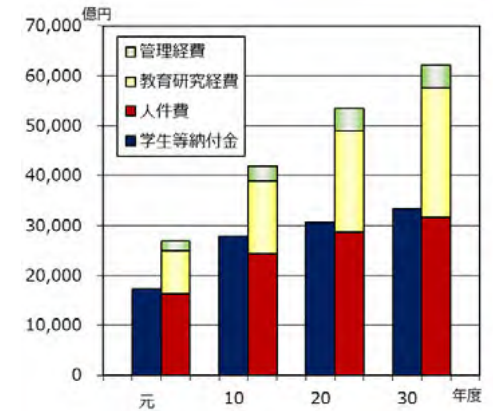
区分	平成元年度	10年度	20年度	30年度
A-B	1,065	243	▲134	▲150

事業活動収支状況のまとめ

◆ 学生等納付金と人件費・教育研究経費・管理経費

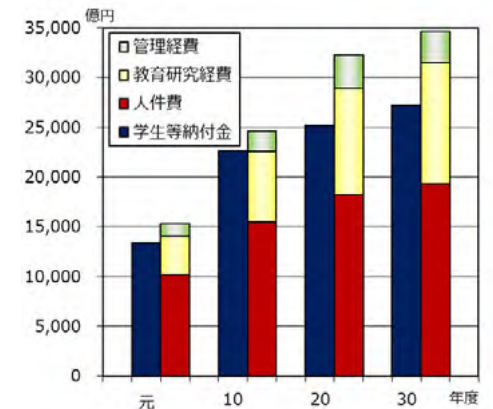
(1) 大学法人

- 学生等納付金は、法人数の増加に伴い増加を続け、平成30年度は20年度よりも2,554億円増加した。
- 支出の構成比率を平成30年度と20年度を比較すると人件費は2ポイント減少し、教育研究経費は3ポイント上昇した。人件費を抑制しながら、教育研究環境の維持・向上を目指す経営姿勢が窺える。
- 平成元年度以降、学生等納付金で人件費を賄っているが、学生等納付金に占める人件費の割合（人件費依存率 = 人件費 ÷ 学生等納付金）を見ると年々上昇しており、今後とも注視が必要である。



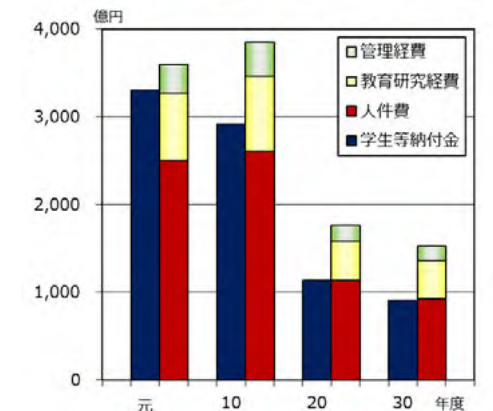
(2) 大学法人（医歯系法人除く）

- 学生等納付金は、法人数の増加に伴い増加を続け、平成30年度は20年度よりも2,036億円増加した。
- 支出の構成比率を平成30年度と20年度を比較すると人件費は1ポイント減少し、教育研究経費は2ポイント上昇した。人件費の抑制しながら、教育研究環境の維持・向上を目指す経営姿勢が窺える。
- 平成10年度は学生等納付金で人件費と教育研究経費を賄うことができたが、それ以外の年度は教育研究経費の全額まで賄うことができていない。



(3) 短期大学法人

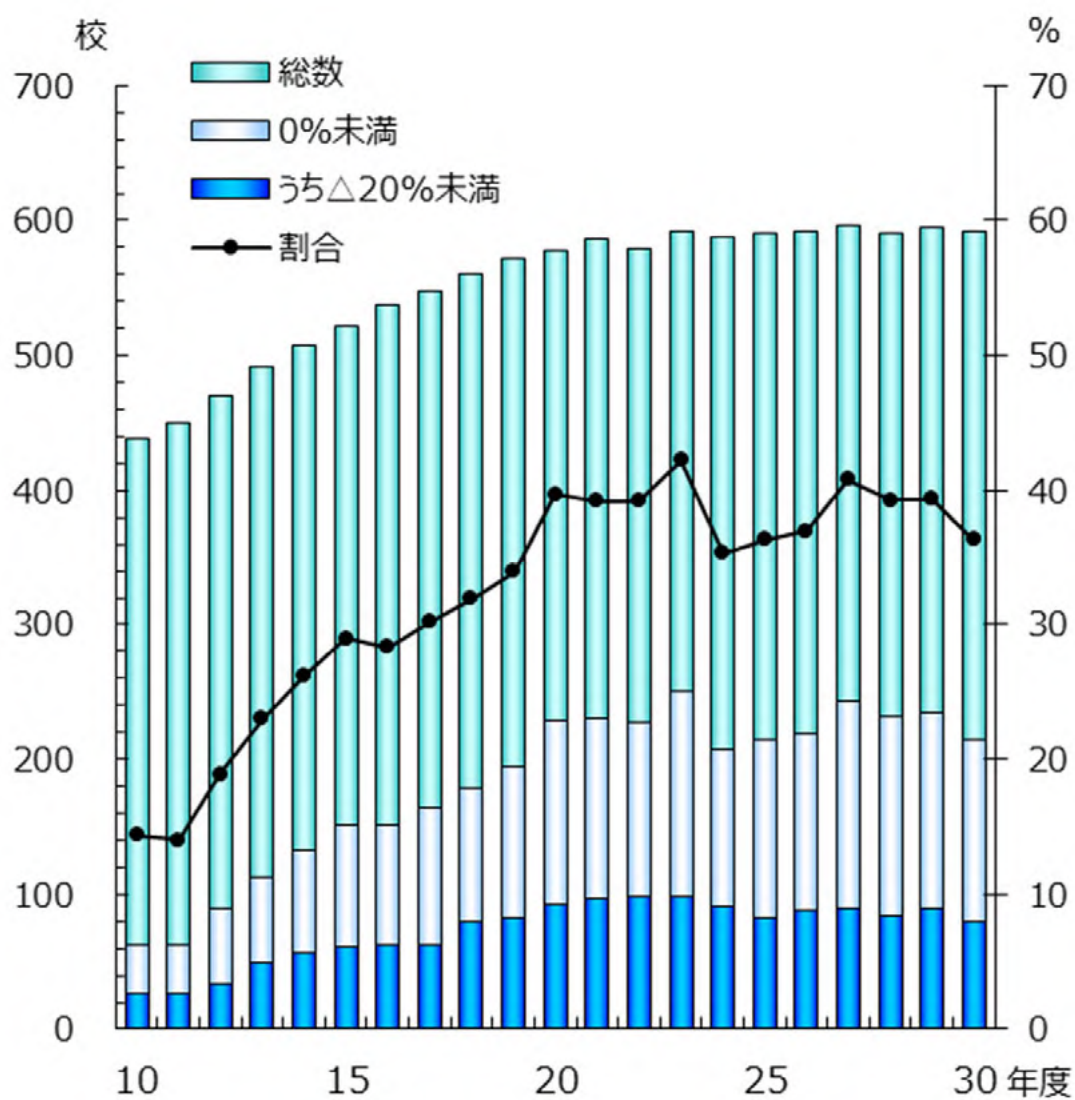
- 平成元年度までは学生等納付金で人件費と教育研究経費を賄うことができていたが、10年度には学生等納付金で教育研究経費の全額を賄えない状況となり、20年度以降は人件費も賄えない状況となった。



事業活動収支差額比率の推移（大学部門）

事業活動収支差額比率（旧：帰属収支差額比率）＝（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）× 100

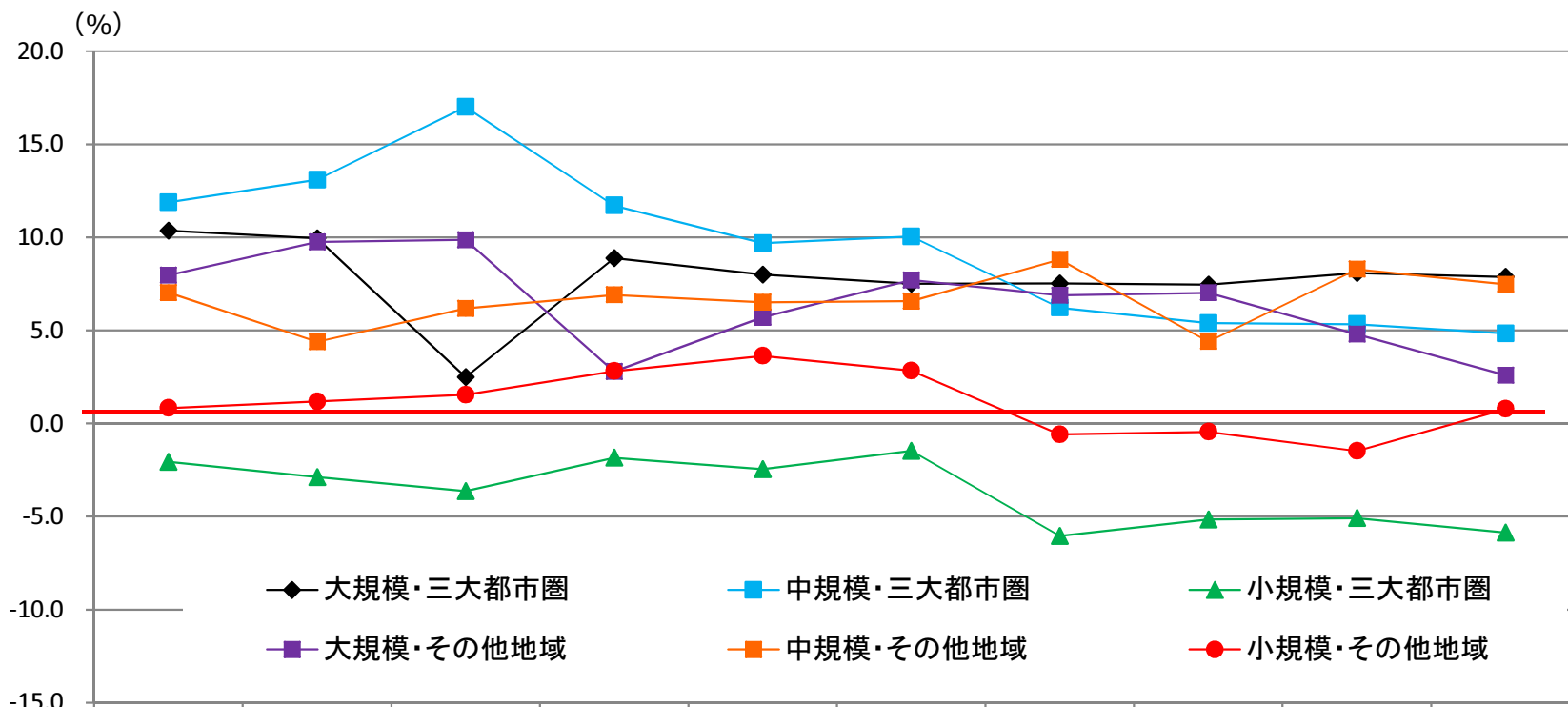
- ◎ 大学部門の36.3%が基本金組入前当年度収支差額がマイナス。前年度より3ポイント改善。
- ◎ 基本金組入前当年度収支差額が20%以上マイナスとなっている大学は80校（13.5%）。前年度より10校減少1.6ポイント改善。



年度	大学部門						
	計	0%未満				経常収支差額比率0%未満	
		うち△20%未満					
		部門数	割合	部門数	割合	部門数	割合
平成	校	校	%	校	%	法人	%
10	438	63	14.4	26	5.9		
11	450	63	14.0	27	6.0		
12	470	89	18.9	33	7.0		
13	492	113	23.0	49	10.0		
14	507	133	26.2	56	11.0		
15	521	151	29.0	61	11.7		
16	537	152	28.3	63	11.7		
17	547	165	30.2	62	11.3		
18	561	179	31.9	80	14.3		
19	572	194	33.9	83	14.5		
20	577	229	39.7	93	16.1		
21	586	230	39.2	97	16.6		
22	579	227	39.2	98	16.9		
23	592	250	42.2	99	16.7		
24	588	208	35.4	91	15.5		
25	591	215	36.4	83	14.0		
26	592	219	37.0	88	14.9		
27	596	243	40.8	89	14.9	245	41.1
28	590	232	39.3	84	14.2	233	39.5
29	595	234	39.3	90	15.1	234	39.3
30	592	215	36.3	80	13.5	219	37.0

事業活動収支差額比率の推移（大学部門：規模別・地域別）

事業活動収支差額比率（旧：帰属収支差額比率）＝（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）＊100



	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
大規模・三大都市圏	10.4	9.9	2.5	8.9	8.0	7.5	7.5	7.5	8.1	7.9
中規模・三大都市圏	11.9	13.1	17.0	11.7	9.7	10.0	6.2	5.4	5.3	4.8
小規模・三大都市圏	-2.1	-2.9	-3.6	-1.8	-2.5	-1.5	-6.0	-5.2	-5.1	-5.9
大規模・その他地域	8.0	9.8	9.9	2.8	5.7	7.7	6.9	7.0	4.8	2.6
中規模・その他地域	7.0	4.4	6.2	6.9	6.5	6.6	8.8	4.4	8.3	7.5
小規模・その他地域	0.8	1.2	1.5	2.8	3.6	2.8	-0.6	-0.4	-1.5	0.8

※H26以前は帰属収支差額比率（旧会計基準）である。

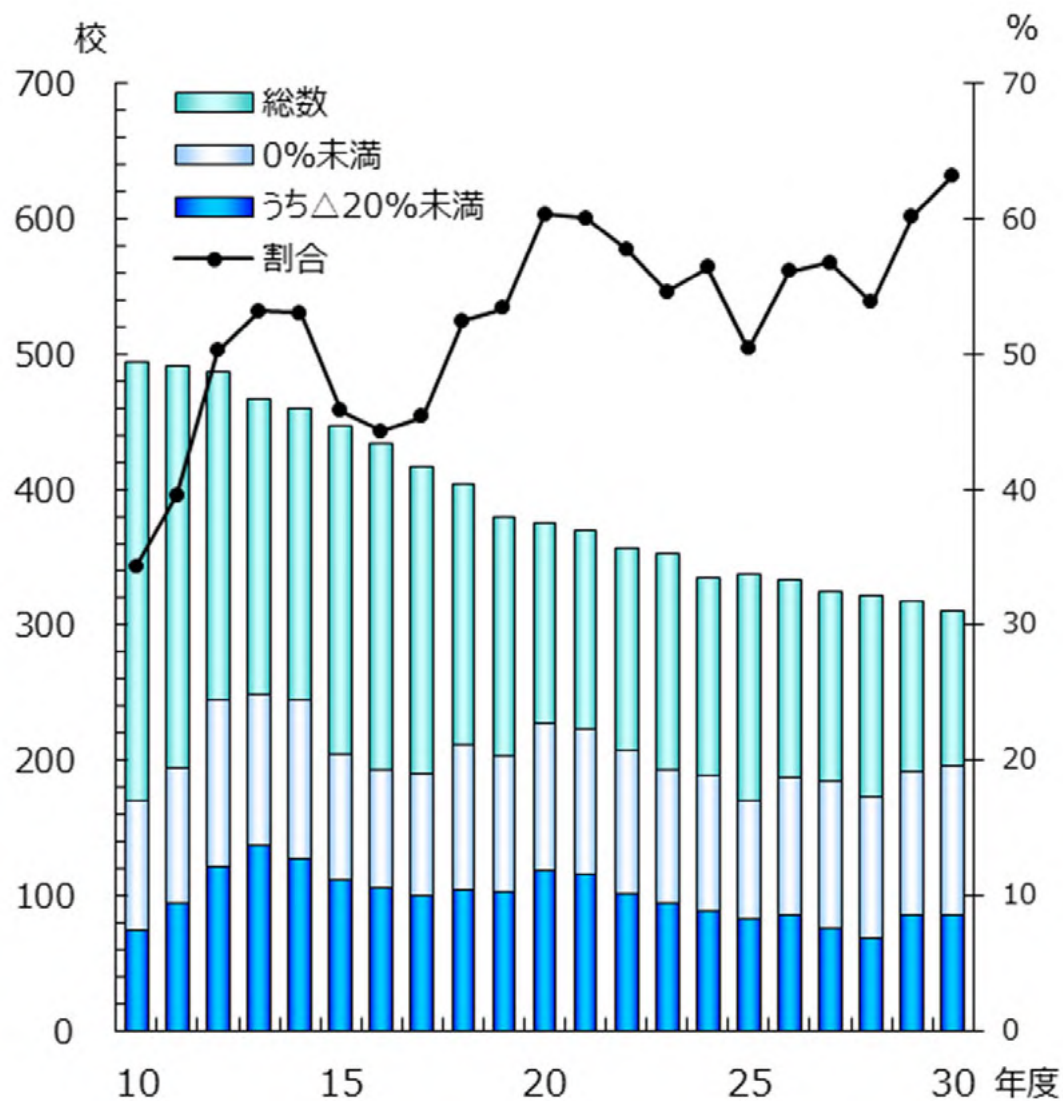
※三大都市圏＝東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都・兵庫　その他地域＝三大都市圏以外の道県。

※大規模＝収容定員8000人以上、中規模＝4000人以上8000人未満、小規模＝4000人未満

事業活動収支差額比率の推移（短期大学部門）

事業活動収支差額比率（旧：帰属収支差額比率）＝（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）× 100

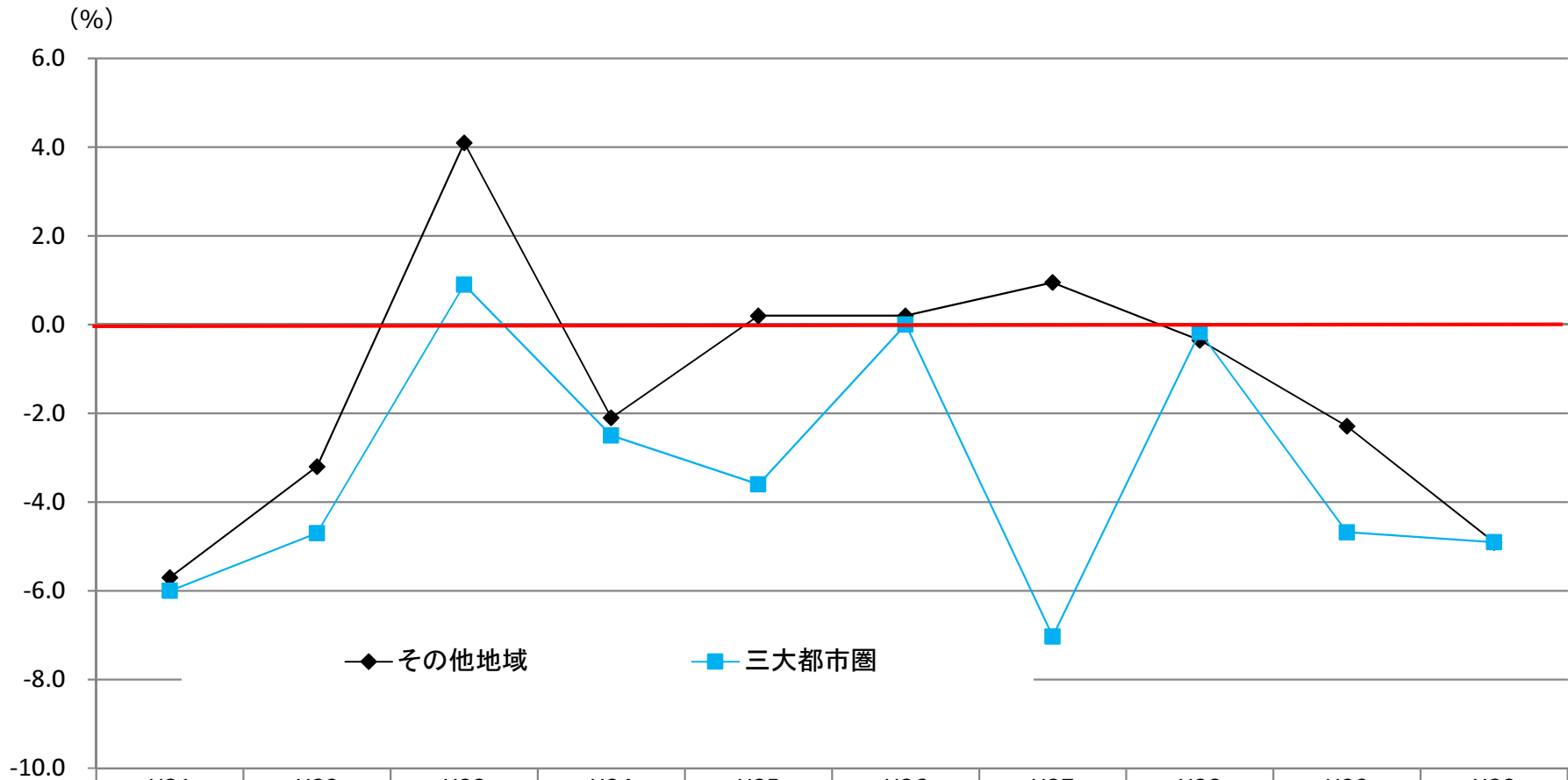
- ◎短期大学部門の63.2%が基本金組入前当年度収支差額がマイナス。前年度より2.9ポイント悪化。
- ◎基本金組入前当年度収支差額が20%以上マイナスとなっている大学は86校（27.7%）。前年度より0.6ポイント悪化。



年度	短期大学部門						
	計	0%未満				経常収支差額 比率0%未満	
		部門数	割合	部門数	割合	部門数	割合
平成	校	校	%	校	%	法人	%
10	495	170	34.3	74	14.9		
11	492	195	39.6	94	19.1		
12	487	245	50.3	122	25.1		
13	468	249	53.2	137	29.3		
14	460	244	53.0	128	27.8		
15	447	205	45.9	112	25.1		
16	435	193	44.4	106	24.4		
17	418	190	45.5	100	23.9		
18	404	212	52.5	104	25.7		
19	380	203	53.4	103	27.1		
20	376	227	60.4	118	31.4		
21	371	223	60.1	116	31.3		
22	358	207	57.8	102	28.5		
23	353	193	54.7	95	26.9		
24	335	189	56.4	89	26.6		
25	337	170	50.4	83	24.6		
26	333	187	56.2	86	25.8		
27	324	184	56.8	76	23.5	192	59.3
28	321	173	53.9	68	21.2	175	54.5
29	317	191	60.3	86	27.1	192	60.6
30	310	196	63.2	86	27.7	199	64.2

事業活動収支差額比率の推移（短大部門：地域別）

事業活動収支差額比率（旧：帰属収支差額比率）＝（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）＊100



(%)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
◆ その他地域	-5.7	-3.2	4.1	-2.1	0.2	0.2	1.0	-0.3	-2.3	-4.9
■ 三大都市圏	-6.0	-4.7	0.9	-2.5	-3.6	0.0	-7.0	-0.2	-4.7	-4.9

※H26以前は帰属収支差額比率である。

※三大都市圏＝東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都・兵庫 その他地域＝三大都市圏以外の道県。

経営判断指標とは？

- ◆ 経営判断指標は、学校法人が自身で経営状態を大まかに把握するためのツール。
- ◆ この指標の活用により、資金収支計算書では明確化されない教育研究活動のキャッシュフローの動向や、外部負債と運用資産の状況を通じて、経営悪化の兆候を発見・認識することが可能。

1. フローチャートによる経営状態のチェック

○12ページのフローチャート「フロー①」から「フロー⑧」の質問に順番に回答することにより、学校法人の経営状態が判明。

2. 分析のポイント

(1) 教育活動資金収支差額の分析により、学校法人の資金の流れに着目して資金ショートの可能性を確認。

(2) (1)の分析により、教育活動資金収支差額が、

①赤字の場合には、運用資産での補填(ほてん)年限を。

②黒字の場合には外部負債の返済年限を分析。

これは、学校法人の破綻のきっかけが資金ショートであることから、指標ではキャッシュフローを重視しており、経営悪化の兆候をできるだけ早期に発見し、回復の可能性のある時点で警鐘を鳴らすことにより、経営破綻を予防することを目的としているため。

3. 分析結果

(1) 学校法人の経営状態をフローに従い分析した結果、経営状態が良好であると考えられる方から順に「A1」から「D3」の14通りに区分。

(2) さらに(1)の14区分は経営状態に応じて次の3つに分類。

①正常状態：「A1」～「A3」

②経営困難状態：イエローゾーン「B1」～「C3」（「B0」イエローゾーンの予備的段階）

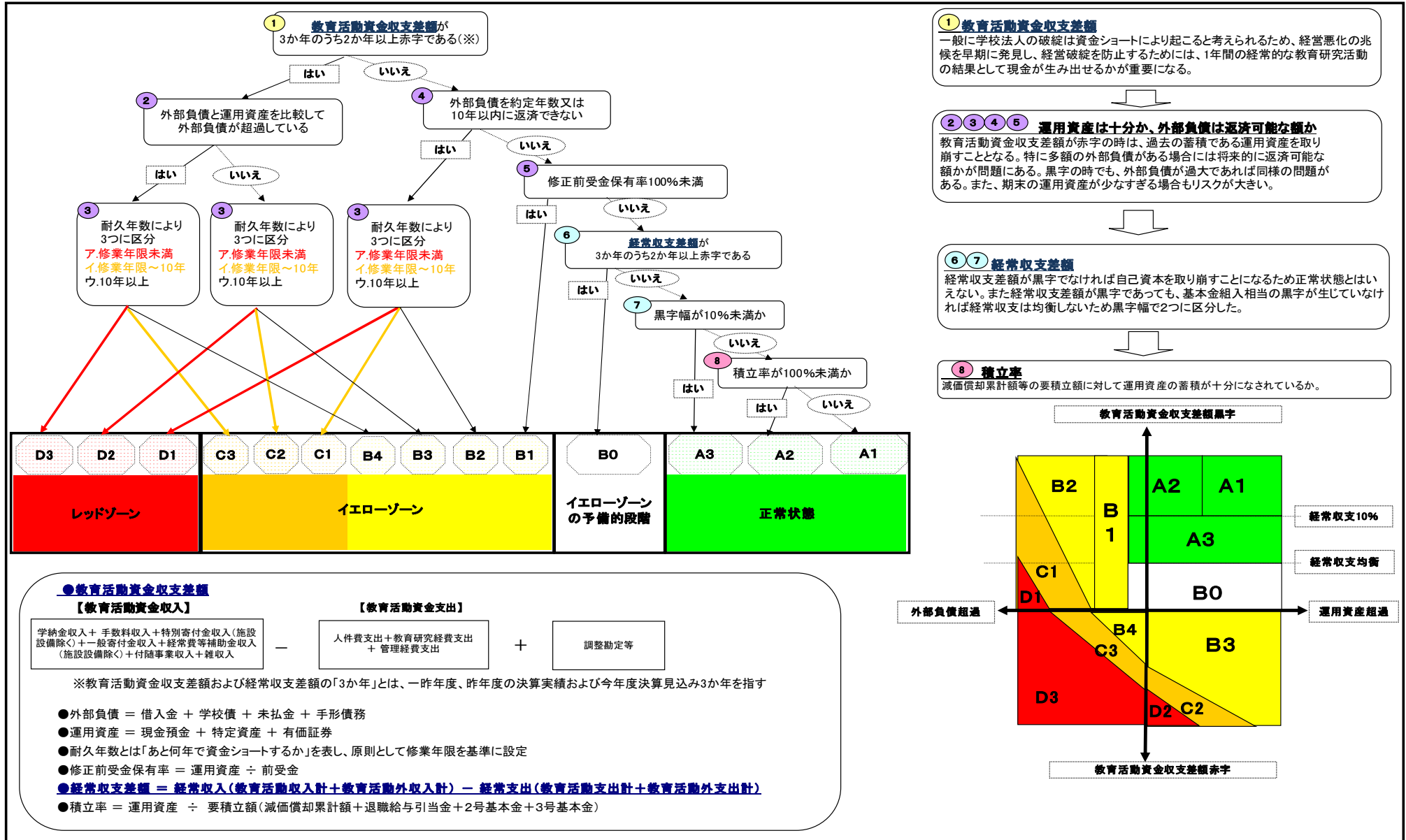
③自力再生が極めて困難な状態：レッドゾーン

※各区分の解説は、15ページ「経営判断指標のポイント」を参照。

経営判断指標・フローチャート

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

※平成27年度から



事例 1 経営判断指標「A1」

学校法人 A 学園

判定 **A1**

(単位:千円・人)

I 教育活動資金収支差額		2017年度決算	2018年度決算	2019年度見込
設問①	収入(A)	15,508,750	15,508,431	15,392,914
	支出(B)	8,191,389	8,267,251	8,267,251
	C = A - B	7,315,362	7,241,181	7,125,663
	C / A	47.2%	46.7%	46.3%
	判定	○	○	○

学生等数	2017年度	2018年度	2019年度
法人単位	人数非表示		
納付金+補助金	14,645		

※2014年度(高校法人以下は2015年度以前)は「教育研究活動によるキャッシュフロー」

II-1 運用資産と外部負債の関係		2018年度決算		II-2 運用資産と前受金の関係		2018年度決算		II-3 運用資産と要積立額の関係		2018年度決算	
設問②④	運用資産(D)	106,843,817		設問⑤	運用資産(D)	106,843,817	設問⑧	運用資産(D)	106,843,817	⑧	108.3%
	外部負債(E)	3,658,283			前受金(F)	8,565,390		要積立額(G)	98,664,837		
	F = D - E	103,185,534	0		D/F	1247.4%		(うち減価償却累計額)	32,497,461		
	C>0 且つ F<0の時 F÷C(単位:年)			D/G							

II-4 運用資産の推移		2018年度決算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込	2022年度見込	2023年度見込	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	2027年度見込	2028年度見込
設問③④	期首運用資産(H)		106,843,817	114,084,998	121,326,178	128,567,359	135,808,540	143,049,720	150,290,901	157,532,081	164,773,262	172,014,443
	教育研究活動CF(I)	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181	7,241,181
	借入金返済額(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	期末運用資産(H+I-J)	106,843,817	114,084,998	121,326,178	128,567,359	135,808,540	143,049,720	150,290,901	157,532,081	164,773,262	172,014,443	179,255,623
	判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

III 経常収支差額(帰属収支差額・※)		2017年度決算	2018年度決算	2019年度見込
設問⑥⑦	経常(帰属)収入(K)	16,811,839	15,983,135	15,867,817
	経常(消費)支出(L)	10,260,355	11,967,738	11,967,738
	経常(帰属)収支差額 M = K - L	6,551,284	4,015,397	3,899,879
	M / K	39.0%	25.1%	24.6%
	判定	○	○	○

※経常収支差額 = 経常収入 - 経常支出(事業活動収支計算書)
 この計算における帰属収支差額 = (帰属収入 - 資産売却差額) - (消費支出 - 資産処分差額)
 → 大学～高専法人は2014年度、高校法人以下は2015年度以前は、(この計算における)帰属収支差額を示す。

事例 2 経営判断指標「B3」

学校法人 B 学院

判定 **B3**

(単位:千円・人)

I 教育活動資金収支差額		2017年度決算	2018年度決算	2019年度見込
設問①	収入(A)	288,700	253,242	253,242
	支出(B)	270,754	256,486	256,486
	C = A - B	17,946	△ 3,244	△ 3,244
	C / A	6.2%	△1.3%	△1.3%
	判定	○	×	×

学生等数	2017年度	2018年度	2019年度
法人単位	人数非表示		
納付金+補助金	221		

※2014年度（高校法人以下は2015年度以前）は「教育研究活動によるキャッシュフロー」

II-1 運用資産と外部負債の関係		2018年度決算	
設問②④	運用資産(D)	71,426	0
	外部負債(E)	3,880	0
	F = D - E	67,546	0
	C > 0 且つ F < 0 の時 F ÷ C (単位:年)		

II-2 運用資産と前受金の関係		2018年度決算	
設問⑤	運用資産(D)	71,426	
	前受金(F)	16,117	
	D / F	443.2%	

II-3 運用資産と要積立額の関係		2018年度決算	
設問⑧	運用資産(D)	71,426	
	要積立額(G)	2,275,573	
	(うち減価償却累計額)	2,187,896	
	D / G	3.1%	

II-4 運用資産の推移		2018年度決算	2019年度見込	2020年度見込	2021年度見込	2022年度見込	2023年度見込	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	2027年度見込	2028年度見込
設問③④	期首運用資産(H)		71,426	64,302	61,058	57,814	54,570	51,326	48,082	44,838	41,594	38,350
	教育研究活動CF(I)	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244	△ 3,244
	借入金返済額(J)	51,735	3,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	期末運用資産(H+I-J)	71,426	64,302	61,058	57,814	54,570	51,326	48,082	44,838	41,594	38,350	35,106
	判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

III 経常収支差額(帰属収支差額・※)		2017年度決算	2018年度決算	2019年度見込
設問⑥⑦	経常(帰属)収入(K)	300,957	257,343	257,343
	経常(消費)支出(L)	314,254	300,716	300,716
	経常(帰属)収支差額 M = K - L	△ 13,298	△ 43,373	△ 43,373
	M / K	△4.4%	△16.9%	△16.9%
	判定	×	×	×

※経常収支差額 = 経常収入 - 経常支出 (事業活動収支計算書)
 この計算における帰属収支差額 = (帰属収入 - 資産売却差額) - (消費支出 - 資産処分差額)
 →大学～専修法人は2014年度、高校法人以下は2015年度以前は、(この計算における)帰属収支差額を示す。

経営判断指標のポイント

指標	定義		
	収支差額	ストック	説明
D3	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 赤字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 > 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限未満で資金ショート 	本業で資金流出が生じており、かつ手持ちの運用資産で外部負債の返済ができず約定の返済期限では修業年限未満で資金ショートが予想されるため、一般に運転資金の新規融資が難しい状態
D2		<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 < 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限未満で資金ショート 	手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態だが、本業で資金流出が生じており、約定の返済期限で返済すると修業年限未満で資金ショートが予想される状態
D1	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 黒字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債を約定通りで返済できないか、返済できても10年超かかる ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限未満で資金ショート 	本業で黒字だが、黒字幅が小さく、本業の黒字を全て借入金返済に回したとしても外部負債の返済可能性が不確実な状態で、かつ約定の返済期限では修業年限未満で資金ショートが予想される状態
C3	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 赤字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 > 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限以上10年未満で資金ショート 	本業で資金流出が生じており、かつ手持ちの運用資産で外部負債の返済ができず約定の返済期限では10年未満で資金ショートが予想されるため、一般に運転資金の新規融資が難しい状態
C2		<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 < 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限以上10年未満で資金ショート 	手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態だが、本業で資金流出が生じており、約定の返済期限で返済すると修業年限以上10年未満で資金ショートが予想される状態
C1	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 黒字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債を約定通りで返済できないか、返済できても10年超かかる ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと修業年限以上10年未満で資金ショート 	本業で黒字だが、黒字幅が小さく、本業の黒字を全て借入金返済に回したとしても外部負債の返済可能性が不確実な状態で、かつ約定の返済期限では修業年限以上10年未満で資金ショートが予想される状態
B4	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 赤字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 > 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと10年以上資金がもつ 	本業で資金流出が生じており、手持ちの運用資産で外部負債の返済ができない状態であるため一般に運転資金の新規融資は難しい状態だが、10年以上は資金がもつ状態
B3		<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債 < 運用資産 ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと10年以上資金がもつ 	本業で資金流出が生じているが、手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態であり、約定の返済期限では10年以上資金がもつ状態
B2	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 黒字	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債を約定通りで返済できないか、返済できても10年超かかる ● 外部負債を約定の償還年度ごとに返済していくと10年以上資金がもつ 	本業で黒字だが、黒字幅が小さく、本業の黒字を全て借入金返済に回したとしても外部負債の返済可能性が不確実な状態で、かつ約定の返済期限では10年以上資金がもつ状態
B1		<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債を約定通りに返済できる ● 前受金 > 運用資産 	次年度に使う前受金分の運用資産を先食いしており資金繰りに不安がある
B0	教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上 黒字 だが 経常収支差額が2か年以上赤字		取得価額ベースでの取替更新ができない状態
A3	教育活動資金収支差額・経常収支差額がともに3か年のうち2か年以上 黒字 だが 最新決算での黒字幅（経常収支差額比率）が10%未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部負債を約定通りに返済できる ● 前受金 < 運用資産 	黒字幅が小さく、施設設備の拡充や借入金返済の財源が十分に生み出せない状態
A2	教育活動資金収支差額・経常収支差額がともに3か年のうち2か年以上 黒字 かつ 最新決算での黒字幅（経常収支差額比率）が10%以上	● 積立率が 100%未満 （B0・A3の要件も満たす）	黒字幅は十分だが、過去の資金蓄積が不十分な状態
A1		● 積立率が 100%以上 （B0・A3の要件も満たす）	黒字幅も、過去の資金蓄積も十分な状態

教育活動収支差額比率

<計算式>

$$\text{教育活動収支差額} \div \text{教育活動収入計} \times 100$$

自己分析 \div $\times 100 =$ %

<比率の意味>

- ✎ 学校の本業である教育活動の収支バランスを見る比率。
- ✎ **プラスが大きくなるほど、教育活動部分の収支が安定していることを示し、マイナスになる場合は、教育活動において資産の流出が生じていることを意味する。**

平成30年度決算（幼稚園は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	大学	短期大学	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
集計数	549法人	104法人	592校	310校	1,289校	726校	212校	6,985園
教育活動収支差額	1,511億円	△49億円	807億円	△101億円	134億円	22億円	△2億円	753億円
教育活動収入	63,613億円	1,479億円	33,817億円	1,620億円	10,674億円	2,590億円	809億円	9,092億円
教育活動収支差額比率	2.4%	△3.3%	2.4%	△6.2%	1.3%	0.8%	△0.3%	8.3%

経常収支差額比率

<計算式>

$$\text{経常収支差額} \div \text{経常収入} \times 100$$

自己分析 \div $\times 100 =$ %

<比率の意味>

- ✎ 学校の経常的な活動（教育活動と財務活動）の収支状況を見る比率。
- ✎ **プラスが大きくなるほど、経常的な収支が安定。** マイナスの場合は、学校法人の経常的な収支で資産の流出が生じていることを意味するため、将来的な学校法人財政の不安要素となる。

平成30年度決算（幼稚園は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	大学	短期大学	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
集計数	549法人	104法人	592校	310校	1,289校	726校	212校	6,985園
経常収支差額	2,421億円	△28億円	1,172億円	△84億円	171億円	36億円	1億円	759億円
経常収入	64,635億円	1,503億円	34,226億円	1,639億円	10,744億円	2,610億円	816億円	9,125億円
経常収支差額比率	3.7%	△1.9%	3.4%	△5.1%	1.6%	1.4%	0.1%	8.3%

事業活動収支差額比率

<計算式>

$$\text{基本金組入前当年度収支差額} \div \text{事業活動収入} \times 100$$

自己分析

$$\boxed{} \div \boxed{} \times 100 = \boxed{} \%$$

<比率の意味>

- ✎ 毎年度の収支バランスを表す比率。全体としての経営状況を見る指標。
- ✎ **プラスが大きくなるほど、自己資金が充実。** マイナスが大きくなるほど経営は厳しい。経営に余裕があるかどうかの判断に使用する。

平成30年度決算（幼稚園は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	大学	短期大学	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
集計数	549法人	104法人	592校	310校	1,289校	726校	212校	6,985園
基本金組入前 当年度収支差額	2,610億円	△20億円	1,226億円	△82億円	312億円	59億円	13億円	1,093億円
事業活動収入	65,742億円	1,544億円	34,674億円	1,671億円	10,985億円	265億円	832億円	9,555億円
事業活動 収支差額比率	4.0%	△1.3%	3.5%	△4.9%	2.8%	2.2%	1.5%	11.4%

人件費比率

<計算式>

$$\text{人件費} \div \text{経常収入} \times 100$$

自己分析 \div $\times 100 =$ %

<比率の意味>

- 人件費は支出の中で大きな割合を占め、学校経営の採算に直結する。
- 教職員の年齢構成等によって大きく変化する。また、人件費を下げるのは容易ではないため、計画的に検討する必要がある。

平成30年度決算（幼稚園は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	大学	短期大学	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
集計数	549法人	104法人	592校	310校	1,289校	726校	212校	6,985園
人件費	31,667億円	930億円	18,038億円	1,010億円	6,872億円	1,698億円	516億円	5,460億円
経常収入	64,635億円	1,503億円	34,226億円	1,639億円	10,744億円	2,610億円	816億円	9,125億円
人件費比率	49.0%	61.9%	52.7%	61.6%	64.0%	65.1%	63.2%	59.8%

総負債比率

<計算式>

$$\left(\text{固定負債} + \text{流動負債} \right) \div \text{合計（総資産）} \times 100$$

自己分析 $\left(\boxed{} + \boxed{} \right) \div \boxed{} \times 100 = \boxed{} \%$

<比率の意味>

 総資産に対して負債がどの程度あるかを判断する比率。

平成30年度決算（幼稚園法人は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	高等学校法人	中学校法人	小学校法人	幼稚園法人
集計数	549法人	104法人	684法人	14法人	14法人	5,033法人
総負債	39,297億円	982億円	5,632億円	122億円	90億円	3,808億円
総資産	27,434億円	8,500億円	37,718億円	273億円	487億円	34,798億円
総負債比率	14.3%	11.6%	14.9%	44.7%	18.5%	10.9%

積立率

<計算式>

$$\text{運用資産} \div \text{要積立額} \times 100$$

$$\text{自己分析} \quad \boxed{} \div \boxed{} \times 100 = \boxed{} \%$$

※運用資産＝特定資産（各種引当特定資産）＋有価証券（固定）＋有価証券（流動）＋現金預金

※要積立額＝減価償却累計額（有形固定資産）＋退職給与引当金＋第2号基本金＋第3号基本金

<比率の意味>

 学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す。

平成30年度決算（幼稚園法人は29年度決算）

区分	大学法人	短期大学法人	高等学校法人	中学校法人	小学校法人	幼稚園法人
集計数	549法人	104法人	684法人	14法人	14法人	5,033法人
運用資産	105,045億円	3,184億円	11,754億円	82億円	143億円	10,767億円
要積立額	144,537億円	4,281億円	17,692億円	120億円	162億円	－
積立率	72.7%	74.4%	66.4%	67.9%	88.7%	－

幼稚園法人にデータの提出を求めているため

財務比率一覧表 ①

(1) 事業活動収支計算書関係比率

NO	比率	算出方式	比率の意味
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	学校における最大の支出要素。この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化に繋がる要因となる。教職員の人員や給与水準に注意が必要。
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	人件費が学生生徒等納付金で賄える範囲内に収まっているかを見る比率。学校の種類や系統・規模等により、100%以内に収まらない場合もあるが、100%を超えずに低い方が望ましい。
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	教育研究経費には、修繕費、光熱水費、消耗品費、委託費、旅費交通費、印刷製本費等の支出に加え教育研究用固定資産にかかる減価償却額、また附属病院では医療経費が含まれる。これらの経費は教育研究活動の維持・充実のため不可欠であり、収支均衡を失しない範囲内で高くなるのが望ましい。
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	教育研究活動以外の目的で支出される経費であり、学校法人の運営のためにはある程度の支出は止むを得ないが比率としては低い方が望ましい。
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}}$	長期借入金・短期借入金から発生する利息の経常収入に対する比率。学校法人の財務を分析する上で重要な財務比率の一つである。
6	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入計}}$	旧帰属収支差額比率。プラスで大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる。
7	基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入計} - \text{基本金組入額}}$	旧消費収支差額比率。収支が均衡する100%前後が望ましいと考えられるが、臨時的な固定資産の取得により急上昇する場合もある。資金を蓄積するのであれば、低い方が良い。
8	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	学校法人の事業活動収入の中で最大の割合を占める重要な自己財源であり、安定的に推移することが望ましい。
9	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{事業活動収入計}}$	私立学校にとって重要な収入源。一定水準の寄付金収入を継続して確保することが経営の安定のためには望ましい。
	経常寄付金比率	$\frac{\text{教育活動収支の寄付金}}{\text{経常収入}}$	上記寄付金比率につき経常的な要素に限定した比率である。

財務比率一覧表 ②

(2) 事業活動収支計算書関係比率

NO	比率	算出方式	比率の意味
10	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入計}}$	補助金は一般的に学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入源泉であり、必要不可欠なものである。
	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	上記補助金比率につき経常的な要素に限定した比率である。
11	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入計}}$	学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためには、基本金への組入れが安定的に行われることが望ましい。この比率の評価に際しては、基本金の組入れ内容が単年度の固定資産の取得によるものなのか、第2号基本金及び第3号基本金にかかる計画的な組入れによるものか等を確認する必要がある。
12	減価償却額比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{経常支出}}$	減価償却額は経費に計上されているが実際の資金支出は伴わないものであるため、別の視点では実質的には費消されずに蓄積される資金の割合を示したものと捉えることも可能である。
13	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	経常的な収支バランスを表す比率として新設
14	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	本業である教育活動の収支バランスを表す比率として新設

(注) 「経常収入」= 教育活動収入計 + 教育活動外収入計 「経常支出」= 教育活動支出計 + 教育活動外支出計

(3) 活動区分資金収支計算書関係比率

NO	比率	算出方式	比率の意味
1	教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	本業である「教育活動」でキャッシュフローが生まれ出せているかを測る比率。プラスが望ましいが、「その他の活動」でキャッシュフローを生み出し、教育研究活動の原資としている場合もあるため、「その他の活動」の収支状況を併せて確認する必要がある。

(注) 教育活動資金収支差額 = 教育活動資金収入計 - 教育活動資金支出計 + 教育活動調整勘定等

財務比率一覧表 ③

(4) 貸借対照表関係比率

NO	比率	算出方式	比率の意味
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	資産構成のバランスを全体的に見るための指標。全体の平均と比べて特に高い場合は、資産の固定化が進み流動性が低くなっていることになる。低い方が良い。
2	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	土地・建物等の有形固定資産の構成比（バランス）を見るための指標。設備投資が過剰な場合は財政を逼迫させる原因になるため低い値が良い。
3	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	「その他の固定資産」から独立して新設した比率。各種引当特定資産など長期にわたって特定の目的のために保有する金融資産の蓄積状況を評価する。
4	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	資産構成のバランスを全体的に見るための指標。一般的にこの比率が高い場合、現金化が可能な資産の割合が大きく、資金流動性に富んでいると評価できる。
5	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総負債+純資産}}$	長期的な債務の比重を評価する指標。長期借入金、学校債、退職給与引当金等で構成される固定負債は、長期間にわたり償還・支払い義務を負う債務である。
6	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総負債+純資産}}$	短期的な債務の比重を評価する。負債構成のバランスと比重を評価する指標で低い方が望ましい。
7	内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{総負債}}{\text{総資産}}$	この比率がプラスの場合は運用資産で総負債をすべて充当することができ、結果的に有形固定資産が自己資金で調達されていることを意味している。一方、マイナスの場合は財政上の余裕度が少ないことを表す。
8	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	学校法人の一年間の経常的な支出規模に対してどの程度の運用資産が蓄積されているかを表す指標。高いほど運用資産の蓄積が良好とされる。単位は「年」で表す。
9	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	財政安定性を表す比率で重要な指標。高いほど財政的には安定していることになる。逆に50%を下回る場合は他人資金が自己資金を上回っていることを示す。
10	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債+純資産}}$	一般的には支出超過（累積赤字）よりも収入超過（累積黒字）が理想的であるが、基本金への組入れ状況によって左右される場合もあるため、基本金の内訳と併せて検討する必要がある。
11	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$	固定資産に対してどの程度純資産が投下されている（賄っているか）を見る比率。大規模設備投資を行う際は外部資金を導入する場合もあるため、100%を超えることも少なくないが、低い方が望ましい。

財務比率一覧表 ④

NO	比率	算出方式	比率の意味
12	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}}$	固定比率を補完する役割を担う比率。固定資産の取得を自己資金と長期借入金で賄っているかを示す。100%以下で低いほど理想的。
13	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つ。金融機関等では200%以上であれば優良としており、100%を切っている場合には、資金繰りに窮していると思われる。
14	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な比率。低いほど望ましく、50%を超えると負債総額が純資産を上回ることを示し、さらに100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過であることを示す。
15	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$	総負債が純資産を上回っていないかを見る比率。100%以下で低い方が望ましい。この比率は総負債比率、純資産構成比率と相互に関連しているが、これらの比率よりも顕著に差を把握することができる。
16	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	翌年度分の授業料や入学金等が現金預金の形で当該年度末に適切に保有されているかを測る比率であり、100%を超えることが一般的とされている。
17	退職給与引当特定資産保有率	$\frac{\text{退職給与引当特定資産}}{\text{退職給与引当金}}$	将来的な支払債務である退職給与引当金に見合う資産を特定資産としてどの程度保有しているかを判断する。一般的には高い方が望ましい。
18	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	この比率は100%が上限であり、100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。
19	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額 (図書を除く)}}{\text{減価償却資産取得価額 (図書を除く)}}$	固定資産の取得価額と未償却残高との差額である償却累計額が、取得価額に対してどの程度を占めているかを測る比率。資産の取得年次が古いほど、又は耐用年数を短期間に設定しているほどこの比率は高くなる。
20	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す。

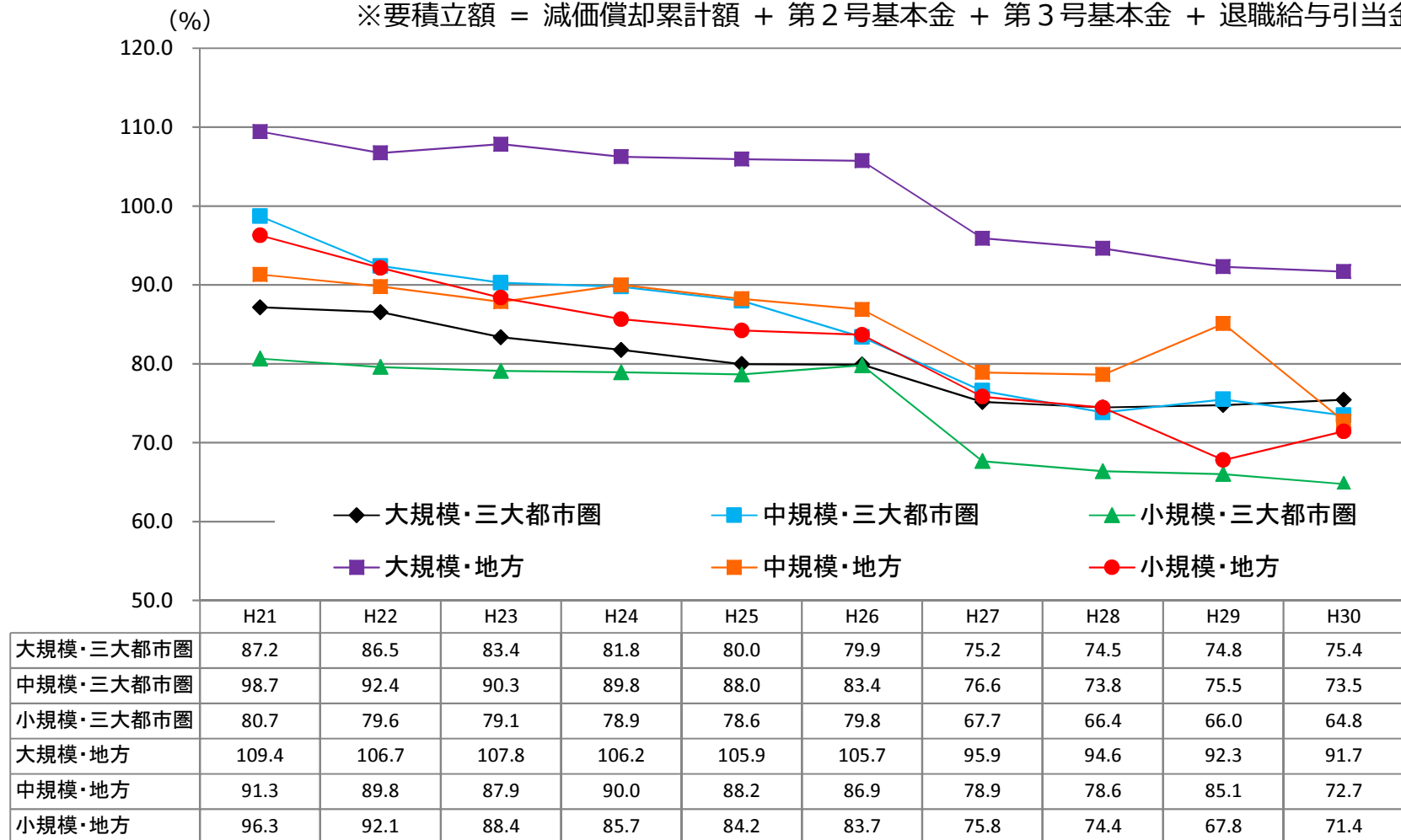
(注) 「経常収入」=教育活動収入計+教育活動外収入計
「経常支出」=教育活動支出計+教育活動外支出計

大学法人の積立率の推移（規模別・地域別）

積立率 = 運用資産 / 要積立額

※運用資産 = 特定資産 + 有価証券（固定・流動） + 現金預金

※要積立額 = 減価償却累計額 + 第2号基本金 + 第3号基本金 + 退職給与引当金



※三大都市圏 = 東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都・兵庫、地方 = 三大都市圏以外の道県。

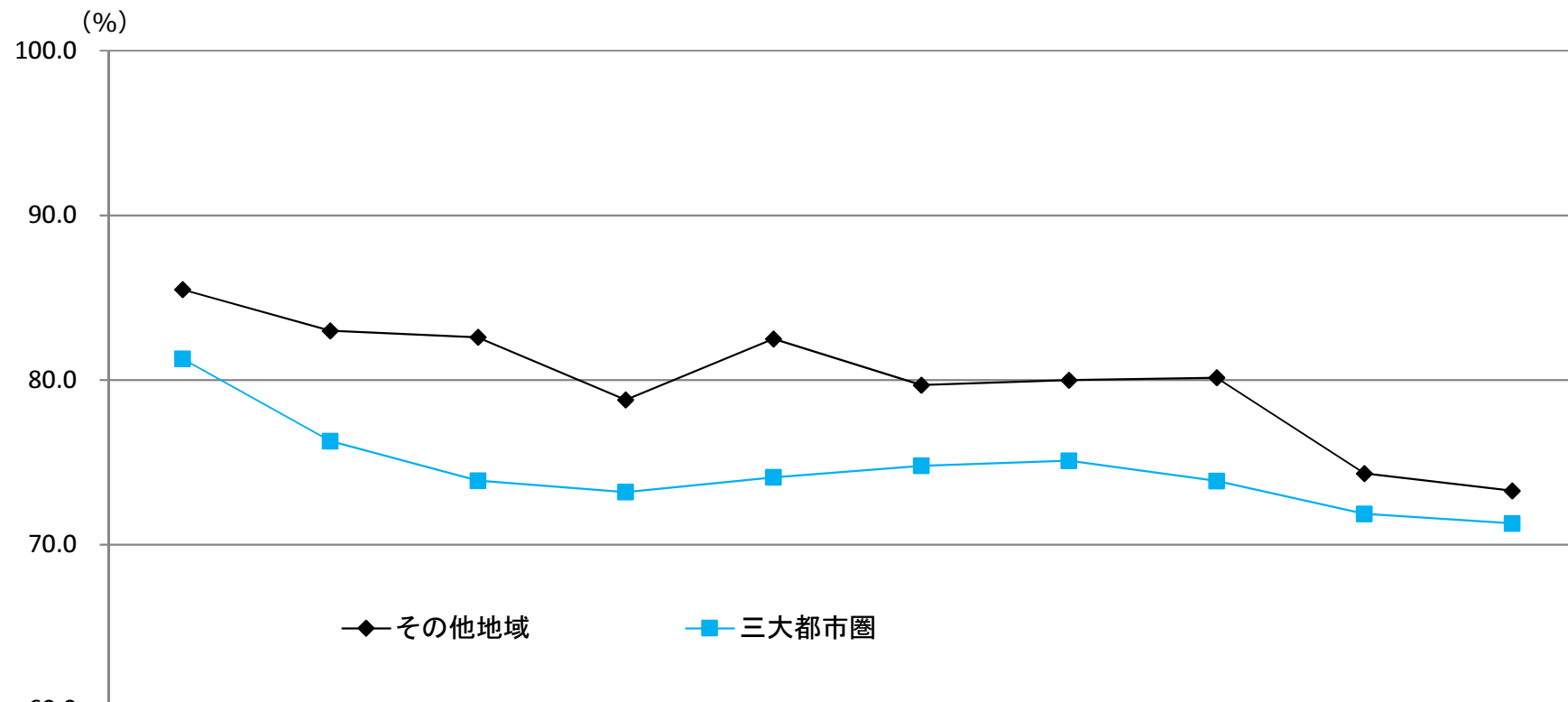
※大規模 = 収容定員8000人以上、中規模 = 4000人以上8000人未満、小規模 = 4000人未満

短期大学法人の積立率の推移（地域別）

積立率 = 運用資産 / 要積立額

※運用資産 = 特定資産 + 有価証券（固定・流動） + 現金預金

※要積立額 = 減価償却累計額 + 第2号基本金 + 第3号基本金 + 退職給与引当金

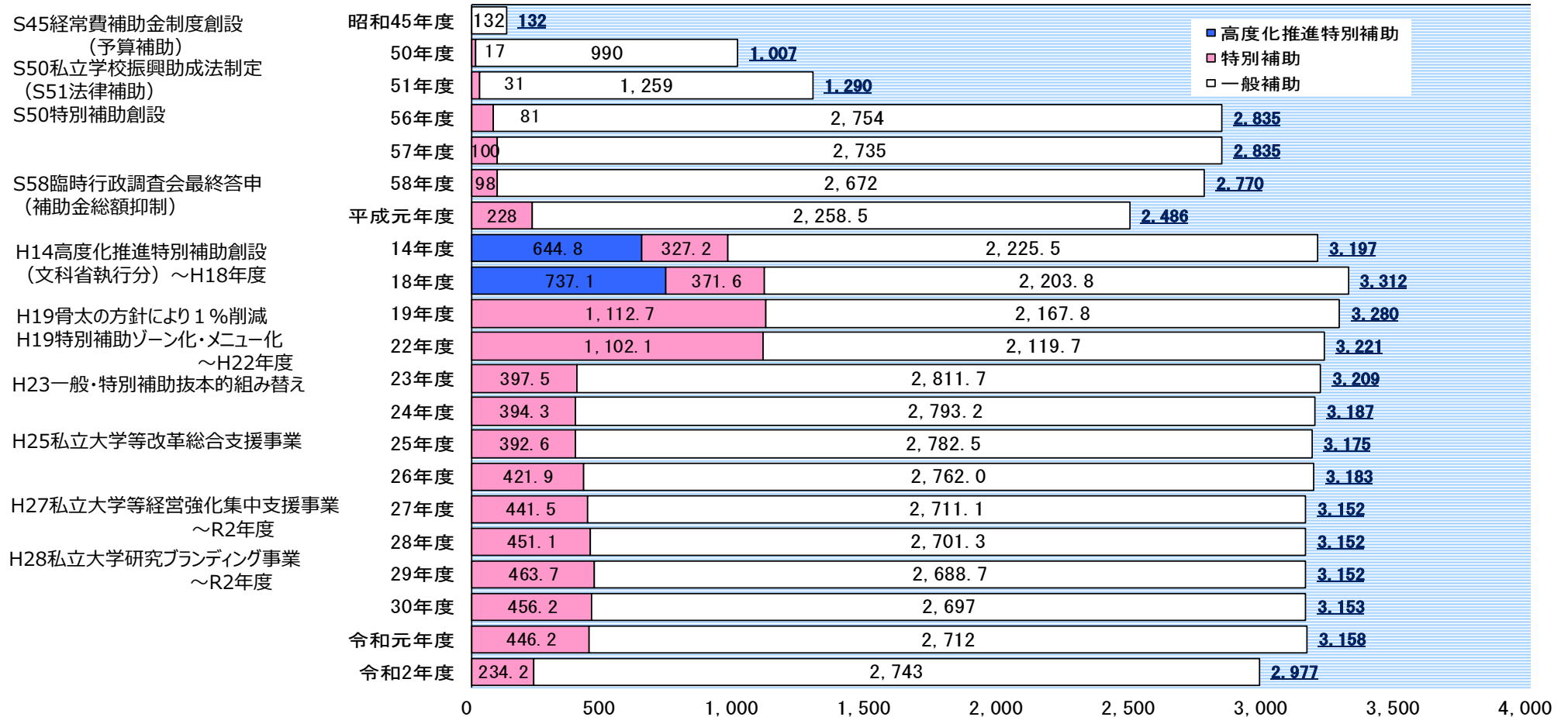


	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
その他地域	85.5	83.0	82.6	78.8	82.5	79.7	80.0	80.1	74.3	73.3
三大都市圏	81.3	76.3	73.9	73.2	74.1	74.8	75.1	73.9	71.9	71.3

※三大都市圏 = 東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都・兵庫 その他地域 = 三大都市圏以外の道県。

私立大学等経常費補助金の動向

◆一般補助と特別補助 予算額の推移



注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24~令和2年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

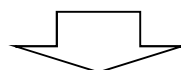
注4:令和2年度からの高等教育修学支援新制度に係る授業料等減免分の予算(R2年度:1,942億円)は内閣府に計上されています。

入学定員充足率等の取扱いについて①

- ・ 収容定員4,000人以上の学校について、平成28年度から不交付となる入学定員超過率の引き下げを実施。
- ・ 平成30年度以降もこの基準を継続している。

【平成27年度】不交付となる入学定員超過率「学校全体」又は「学部等単位」

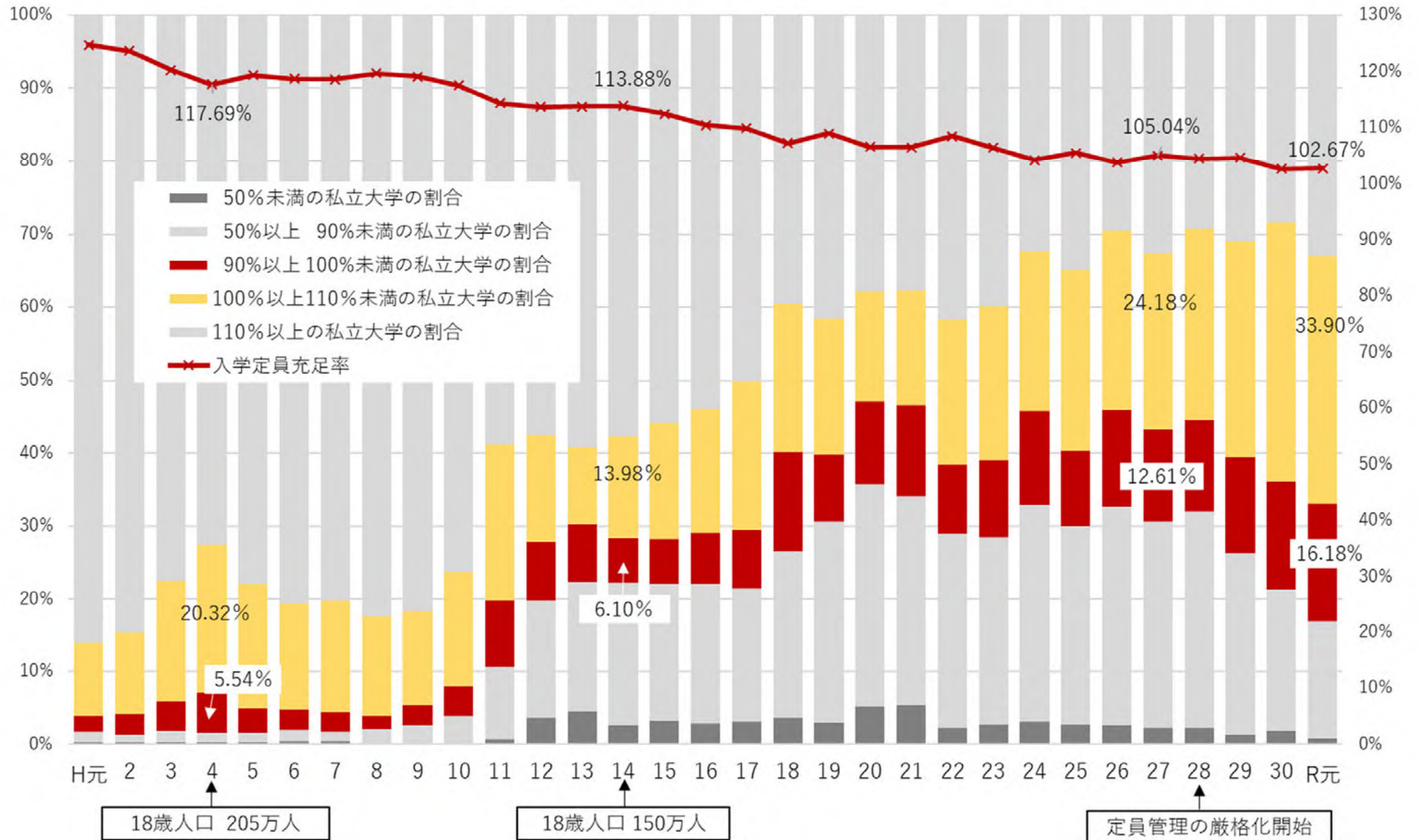
定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.30倍以上	1.20倍以上



【変更の内容】

定員規模	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.30倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.30倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度以降	1.30倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

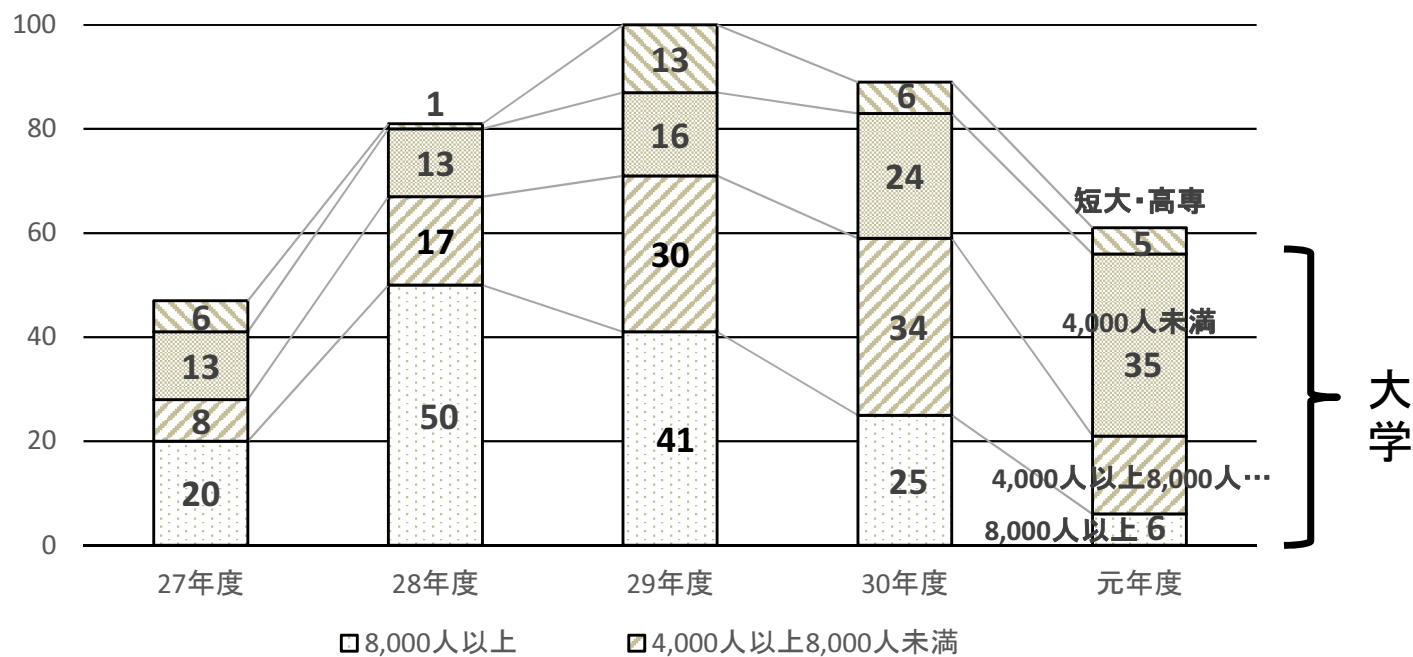
私立大学の入学定員充足率の推移



入学定員充足率等の取扱いについて②

参考：【不交付となる入学定員超過率以上の学部等数】

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
学部等数	47	81	100	89	61



入学定員充足率等の取扱いについて③

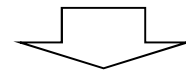
(令和元年度の変更点)

変更点：在籍学生数の割合による増減に加え、学部等の入学定員充足率が90～100%の場合に増額措置を行う。

平成30年9月11日付「平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」にて通知済

【現行】

A区分：学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）により増減



【変更の内容】

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）による増減に加え、学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（**入学定員充足率**）が**90～100%の場合に増額措置を実施**

<追加：入学定員充足率による増減率表>

増減率	4%	2%	0%
入学定員充足率	100～95%	94～90%	89%～

※入学定員充足率が100%を超える場合の入学者数（超過学生数）に応じた減額措置については、当面実施を見送り、3年後を目途に実施の要否を検討

定員未充足の学部等に対する増減率の強化

(令和元年度の変更点)

- 配分基準の「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表」における定員未充足の学部等に対する増減率表を強化。

(定員割れ)

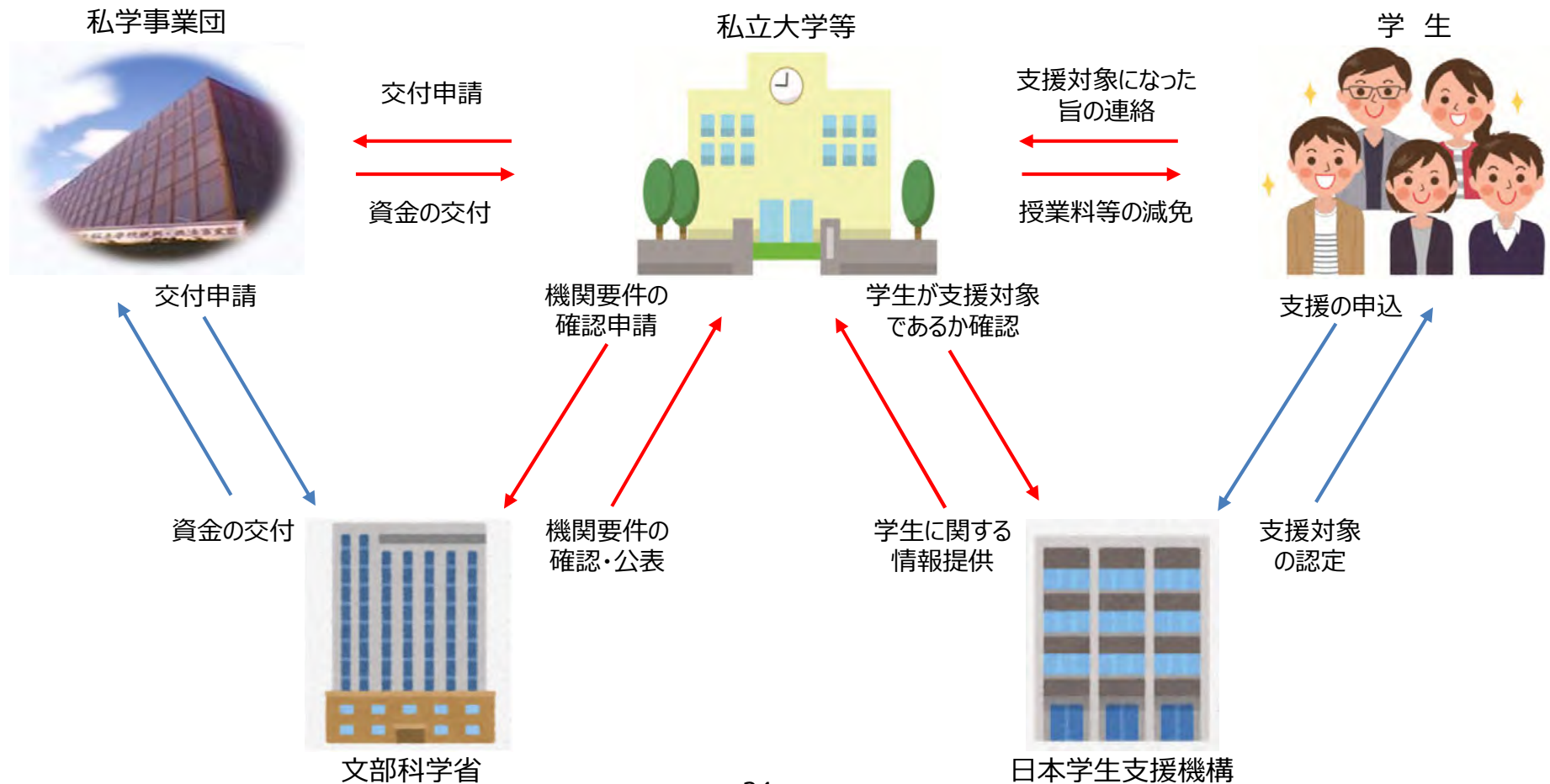
区分(現行)	増減率 6%	3%	0%	▲5%	▲6%	▲7%	▲8%	▲9%	▲10%	▲11%	▲12%	▲13%	▲14%
区分(変更後)	増減率 6%	3%	0%	▲11%	▲12%	▲13%	▲14%	▲15%	▲16%	▲17%	▲18%	▲19%	▲20%
学部等 (医歯学部を除く)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
99~98	97~95	94~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	
学部等 (医歯学部)	99	98	97~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
区分(現行)	増減率 ▲15%	▲16%	▲17%	▲18%	▲19%	▲23%	▲24%	▲25%	▲26%	▲27%	▲28%	▲29%	▲30%
区分(変更後)	増減率 ▲21%	▲22%	▲23%	▲24%	▲25%	▲26%	▲27%	▲28%	▲29%	▲30%	▲31%	▲32%	▲33%
学部等 (医歯学部を除く)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	
学部等 (医歯学部)	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
区分(現行)	増減率 ▲31%	▲32%	▲33%	▲34%	▲35%	▲36%	▲38%	▲40%	▲42%	▲44%	▲46%	▲48%	▲50%
区分(変更後)	増減率 ▲34%	▲35%	▲36%	▲37%	▲38%	▲39%	▲40%	▲41%	▲42%	▲44%	▲46%	▲48%	▲50%
学部等 (医歯学部を除く)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~	
学部等 (医歯学部)	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~

高等教育の修学支援新制度

1. 高等教育の修学支援新制度とは

- 大学等が実施する学生の「授業料」、「入学金」の減免に要する経費を国が「授業料等減免費交付金」として交付するもの。

2. 私立大学等が行う手続き



高等教育の修学支援新制度（機関要件）

1. 対象となる大学等

※支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追究と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を機関対象とするための要件を設定。

(1) **実務経験のある教員等**による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

*オムニバス方式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置づけているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

*学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

(2) 法人（大学等の設置者）の「**役員**」に**外部人材が2人以上**含まれること。

(3) 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、**厳格かつ適正な成績管理を実施・公表している**こと。

(4) 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など**教育活動に係る情報を公開している**こと。

2. 対象外となる大学等

※教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

○学校法人の財務状況

(1) **直前の3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス**

(2) **直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス**

○各大学等の学生数の状況

(3) **直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の※8割未満**

※専門学校の経過措置 令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度以降：8割未満

高等教育の修学支援新制度（授業料減免の交付申請）

<私立大学等から事業団への提出書類>

学部 (学科)	所得区分	授業料減免額		入学金減免額	
		減免学生数	減免総額	減免学生数	減免総額
医学部	3/3免除	11人	6,980,000円	11人	2,580,000円
	2/3免除	3人	1,366,800円	3人	506,800円
	1/3免除	6人	1,080,300円	6人	400,200円
	計	20人	9,427,100円	20人	3,487,000円
法学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
政治経済学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
…学部	…	人	円	人	円

大学等が行う学生の管理（例）

※「世帯収入の額の増減」に伴い学生個人への補助割合が変化するため、制度の対象となる学生の管理を卒業まで行わなければならない。

1. 授業料・入学金

番号	入学年度	学籍番号	氏名	学部名	昼夜 1：昼間 2：夜間 3：三部 4：通信	学科名	修業 年限	卒業 予定 年度	2020		2021		2022	2023
									1年次		2年次		3年次	4年次
									年間授業料	入学金	年間授業料	入学金	…	…
1	令和2	052001A	杉本〇〇	医学部	1	医学科	6年	2025	10,000,000	2,000,000	10,000,000		…	…
2	令和2	053001B	松本△△	法学部	1	法律学科	4年	2023	850,000	300,000	850,000		…	…
3	令和2	054001C	浜田××	理工学部	1	物理学科	4年	2023	1,000,000	300,000	1,000,000		…	…

2. 在籍状況

番号	入学年度	学籍番号	氏名	学部名	昼夜 1：昼間 2：夜間 3：三部 4：通信	学科名	在籍状況													
							1年次													
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	令和2	052001A	杉本〇〇	医学部	1	医学科	入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍
2	令和2	053001B	松本△△	法学部	1	法律学科	入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍
3	令和2	054001C	浜田××	理工学部	1	物理学科	入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍

3. 減免割合

番号	入学年度	学籍番号	氏名	学部名	昼夜 1：昼間 2：夜間 3：三部 4：通信	学科名	減免割合													
							1年次													
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	令和2	052001A	杉本〇〇	医学部	1	医学科	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
2	令和2	053001B	松本△△	法学部	1	法律学科	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
3	令和2	054001C	浜田××	理工学部	1	物理学科	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3

高等教育の修学支援新制度のポイント

Q1：大学の奨学制度と修学支援新制度・どちらを優先すべきか？

A1：修学支援新制度＞大学の奨学制度

※ 学生は、修学支援新制度の授業料等の減免支援を受け、さらに大学独自の奨学費制度を受けることも可能。

Q2：成績不良による授業料等減免の返還

A2：支援を受けている学生の成績は毎年度チェックを行い、成績不良等で支援が打ち切りとなる場合は、学生がその年度に受け取った交付金を全額国に返還しなければならない。ただし、返還するのは、支援打ち切りとなった年度の交付金であり、その年度以前に受け取った交付金を返還することにはならない。

私立大学等経常費補助金に係る検査法人数等の推移

区 分		H28	H29	H30	R1	R2
検査法人数	大学法人	25	26	24	23	21
	短期大学法人				1	
	高等専門学校法人					
	計	25	26	24	24	21
不当法人数	大学法人	4	8	9	12	協議中
	短期大学法人					
	高等専門学校法人					
	計	4	8	9	12	

※ 表中の年は検査年である（例 R2 = 令和元年11月～令和2年3月の検査）

検査対象と検査の流れ

◆ 検査対象の年度

会計検査院からの通知文書では、検査対象年度を「原則過去5か年」と指定

- ⇒ ただし、実際の検査は主として前年度、前々年度の2か年が行われ、問題のある項目があった場合には、さらにその前の3か年に遡って検査を行う。
- ⇒ 特定項目が検査対象なる場合、過去5か年を検査対象とすることがある。

◆ 検査対象の範囲

会計検査院からの通知文書では、個別大学等ではなく学校法人全体で指定

- ⇒ 検査対象は学校法人が指定されるが、実際には検査対象となる大学等を特定し、検査を行う。
また、問題のある項目については、他の設置大学等についても同様の項目がないか検査することがある。

◆ 検査の流れ

令和2年検査（令和2年11月の国会報告に向けた検査）の例

- ⇒ 令和元年11月～令和2年3月までの検査を「令和2年検査」という。
- ⇒ 上記の結果を令和2年11月に「令和元年度決算報告」として内閣に提出する。

過大交付が認められると「**不当事項**」として 「**決算検査報告**」に掲載される

会計検査院のホームページ : <http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → 事業団

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

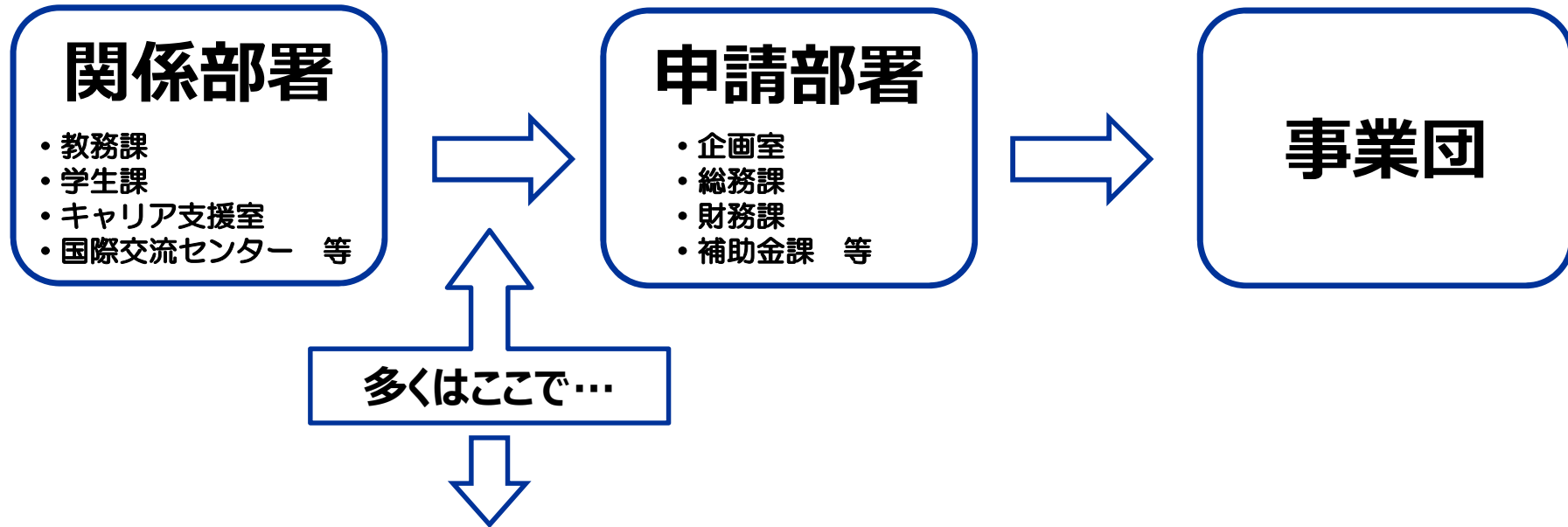
事業団 → 学校法人

※ **返還額と同額を当該年度の一般補助から減額**

(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

申請ミスの原因と対応策

◆ 私立大学等経常費補助金の例



- ・申請部署と関係部署との連携不足や認識の違い
- ・関係部署担当者の理解不足とチェック体制の不備

…などが原因



申請時の要件、数値の十分な確認がポイント！

関係部署との連携と情報共有が大事

→ 中間資料・オリジナルチェックリストの作成、内部研修の実施等

見直し時の対策

配分上のルールに照らし合せ、適正な申請と
なっているか？



1. 計算の仕組みの理解
2. 要件の確認、数値の確認
3. 根拠資料の整備

検査の指定をされた後では、調査票の誤りは修正できない！



① 要件、数値等の確認

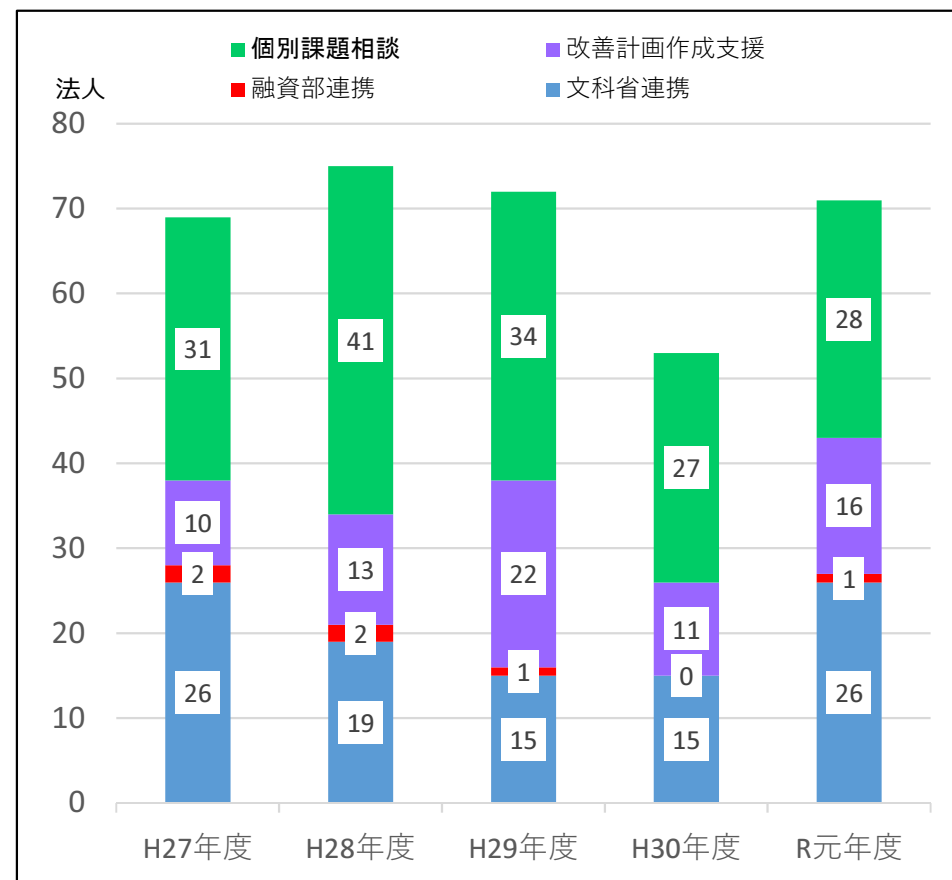
② 確定報告・実績報告での修正

私学事業団の経営相談実施状況

- 毎年度、申し込みのあった中から60法人程度を目途に経営相談を実施している。
- 経営相談では、**経営改善計画作成**の支援や個別課題に対する相談などを行っている。

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	法人	法人	法人	法人	法人
文科省連携	26	19	15	15	26
融資部連携	2	2	1	0	1
経営改善計画作成支援	10	13	22	11	16
個別課題相談	31	41	34	27	28
合 計	69	75	72	53	68

※ R元年度は、異なる区分で複数回実施した法人があるため合計と内訳が一致しない。



経営相談の希望項目

- 個別課題相談は、大きく8つに分類している。
- 多くの法人が相談を希望した項目は、従前からの**財務分析**や**人事政策・人件費の見直し**に加え、R元年度は、**経費の節減**が増加している。

経営相談希望項目（重複回答可）

相談内容項目	具体例	区分		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
管理運営、組織の活性化	中長期計画・改組転換、組織・理事会の運営、規程の見直し、情報公開・事業報告書、リスクマネジメント	10	32.3%	11	26.8%	9	26.5%	11	40.7%	8	28.6%		
教育条件の比較・分析	教育条件の規模別・系統別・地区別比較、教職員の資質向上、キャリア支援、学生生徒等の生活支援	3	9.7%	7	17.1%	6	17.6%	3	11.1%	5	17.9%		
		16	51.6%	17	41.5%	17	50.0%	14	51.9%	13	46.4%		
財務の分析・比較	財務分析手法、規模別・系統別・地区別比較、キャッシュフロー分析、教職員の規模分析、シミュレーション	10	32.3%	22	53.7%	11	32.4%	8	29.6%	11	39.3%		
		16	51.6%	21	51.2%	15	44.1%	14	51.9%	17	60.7%		
学生生徒等の確保	募集活動、広報活動、入試戦略、地域連携・交流、入学志願動向	7	22.6%	11	26.8%	9	26.5%	8	29.6%	17	60.7%		
		2	6.5%	5	12.2%	7	20.6%	4	14.8%	4	14.3%		
人事政策・人件費の見直し	人事考課制度、人件費管理、給与制度・支給基準、定年・早期退職制度	4	12.9%	7	17.1%	0	0.0%	4	14.8%	3	10.7%		
		68	-	101	-	74	-	66	-	78	-		
収入の確保、経費の節減	外部資金の獲得（補助金等）、子会社設立、収益事業、諸経費節減手法	31	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	27	100.0%	28	100.0%		
その他の課題													
専門家を活用した相談													

私学経営情報センターの刊行物等

財務に関する統計

◇今日の私学財政

- 大学・短期大学編 (CD-ROM版)
- 高等学校・中学校・小学校編 (CD-ROM版)
- 幼稚園・特別支援学校編
- 専修学校・各種学校編



学生・生徒数に関するデータ

- ◇私立大学・短期大学等入学志願動向
- ◇私立高等学校の入学志願動向 (ホームページにて公開)

財務分析用システム

◇私学情報提供システム

(インターネットを利用して「今日の私学財政」の閲覧や財務関係数値の提供が可能なシステム)



教育に関する情報

◇大学ポートレート【私学版】

(一般の利用者がインターネットを利用して教育情報の検索・閲覧ができるシステム)

◇私立大学・短期大学教育の現状 (ホームページにて公開)



私学経営情報センターが行う経営支援・情報提供事業（令和2年度）

学校法人の要望例

- 会計処理のご質問**
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問**
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧**
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析**
学校の財務分析資料がほしい
- 教育情報の活用・公表**
大学等の様々な特色や取組を検索したい
- 経営者や職員の研修・育成**
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- 研修会実施の支援**
学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- 改革事例等の紹介**
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案**
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案してほしい
- 経営改善計画の作成支援**
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm



私学経営情報センターで提供可能なサービス

（会計処理等、基礎調査、e-マネージャについての質問への回答）

- 電話・メールでご回答します
- 会計処理等についてのご質問 ☎03 (3230) 7846～7848
 - 基礎調査、e-マネージャについてのご質問 ☎03 (3230) 7840～7844



（私学情報資料室） ☎03 (3230) 7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます（私学振興事業本部（九段事務所1F））

（データ提供） ☎03 (3230) 7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています
◇ 学生数 ◇ 財務データ ◇ 財務比率表 ◇ 今日の私学財政 等

（依頼に基づく資料提供） ☎03 (3230) 7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます（内容により、日数を要します）

（大学ポータル（私学版）） ☎03 (3230) 7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や、実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

（セミナー） ☎03 (3230) 7849～7850

理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

（講師派遣） ☎03 (3230) 7838

- センターの職員を講師として派遣いたします（講師派遣については交通費と講演料が必要です）

（経営相談） ☎03 (3230) 7826

- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
- 経営改善の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
- 学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※ 左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

コロナ禍における監事監査のポイント
～法的リスクの監査を中心に～

講師　：　大河原　遼平

(TMI 総合法律事務所　パートナー弁護士)

文部科学省 令和2年度 学校法人監事研修会 講演

コロナ禍における監事監査のポイント

～法的リスクの監査を中心に～

2020年9月

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 大河原 遼平



自己紹介

パートナー弁護士 大河原 遼平 (おおかわら りょうへい)



● 所属：TMI 総合法律事務所（東京・六本木、名古屋、神戸、大阪、京都、福岡ほか海外）

● 略歴

- 2001年 高槻高等学校（大阪）卒業
- 05年 一橋大学法学部法律学科卒業
- 07年 一橋大学法科大学院修了、最高裁判所司法研修所入所（実務修習地：福岡）
- 08年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 09年 TMI 総合法律事務所勤務
- 13年 文部科学省高等教育局私学部勤務（専門官（課長補佐級）として常勤）
- 17年 TMI 総合法律事務所復帰
公益財団法人日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 評価員就任（～現在）
文部科学省 学校法人制度改善検討小委員会 委員就任（～19年）
- 18年 私学高等教育研究所 研究員就任（～現在）
- 19年 文部科学省 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 委員就任（～現在）
- 20年 パートナー就任

● 業務内容

- 文部科学省在職時には、2014年の私立学校法改正作業、「私立大学等の振興に関する検討会議」における企画立案、学校法人運営調査その他文部科学省に関する法律業務、政策立案業務等を広く担当。
- 現在は、文部科学省勤務以前からの主要業務であった事業会社への一般企業法務、知的財産、危機管理、紛争解決等に加え、学校法人を中心とした教育業界への各種法律業務もメイン業務としている。学校法人、国立大学法人の理事にも就任。
- 学校法人制度改善検討小委員会委員として、2019年の私立学校法改正につながる提言に関与。学校法人に関する各種講演・研修等を担当。教育学術新聞（2019年1月16日）、日本経済新聞朝刊（同年2月18日）への寄稿も。

目次

- 1 はじめに
- 2 法人組織関係
- 3 教職員関係
- 4 遠隔授業関係
- 5 学納金関係
- 6 業者取引関係
- 7 まとめ

1 はじめに



今日お伝えしたいこと

- **コロナ禍の下でも当然ながら監事監査は必要！**
- **緊急対応の時期が過ぎ長期戦となる中で、法令遵守をより徹底する必要あり！**
- **コロナで問題となる法的リスクを把握し、今年度監査のポイントをつかむことが重要！**

新型コロナと法務面の主な課題

法人組織

- ・ 理事会・評議員会の開催方法
- ・ 決算業務

教職員

- ・ 感染予防のための対応（在宅勤務、時差出勤、自宅待機など）
- ・ 感染者が発生した場合の対応

学務

- ・ 遠隔授業の活用（著作権の問題、教育法規の問題）
- ・ 学納金の減額の要否

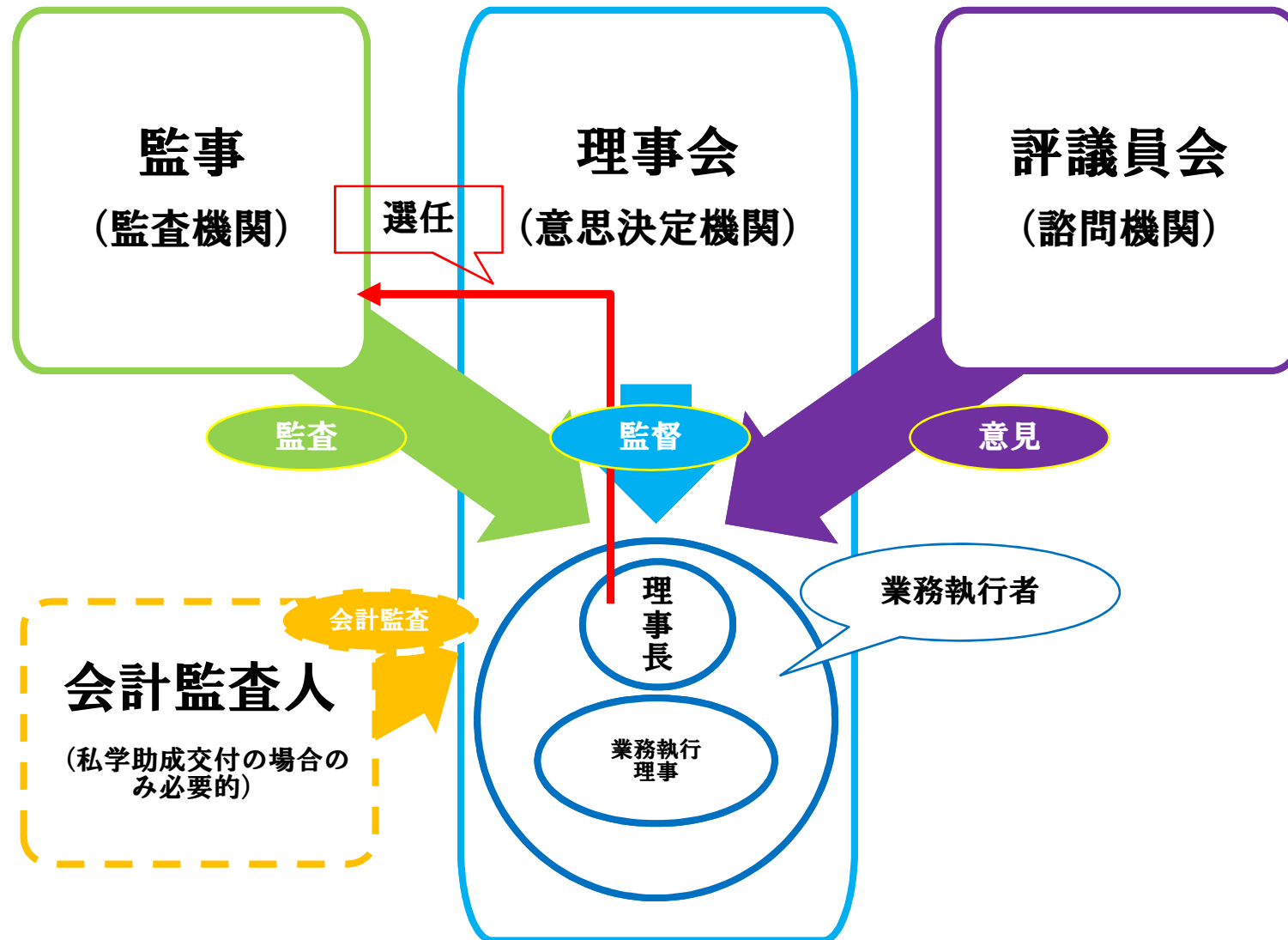
業者取引

- ・ 取引業者とのトラブル対応
- ・ 契約実務の変容

2 法人組織關係



学校法人の組織



理事会・評議員会の開催方法

問題点

- ・ 3密防止の観点から、密集した会議体は避ける必要あり
- ・ 持ち回り決議は禁止（違反した決議は無効となるリスク）

対応策

- ・ ①書面による意思表示方式（あるいは委任状方式）の活用

留意点

- ・ 寄附行為に定めが必要
- ・ 単なる白紙委任や理事長等への一任等は不可

- ・ ②テレビ会議システム・ウェブ会議システムの活用

留意点

- ・ 音声や映像がスムーズに流れず、会議が中断することも
- ・ 機密情報・個人情報の漏洩リスクも完全には否定できない

参考：令和2年3月11日文科省事務連絡

監事のチェックポイント

理事会・評議員会の開催方法

- ・ 適時・適切な開催となっているか？
- ・ 持ち回り決議を行っていないか？
- ・ 書面による意思表示の利用
 - ・ 寄附行為に規定されているか？
 - ・ 事前に十分な情報提供をしているか？
- ・ ウェブ会議システムの利用
 - ・ 継続して双方向で議論ができる状況となっているか？
 - ・ セキュリティシステムは万全か？

中期計画の進捗状況

- ・ 達成状況はどうか？
- ・ 見直しの必要はないか？

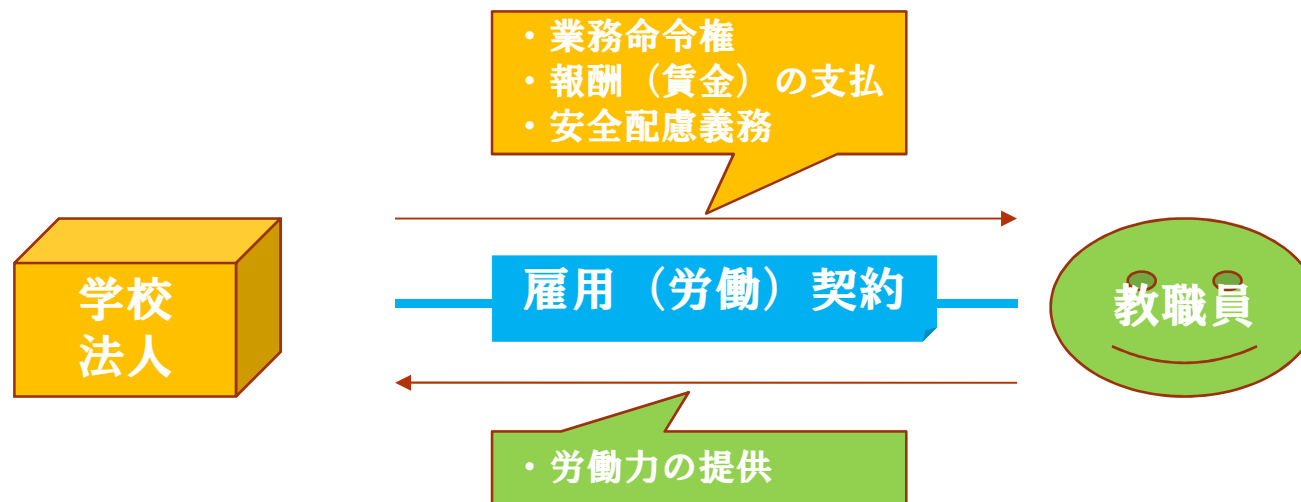
3 教職員關係



学校法人と教職員の法律関係

● 雇用契約とは

- 「当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約する」契約（民法623条）
- 基本的には「労働契約」に該当し、労働基準法、労働契約法等で保護の対象となる（特に労働時間、賃金等は手厚く保護）



感染予防のための対応

問題点

- 職場における3密の防止（安全配慮義務）
- 労基法等の労働法制による厳格な規制（違反した場合は刑事罰（懲役・罰金）、残業代の支払請求等のリスク）
- 従前からの規則的・画一的な労働環境

対応策

- 在宅勤務
- 時差出勤
- 自宅待機（休業）

監事のチェックポイント

全体

- ・法人としてどのような勤務形態を整え、どのように労務管理しているか？
- ・感染防止のためにどのような対策をとっているか？文科省のガイドラインに準拠しているか？
- ・感染者が発生した場合の対応は？

在宅勤務

- ・テレワークに関する規程を設けているか？費用負担等についても定められているか？
- ・労働時間の管理をしているか？どのように業績評価しているか？
- ・出勤を拒否している教職員への対応は？
- ・在宅勤務特有のハラスメントは発生していないか？

時差出勤

- ・就業規則や労使協定に定められているか？

自宅待機

- ・自宅待機させるだけの正当な事情があるか？
- ・休業手当の支払など遺漏はないか？

4 遠隔授業関係



遠隔授業と著作権・教育法規

問題点

- ・ 3密防止を目的とした対面授業の回避
- ・ 他人の著作物を用いた授業は著作権侵害の可能性（侵害の場合は差止め、損害賠償、刑事罰のリスク）
- ・ 大学設置基準では原則として対面授業を想定

対応策

- ・ 著作権法上適切に利用する必要あり（著作権法35条その他の理解が必要）
⑩マニュアルの作成や学内研修が不可欠
- ・ 令和3年度以降の公衆送信については、SARTRAS（サートラス）に補償金の支払が必要に（同2年度は0円（ただし届出が必要））
- ・ 設置基準との関係では、文科省が「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付け）等を出し、上記法令の解釈の柔軟化を図っているため、それに沿った対応を行うことが重要

監事のチェックポイント

著作権

- ・ 著作権侵害でクレームを受けている事案はないか？
- ・ 著作権侵害の発生を防ぐ取組（マニュアルの作成、学内研修など）は行っているか？
- ・ SARTRASへの届出はできているか？

教育法規

- ・ 大学設置基準やガイドラインへの対応状況は？

財務面

- ・ 遠隔授業への臨時的支出はどの程度か？財務への影響は？

5 学納金関係



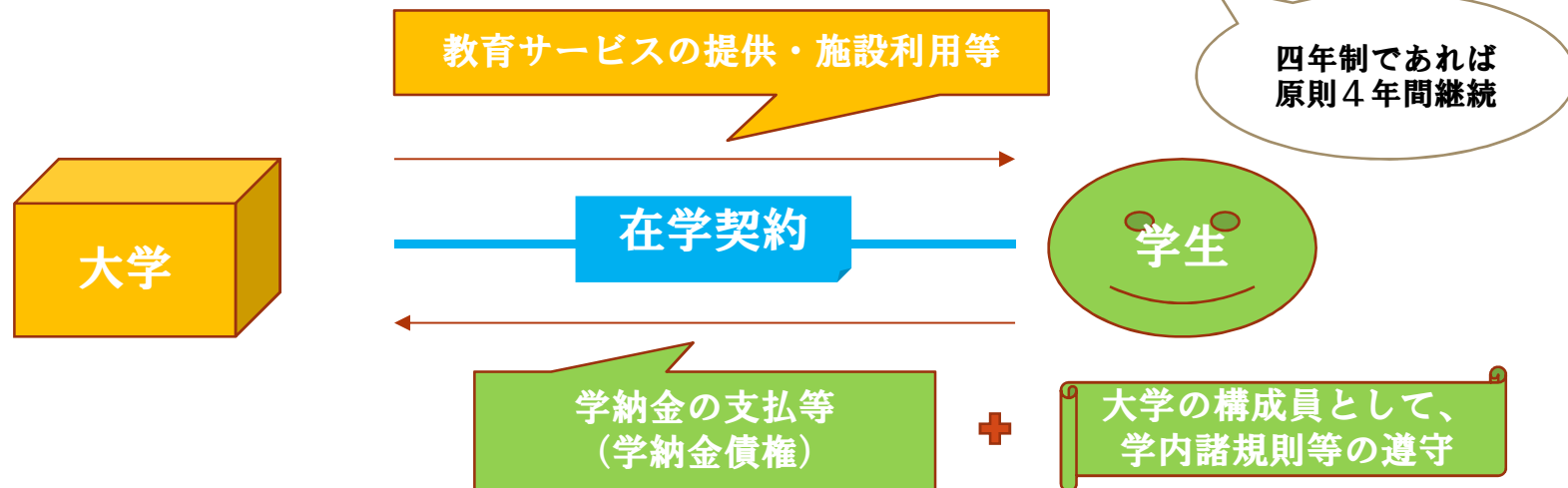
大学と学生の法律関係

- 大学と学生の間には、入学の際に「**在学契約**」という契約が締結されている

民法には規定がなく（＝無名契約）、最高裁判例で性質が述べられている

- 在学契約とは

- 中心は、大学が学生に教育サービスを提供し、教育施設を利用させ、その対価として学納金を支払う契約



学納金の減額

問題点

- ・ 臨時休業措置がとられ、大学に入構できない以上、授業も受けていないし、施設も利用できないので、学納金の返還を求めるというクレームが多発
- ・ もっとも、法的に本当にそうか？
 - ・ 大学には教育内容に関する広い裁量あり
 - ・ 遠隔授業でも対面授業に見合った教育サービスを提供していれば、学納金の減額は不要ではないか

対応策

- ・ 代替的な教育内容の充実（遠隔授業など）
- ・ 一時的な給付金の支給や奨学金の充実

監事のチェックポイント

授業の実施形態

- ・ 遠隔授業の質の担保はどのようにしているか？
- ・ 遠隔授業に対する学生の満足度は？
- ・ 遠隔授業におけるトラブル対応は？
- ・ 今後の授業形態に関する戦略はどうか？

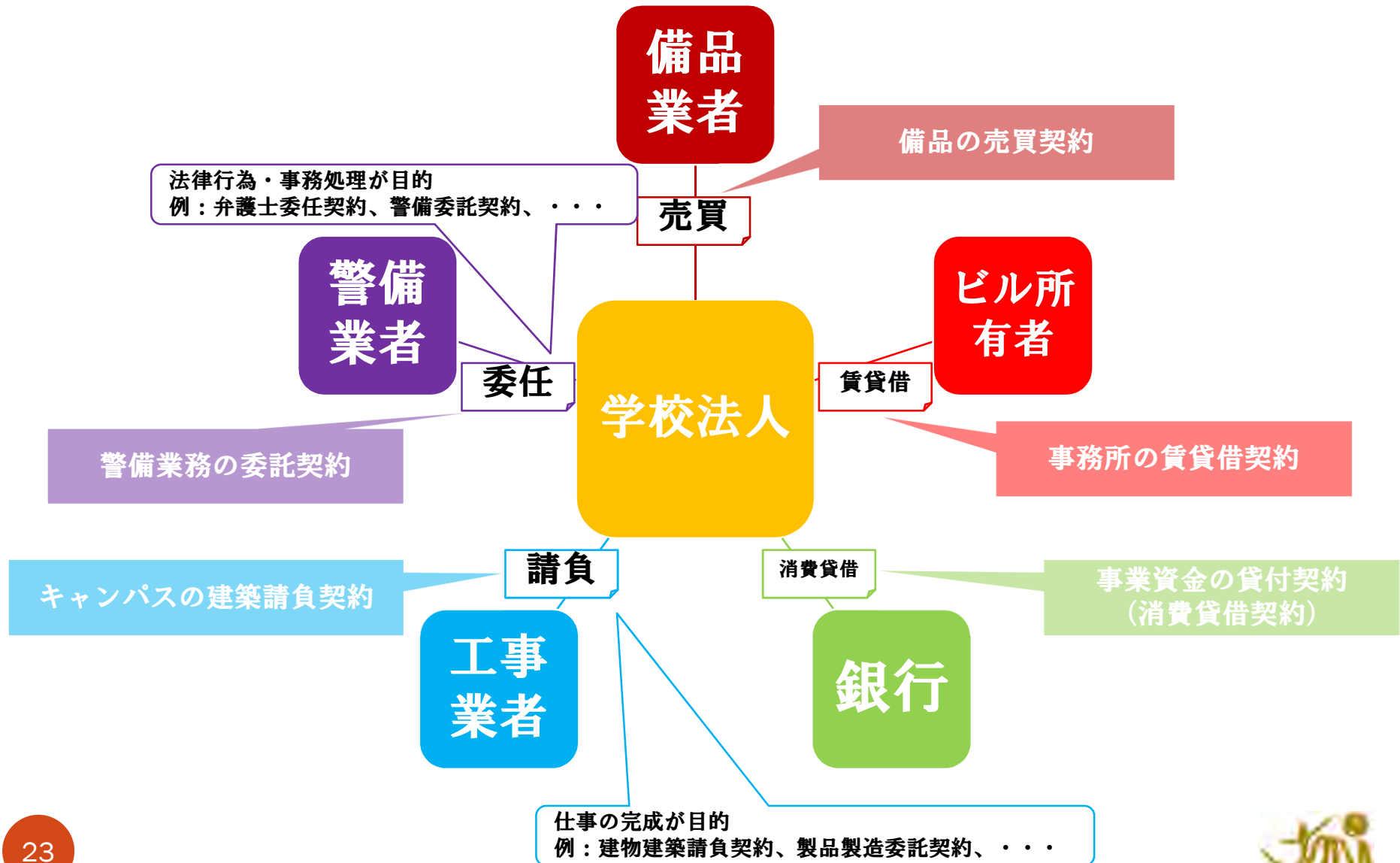
学生支援

- ・ 学生支援のメニューは？
- ・ 財務的裏付けは十分か？
- ・ 補助金の活用はできているか？

6 業者取引関係



様々な取引業者との関係



取引業者とのトラブル対応

問題点

- ・ 新型コロナで様々な業務がストップ
- ・ 業務の対価や損害賠償はどうすればよいか？

対応策

- ・ 法律上の原則
 - ・ 危険負担：双方に帰責事由なければ対価の支払不要
 - ・ 債務不履行：相手方に帰責事由あれば損害賠償請求可
- ・ 債権関係の民法改正（2020年4月1日より本格施行）等も意識する必要
- ・ 専門家の関与による早期解決がベスト

契約実務の変容

問題点

- ・ 根強い「ハンコ文化」
- ・ 在宅勤務中心になることにより、契約書等の押印が困難に
- ・ 押印なくても原則として契約は成立するが、訴訟の際に証拠として利用する際にハードルあり

対応策

- ・ 署名の活用
- ・ 電子契約の導入
 - ・ 当事者型
 - ・ 立会人型

監事のチェックポイント

トラブル対応

- ・ トラブルになっている取引はないか？
- ・ 業者の履行に支障が生じた業務について、どのような解決が図られているか？
- ・ 取引一般について契約書が作成されているか？内容は適正妥当か？

電子契約等

- ・ 電子契約に関する検討状況は？
- ・ コストやメリット・デメリットを正確に把握して検討できているか？
- ・ 契約以外の電子化に関する検討状況は？

7 まとめ



まとめ

コロナという未曾有の事態を前提とした監査が必要

- ・ いつもと同じ監査ではなく、幅広くチェックすべき
- ・ 監事監査にも専門家の関与が有益
- ・ 正当な監査費用は法人に請求可能

改正私学法施行により監事の役割がますます重要に

- ・ 権限の強化（差止請求権、理事会招集請求権など）
- ・ 善管注意義務・損害賠償責任の明確化

今年度施行の様々な法改正対応にも目配りする必要あり

- ・ 改正民法、働き方改革関連法、パワハラ防止法・・・

監事も法人の一員として一緒に知恵を絞ることが大事

- ・ 誰も正解のわからないウィズコロナ・アフターコロナの法人運営について、監事の知見を積極的に提供していくことも大切

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 大河原 遼平
(おおかわら りょうへい)

連絡先

- 〒106-6123
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
- TEL 03-6438-5511 (直通 03-6438-5373)
- FAX 03-6438-5522
- E-mail : rokawara@tmi.gr.jp

ご質問・ご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました。

【主著】

- 「学校法人法務の現状と課題」
 - ビジネス法務2017年11月号（中央経済社）
- 「民法改正が学校法人経営に与える影響」
 - 学校法人2018年2月号～11月号（学校経理研究会）
- 「学校法人破産時における授業料返還等債権の取扱い」
 - NBL1146（2019年5月15日）号（商事法務）（共著）
- 「『学校法人制度の改善方策について』の考察」
 - 学校法人2019年5月号～9月号（学校経理研究会）
- 「私立大学・短期大学を設置する学校法人のガバナンス改革のための具体的方策」
 - 文部科学教育通信468号（ジアース教育新社）
- 「私学法改正とガバナンス・コードに対応した寄附行為・学内諸規程の整備」
 - 学校法人2019年11月号（学校経理研究会）
- 『私学法改正で変わる監事監査の実務』
 - 2019年12月発刊（学校経理研究会）（共著）
- 「改正民法を踏まえた入学時誓約書・保証書の実務」
 - 学校法人2020年2月号～3月号（学校経理研究会）
- 「学校法人における新型コロナウイルス感染症に関する法務対応」
 - 学校法人2020年4月号～7月号（学校経理研究会）
- 「学校法人における新型コロナウイルス感染症に関する法務対応」
 - 大学マネジメント2020年5月号～7月号（大学マネジメント研究会）